決　算　審　査　特　別　委　員　会　会　議　録

１　開会年月日

令和８年１０月１９日（月）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（１８名）

委員長	田　中	香　澄
副委員長	山　本	一　仁
理　事	ほかり	吉　紀
理　事	高　山	かずひろ
理　事	豪	一
理　事	沢　田	けいじ
理　事	小　林	れい子
理　事	金　子	てるよし
理　事	白　石	英　行
理　事	松　丸	昌　史
委　員	のぐち	けんたろう
委　員	松　平	雄一郎
委　員	石　沢	のりゆき
委　員	千　田	恵美子
委　員	山　田	ひろこ
委　員	田　中	としかね
委　員	上　田	ゆきこ
委　員	海　津	敦　子

４　欠席委員

な　し

５　委員外議員

議　長	市　村	やすとし
副議長	高　山	泰　三

６　出席説明員

成　澤　廣　修	区　長
加　藤　裕　一	副区長
新　名　幸　男	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長
榎　戸　　研	防災危機管理室長
髙　橋　征　博	区民部長
長　塚　隆　史	アカデミー推進部長
矢　島　孝　幸	福祉部長兼福祉事務所長
瀬　尾　かおり	地域包括ケア推進担当部長
多　田　栄一郎	こども未来部長
阿　部　敦　子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜　沼　秀　之	都市計画部長
小　野　光　幸	土木部長
細　矢　剛　史	資源環境部長
松　永　直　樹	施設管理部長
宇　民　　清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉　田　雄　大	教育推進部長
渡　邊　　了	監査事務局長
川　﨑　慎一郎	企画課長
宮　間　恵梨果	政策研究担当課長
菊　池　日　彦	用地・施設マネジメント担当課長
猪　岡　君　彦	財政課長
横　山　尚　人	広報戦略課長
畑　中　貴　史	総務課長
進　　憲　司	福祉政策課長
鈴　木　仁　美	高齢福祉課長
間　仲　俊　介	地域包括ケア推進担当課長

佐々木　健　至	介護保険課長
小　山　直　秀	事業者支援担当課長
後　藤　容　子	国保年金課長兼高齢者医療担当課長
増　田　密佳子	健康推進課長
小　島　絵　里	予防対策課長
野　上　達　子	保健対策担当課長
佐　藤　祐　司	保健サービスセンター所長
前　田　直　哉	都市計画課長
川　西　宏　幸	地域整備課長
村　田　博　章	住環境課長
大　畑　幸　代	建築指導課長
橋　本　淳　一	管理課長
有　坂　和　彦	道路課長
髙　橋　　彬	みどり公園課長
武　藤　充　輝	環境政策課長
石　川　浩　司	リサイクル清掃課長
清　家　　忍	文京清掃事務所長
真　下　　聡	教育推進部参事教育総務課長事務取扱
宮　原　直　務	学校運営課長
足　立　和　也	学校施設課長
山　岸　　健	教育指導課長
髙　橋　拓　也	教育施策推進担当課長
大　塚　仁　雄	児童課長
木　内　恵　美	教育センター所長
奥　田　光　広	真砂中央図書館長

７　事務局職員

事務局長	佐久間　康　一
議事調査主査	杉　山　大　樹
議事調査主査	菅　波　節　子
議事調査担当	宮　川　美　帆

８　本日の付議事件

(1)　報告第１号「令和７年度文京区一般会計歳入歳出決算」

ア　一般会計歳出

・６款「衛生費」～12款「予備費」

(2)　報告第２号「令和７年度文京区国民健康保険特別会計歳入歳出決算」

(3)　報告第３号「令和７年度文京区介護保険特別会計歳入歳出決算」

(4)　報告第４号「令和７年度文京区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」

午前　　９時５９分　開会

○田中（香）委員長　それでは、決算審査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者に御出席いただいております。

なお、中島生活衛生課長は、親族の葬儀等のため欠席です。

○田中（香）委員長　それでは、決算審査に入ります。

先週に引き続き、一般会計歳出の６款、衛生費です。

主要施策の成果216ページから235ページまでの部分です。

それでは、高山委員から始めます。

高山委員。

○高山委員　おはようございます。

221ページのですね、環境衛生監視、こちらについて。今、冒頭、委員長、申し上げていただいたとおり、中島課長が今日はいらっしゃらないということですので、私のほうから後日共有いただいて、今日は要望ということだけで結構でございますので。

環境衛生課に関しては旅館業並びに住宅宿泊事業法、こちらにかかってくるかと思うんですが、文京区はこれまでもですね、良好な生活環境と公衆衛生の確保に向けて、民泊や旅館施設の届出に対しての立入検査や指導、監視体制など強化を努めてられてきたかと思います。７年度決算ですけれども、この本定例議会において、旅館業法施行条例等一部の改正を行いました。それから、その中には営業時間内の従事者の常駐義務、それから構造設備基準の見直しと国外の在住の業者に対する国内代理人の選任強化、今までは、これまでフロントが必要ないというところになってきたところをしっかりと入口でカバーしましょうと。衛生上、

よろしくない方がいらっしゃったり、それから御病気の方がいらっしゃる場合は当然、感染拡大がしてしまいますので、しっかりしていこうということになったと思いますので、しっかり今後ですね、監視や指導の制度等、実効性をより高める条例改正を行いましたので、しっかりとお務めをいただきたいと思います。

それからですね、住宅宿泊事業法、こちら民泊ですね。こちらについては、こちらもですね、先ほど申し上げたとおり本定例議会において改正案が可決されました。当初、高山泰三副議長にはですね、示していただきました案に対して、なかなかこの案では、内容では我々会派としては賛同することが難しいと率直に申し上げました。条例案の修正に向けた御尽力に加えて、様々な調整役をしていただきました。大変御苦労されたかと思いますので感謝を申し上げたいと思います、この場で。

私もですね、１年半前まで厚生委員でしたので、そのときから今、いらっしゃいませんけど中島課長にはですね、この民泊について、厚生委員会以外の予算並びに今回のような決算委員会の場において様々質問をさせていただきましたし、普段から８階の生活衛生課には伺って、何度も伺って御相談をさせていただきました。

今年の２月の予算委員会において、規制を緩めているのは国ですが、実際に対応に苦慮しているのは生活衛生課の皆さんや保健所の皆さん、ですから、この空き部屋を効率よく使うスモールビジネスをしっかり認めながら、文京区としてこれから今後、その民泊というものをどこまで許容できるんだということを今のうちから想定して、対策を行っておいたほうがよいという、のではないかということも投げかけさせていただきました。

この度の条例の改正によって制限区域の全域、区の全域に拡大するとしたことと、そして近隣住民への説明会もある程度、義務化にほぼ近づいてきました。先ほどの旅館業と同じようにしっかりと代理人を、選任を義務化して、規制をこちらも強化しました。特にですね、私も様々苦情を受けていた中で、深夜早朝なんかの騒音ですとか喫煙ですね。そういったところが非常に多かったです。

今回の条例改正案もですね、１年後の検証も盛り込まれていますけれども、今後１年間しっかりとデータを、届出数やその説明会の義務化を行ったこと、それから近隣のこれまでも同じように苦情や相談などをしっかりとデータ化をして、蓄積、分析をしていただいて、次年度以降、議会に報告をいただくということですから、また改めてそのときにいただいた報告の内容を基に条例の改正がしっかり行ったことが功を奏してなのかというのは、改めてその場でまたお聞きをしたいと思います。

附帯決議の第２項にはですね、家主同居型など形態に応じた過度な負担を課すことのないよう、十分な配慮が求められています。区としてもですね、悪質な無許可営業、いわゆる闇民泊など、それから不在型ですね。こういったものに厳格に対処しながら、しっかりとそういった地域に根差した家主同居型については適正に指導を行いつつも、認めていくという方針に取り組んでいただきたいと思います。

それから私からはですね、225ページのがん検診、こちらについて御質問させていただきます。

先週、のぐち委員も御質問されてたと思うんですが、私はちょっと違う角度から御質問させていただきたいんですが、区のがん検診は、区内の居住する対象者数に対して実際の受診者数と受診率に対して、どうしてもやっぱり隔たりが出ているかと思います。毎年の対象者数、目標受診数と実際の受診者数について、区はどのような検証を行われていらっしゃるのかということと、実際に受診をされていない方には勤務先や、その配偶者の会社の健康診断でがん検診を受けている方がもちろんいらっしゃると思うんですね。その職場での検診を受けている方の職域のデータなどは、区はどういう形で共有をできているのか。難しいと思うんですが、その辺りというのはどういうふうに予算にも反映していらっしゃるのかというのを御質問いたします。

○田中（香）委員長　増田健康推進課長。

○増田健康推進課長　区が実施するがん検診は、区の検診以外に受診機会がない方を対象としております。個々の区民の方の職域検診などを受ける機会の有無は、把握はできておりませんが、ただ、がん検診の受診を広く促すため、年齢等の条件を満たす区民の方には毎年御案内をしているところでございます。

区実施のがん検診の受診率を算出する場合は、職域検診などを受ける機会がある方を除外する必要がおっしゃるとおりございます。そのため、都が実施する健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査における、がん検診の対象年齢の人のうち、職場や人間ドックなど受診する機会がなく、区市町村区の検診の主な対象となる人の割合、いわゆる対象人口率を活用して区のがん検診の受診率を算出をさせていただいております。

職域のがん検診の結果というものは、現時点でですね、区の定めるがん検診の内容とは異なる、指針に基づいてないというか、そういったところもございますので、今、共有はできておらないところです。

以上です。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山委員　がん検診のですね、今回の決算委員会ですので、その予算の策定における目標受診率とですね、現実の先ほど申し上げたとおり的な見込みのバランスについて、ちょっとお伺いしたいんですが、健康計画等では受診率が60％ですかね、の目標としている一方で、現実の受診実績では、やはり差が出ていまして、その数値に合わせて予算を計上すれば不用額、いわゆる執行残が生むことになるかと思うんですね。ただ、逆に過度で実績を、過度に実績を織り込んだ予算組みをすると、積極的な受診勧奨によって受診者が急増した際に予算不足を招くという恐れもあるかと思います。

区として、目標達成に向けた受診勧奨を行いながらも、精度の高い予算見積りを今後どのような工夫を行って調整をされていかれるのかということを最後にお聞きしたいと思います。

○田中（香）委員長　増田健康推進課長。

○増田健康推進課長　おっしゃるとおりですね、がん検診の目標受診率というのは私ども、計画の中、国のほうもですね、60％と出しているところですが、御承知のとおりですね、なかなかそこの数値に及んでないと。それを基にしてですね、予算を立てますと御指摘のとおり乖離があるということになりますが、予算の策定に当たりましては過去３か年における実際の受診実績を踏まえて受診者数を算出して、するなど、不用額が生じないよう実態に即した予算計上に努めているところでございます。今後もそのような形で適切に予算計上、努めていきたいと考えております。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山委員　お答えいただいてありがとうございました。

確かに、その不用額を出さないために今、申し上げたとおり現実的な見積りをしてしまうと、目標受診率と想定受診率の乖離が、状態がむしろ固定化してしまうという可能性もありますので、リコール通知、それから、など、攻めの勧奨によって、こういった予算はしっかりと、むしろ使い切るということを目標に、目標受診率を近付ける等で積極的な事業運営に来年度も引き続き取り組んでいっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○田中（香）委員長　上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。225ページから227ページのがん検診のところで、男性特有の健康課題への対応と前立腺がん検診について伺います。

保健衛生部の皆さんが、がんによる死亡率の減少を重視して、検診を通じて区民の命を守

ろうと取り組んでいらっしゃることはとても尊いことだと思っています。一方、一人一人の尊厳を考えれば、寿命を延ばすことに加え、健康寿命やＱＯＬの向上という観点も必要だと思います。女性の健康について、３月を中心に丁寧に啓発していただいていることもありがたいと思っておりますし、加えて、私はこれまで男性の更年期や特有の疾患についての啓発を求めて、点字にも加えていただくようになりました。ただ、扱いがまだまだ小さくて必要な方に十分届いているのか、課題を感じております。

一方で、福祉部では尿トラブルや更年期について学ぶ男のメンテナンス塾を開催し、28人が参加しています。男性の悩み事に関する講座は今後も続けてもらいたいとの声も寄せられているとのことです。また、尿失禁予防教室の参加者は令和２年度の16人から令和７年度には84人へと増えています。排尿への不安は外出を妨げ、社会的フレイルや生活の質の低下につながります。こうした不安を軽減し、自分らしく生活できるよう支えることは、フレイル予防、介護予防の観点からも重要だと思います。

福祉部の取組や、そこで把握したニーズを保健衛生部も共有し、男性特有の健康課題について分かりやすい啓発や相談、必要な受診につなげるなど連携して取り組んでいただきたいと思っております。

特別区では既に17区が実施している前立腺がん検診について、区でもＰＳＡ検査を導入していただきたいと思います。同僚議員から、同年代の男性が集まると男性特有の健康課題が話題になると伺っております。検診の案内や啓発はこうした関心や不安に応え、病気や検査の利益、不利益について正しく知り、受診について自分で考える機会にもなると思いますが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　増田健康推進課長。

○増田健康推進課長　前立腺がん検診は国のがん検診の指針に位置付けられておりません。実施している17区のうち８区は200円から1,000円の一部自己負担が設定されているところでございます。

本検診の主流であるＰＳＡ検査において指標となるＰＳＡの値は日常行動等でも変動し、年齢に応じた考慮も必要なことから、数値が高いことイコール即がんを意味するわけではなく、擬陽性が生じやすいという課題があります。要精密検査となった場合には確定診断に至るまでの強い心理的不安に加え、放置しても症状が出ないがんや進行が遅く寿命に影響しないがん等の発見による不必要な検査や治療、過剰診断、過剰治療を招く可能性も指摘をされているところです。

仮に本区で実施する場合、指針外のため、一部自己負担の検討も必要となりますが、全額公費である既存の他検診と異なり受診控えを招き、十分な検診効果を得にくくなることも想定をされております。

行政が行う対策型検診は、住民全体の当該がんによる死亡率減少が目的であり、加えて不利益が利益を上回るリスクには極めて慎重であると考えております。国の指針外の検診でもあることから、本区において現時点では実施する予定はございませんが、引き続き国の動向等は注視してまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

石沢委員。

○石沢委員　私からは、221ページの４、環境衛生監視について質問したいと思います。

先日、民泊の議員提出議案が成立をしまして、私たちも提案者として大変重要な条例が成立したなというふうに思っているんですけども、この中でですね、説明会の開催についての文言を加えさせていただいております。この中で説明会については基本的に原則はやっていただくという中身になっているかと思うんですけども、ただ一方で、規則で定めたところについてはですね、やらなくていいということで、そこもですね、条例の中には加えられております。

それで成立からですね、12日間ですかね、今たった段階で、この規則の部分についてですね、区側として、どういうような中身にしていこうというふうに考えているのか。できれば具体的にですね、お答えいただきたいなというふうに思っているんですけれども、御答弁いただけますでしょうか。

○田中（香）委員長　阿部保健衛生部長。

○阿部保健衛生部長　ただいま御質問の条例の施行に必要な規則につきましては、本日付で交付してございます。附帯決議第２項の趣旨も踏まえまして、説明会については一律に開催を求めるのではなく、届出予定者の居住実態や管理の形態に応じて一定の要件を満たす場合には省略できる仕組みを規則に定めてございます。

具体的には、届出予定者が個人であり、原則として届出住宅に３年以上継続して居住していることが確認できること、宿泊者の滞在中に不在とならないこと、届出予定者自身がですね、住宅宿泊管理業務を行うことなどを要件としております。こうした取扱いにより、近隣住民への周知の実効性を確保しながら、事業者の居住状況や管理の形態に応じた対応を図ってまいります。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　分かりました。ありがとうございます。本日付で、公表していただいたということで、その中身については今、部長さんから御答弁いただきました。

その中身については、今後また厚生委員会などでですね、よく議論をしていきたいなというふうに思いますけれども、いずれにしろ、やはりそういう、そういった規則の部分のやっぱり実効性というものがですね、やはり保たれる、そのことがやはり、こうした民泊のですね、調和というんですかね。住環境との調和という、そういうところがやっぱり果たされる、大変大事な肝になる部分だというふうに思いますので、この点については引き続き私たちも議論してまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○田中（香）委員長　続きまして、山本副委員長。

○山本副委員長　221ページのネズミ・衛生害虫というところで、本当に私もこのネズミをことあるたびにいろんなところで申しているせいか、分かりませんが、最近、町を出ますとですね、ネズミに困っているという方に結構お会いすることがありまして、先日も、おうちだったんですけどもですね、穴をふさいだり、いろいろやっているんですけど、なかなか大変だということでございます。

実は去年も質問したときに小幡部長がですね、当時、自立式のネットごみなど、しっかりと検討していきたいというふうに頼もしい御答弁をいただいてたものなんですけれども、いろんな取組はされていることは承知しておりますけれども、なかなか対策しても対策してもすぐ成果が出ないというのもございまして、一つには、どうしたらいいかということでですね、そういったごみ出しのことでですね、そういった自立式のネット型のですね、ごみ収集箱みたいなのをですね、どうかなと提案をさせていただきましたけれども、商店街や個人のおうち、早々、そういった出し入れもしっかりと協力をさせていただけるようなことも聞いておりますし、また、清掃のほうにもですね、これは関わってくるものですから、その辺の連携も含めて今現在、どのような、来年度の予算もこれから練り上げていくところかというふうに思っておりますが、反映されているのか。その辺、ちょっと確認ができればと思います。

○田中（香）委員長　阿部保健衛生部長。

○阿部保健衛生部長　ネズミの対策についての御質問ですが、まず、令和５年度から６年度にかけましては湯島地区においてネズミの駆除を行いました。基本的にはネズミ対策といたしましては、えさとなるごみの対策を行うことが必須でございまして、これを行わないと近隣

からネズミが移動してまいりますので、その効果は極めて短期的であるということが判明してございます。

そのために、ネズミ対策とごみの捨て方、出し方についてのチラシを日本語版に加え、英語と中国語版を作成いたしまして、飲食店に対して営業許可の更新の際に生活衛生課の窓口で、また店舗における指導検査時に現地にて配布をし、啓発活動を行ってまいります。引き続き関係所管と連携して、こちらは対応してまいります。

また、御家庭でのネズミの防止につきましてはホームページでの周知を行っておりますほか、各御家庭を訪問しての指導についても実施しているところでございます。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　ありがとうございます。部長さんから今、取組をということで、特に外国人や、そういうところにもしっかりと対応するんだということなんですけれども、恐らくなかなか難しいんだと思うんですね、それでも。だから、もうちょっと各部署と連携をしてというところでですね、清掃事業部と清掃課とですね、ぜひ連携して、そのような、もう一歩、踏み込んだ形でごみの出し入れの部分でですね、そういった蓋付きというか、箱型というか、網型というか、そういうのをやってほしいんですけれども、その辺はちょっと難しいですか。どうですか。

○田中（香）委員長　細矢資源環境部長。

○細矢資源環境部長　清掃の点から申しますと、先ほど、何だ、保健衛生部長のほうからも御答弁ございましたが、湯島のほうのですね、地区に関しましては私どもも当然認識はしておりまして、なるべく長い時間、集積場にごみを置かないことが肝要だと考えておりますので、所管としましても当該地区の収集については朝、通常より早く毎日行っているところであり、収集後はごみが残らないように集積場の清掃を行っているところでございます。ですが、なかなか飲食店等の就業時間とのタイムラグがあることから、収集直前に出してもらうことに。

○田中（香）委員長　少し聞こえづらいようでございますので。お願いします。

○細矢資源環境部長　収集直前に出してもらうことの周知や、本来、事業系ごみであることから、収集時間に柔軟な事業系ごみの収集許可業者による収集に切り替えてもらうことの周知をより丁寧に行ってまいりたいと思います。また、委員御提案の自立式のネットごみにつきましては、状況等も考えまして今後も検討してまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　すいません。ライブ中継の字幕を見ながらちょっと聞いてたんですけど、収

集場の朝ね、早くやっているということなんですけども、時間が早いからいいということでもないと思うんですね。今、最後のところが一番私、聞きたかったところで、ぜひネットのね、ごみ収集箱についての検討をですね、商店街と意見交換を積極的しながら、お互いに進めていただければというふうに思っております。

それと最近、私、よく朝、見かけるんですけども、カラスの防御のネットフェンスもあるんですけどもね。あれ結構、もう意外にもうカラスが持って、ずらしちゃったり、ちょっと何というかね、頭いいですから、ネットをどけてですね、食いついて、ごみが散乱しているところが結構、何か所も見かけるんですが、そうすると近所の人がですね、一生懸命、箒とちり取りを持って掃除して、またごみに入れてってやっているんですけども、あれ、もしそのままに放置しているとどうなるんでしょうか。清掃者がやることに、仕方なくなっちゃうんですか、さっきの話だと。

○田中（香）委員長　細矢資源環境部長。

○細矢資源環境部長　そのままということでの御質問ですけども、そのままにしておりますと、こちらの清掃事業の職員のほうで清掃するということになります。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　ありがとうございます。御丁寧によろしくお願いいたします。

以上です。終わります。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

以上で、６款、衛生費の質疑を終了させていただきます。

続きまして、７款、都市整備費の質疑に入ります。

主要施策の成果234ページから239ページまでの部分でございます。

御質疑のある方は挙手を願います。

松丸委員からお願いしますね。まだです。ちょっとお待ちください。松丸委員、山田委員、豪一委員、高山委員、金子委員の順番でまいります。よろしいですか。入替えがありましたね。大丈夫ですか。それでは、松丸委員。

○松丸委員　おはようございます。私のほうから１点、これは236ページの住宅対策費ということで、これは建設委員会でも、うちの宮本議員のほうから質問させていただいたアフォーダブル住宅、この件に関してちょっとお伺いさせていただきたいと思うんですけれども。

2024年の２月の定例議会、都議会の定例議会で、うちの公明党の東村幹事長がこのアフォーダブル住宅、いわゆる民間の活力によって子育て家庭に対して低廉な家賃で住宅を提供す

る、こういった仕組みをぜひ東京都としてということでつくってはどうかという提案をして、それ以降、このアフォーダブル住宅ということで現実的に予算もついてスタートしました。

しかしながら現状、去年ですか、この公募をした数は非常に少ない数だったんですよね。実際、この文京区もそこには該当しなかったということで、今後これが、じゃ、次、文京区にそういったところを提供してくれるあれがあるかというと、なかなか非常に厳しい、まだ現状があるんでね。

そういった中で、やっぱり同じようにやっぱりそういう課題を抱えている例えば千代田区が、これは９月の28日の建設新聞でも出ていましたけども、千代田区としてアフォーダブル住宅の供給モデルを創設して、区として単独でいわゆる目標100戸の、特に千代田区の場合はですね、いわゆるマンションとかビルの建設による都市化が非常に全国的にまず進んでいる地域でもありますけれども、既存のマンション、またはオフィスの老朽化というのが非常に出てきているという課題もあって、そこをうまく活用してアフォーダブル住宅の供給モデルを創設して、子育て世帯にしっかり提供して、そこに住み続けられる、そういう施策ということで、千代田区はこの10月からこの公募をかけてやるということを聞いておりますけども。

そういった意味で、こういった文京区もやっぱり似たようなやっぱり環境というか、状況があると思うんですけども、その辺で文京区としては今後の今、都が進めている、このアフォーダブル住宅なんだけども、なかなかこういう現状、非常に戸数的になかなか、うちにマッチするあれがないという中で、区独自としてこういった事業の創設ということも一つ視野に入れて取り組むべきではないかと思うんですけども、どのように今、考えていらっしゃるのか。そこをちょっとお聞きしたいです。

○田中（香）委員長　村田住環境課長。

○村田住環境課長　アフォーダブル住宅ということでございますが、委員が御指摘のとおりですね、東京都が基金などを募って事業を始めたというところは伺っております。また、その基金、民間資金を導入してということなので、その投資効果ということでは都心ではなかなか地価が高いということもありまして、アフォーダブル住宅の供給がどうしても地方部分に偏った形で供給されているというふうには聞いてございます。

また、千代田区のほうでもですね、区独自で事務所を住宅に改修するというような助成を始めるというふうにも伺っております。千代田区に関しましては、23区の中で一番やはり住宅価格の高騰が一番早く始まって、また一番上昇率も高かったという特殊な事情があったと

いうふうには聞いておりますが、その辺りですね、なかなか文京区で千代田区と同じような事業を行うには、やはり財政面ですとか、様々状況を踏まえながら検討する必要はあるかというふうには認識してございます。

なかなか文京区として住宅供給そのものを行っていくというところについては現状、実施する予定はないんですけれども、子育て支援というところは区政の中でも重要な課題というふうには認識してございますので、その辺りは所管とですね、情報共有をしながら、区としての対応、必要性についてですね、研究してまいりたいと認識してございます。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　分かりました。非常にまだハードルはかなりやっぱり高い部分がね、確かにあるんですけども、やはりこれは一つはやっぱりそういう子育て世帯に対して、文京区としてね、住宅施策としては既存のストックを活用してということも言っているわけですから、そういう意味では、やっぱりこういった、やる気じゃないんだけど、姿勢ね。今、課長言われたように研究し、それがどういう形で実現するか、これは非常にまだまだ、さっきも言いましたようにハードルは高いんだけども、できない理由を挙げれば、これは幾らでもあるんだけども。

やっぱりお隣の千代田区でもそういう、あれだけ住宅事情の非常に厳しい中でも、やっぱり千代田区としてこういう住宅政策をやりながら、子育て世帯に対して応援をしていますよということも非常に大きなやっぱりアピールにもなっていく、アピールでというわけじゃないんだけども、いう部分もあると思うんでね。しっかりとこれは今後よく研究しながら、うちもいろんな再開発とか、いろんなものをやっていますけども、そういう中でいろんな大手のそういう不動産会社とか、そういったところの何か情報もうまく活用しながらですね、ぜひ前へ進めていっていただきたいと、これは要望としてお願いしたいと思います。

以上でございます。

○田中（香）委員長　続きまして、山田委員。

○山田委員　おはようございます。私からは239ページの道路橋梁総務費のところの下のほう、境界確定ファイリングシステムというところで。

○田中（香）委員長　山田委員、土木はまだでございまして、都市整備のところで。

○山田委員　すいません、ごめんなさい。失礼しました。

○田中（香）委員長　次のときにお願いいたします。

豪一委員。

○豪一委員　それでは、まずはですね、237ページ、５番の不燃化推進特定整備地区について伺います。

この令和７年は大塚五、六丁目のみ、これはですね、平成26年からずっと頑張って続けてきて、なかなか住民のですね、資産を形成する事業ですので、そんなに簡単に数字が上がっていくもんじゃない大変な事業だということは重々、この十数年で見てですね、学んでおります。これは７年の事業じゃないですけれども、８年に根津、千駄木が追加されたことはですね、10月１日かな、大変感謝していると同時に、昨年度もですね、その説明会等、根津地区、千駄木地区で行っていただいたことに感謝するんですけれども。

ちょっと聞きたいんですけども、平成26年以降ですね、ずっと私、この不燃化特区の都度に委員会等ですね、根津・千駄木地域をぜひ入れるように言ってくれと、入れてくれというふうにお願いしてきたんですけれども、今回、東京都にですね、根津、千駄木地区が入ったのはですね、そういった行政の声が東京都は反映してくれたのか。そうじゃなくて文京区はそんな声、別に上げてないよと、東京都が勝手に根津、千駄木地区を入れてくれたのかと、そこ、すごい気になるところなので、ちょっと教えてください。

○田中（香）委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　本年度の10月１日からですね、根津、千駄木地区も不燃化推進地域というところで制度、始まっているところでございます。我々のほうもですね、不燃領域率の関係でですね、こちらのほうもしっかりと不燃化を進めていきたいというところはですね、声として上げていったというところでございます。

また、今回に関しては東京都がその制度の中で、こちらも不燃の推進区域にするというところで、助成とともにですね、不燃化のところの制度を変えていくというところになったというところでございます。併せて制度になってというところで進んでいくというところでございます。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　ちょっと何か説明があまりよく分からなくて。まあ、声も届いたし、東京都もその規制の見直しをすることによって少し緩和して、両方ですね、相思相愛で、かなったということで、一応、じゃ、私の手柄もあるということでよろしいですね。ありがとうございます。

次にですね、ちょっと235ページの２番の都市計画審議会についてなんですけど、これ、毎回毎回言っているんで、もう聞きたくないかと言われるかもしんないんだけど、ちょっと

同僚議員から聞いた話でね、絶対高さ制限について、何だっけ、何だ、ちょっと出てこなくなっちゃうんだよな。何だっけ。都市計画について、何だっけ、この間のグランドデザインじゃなくて何でしたっけ。

（「都市マスター」と言う人あり）

○豪一委員　都市マスターだ、ごめんなさい。都市マスの協議会をやっているときに高さ制限の話したんだけれども、誰かの意見が出てこなかったというようなことを何か所管の方からですね、同僚議員に言っていると、そんな声、高さ制限見直しの声、出なかったよって、都市マスでって言われたって言っているんですけど、それを都市計画審議会の委員の方に聞いたところ、とんでもないと。高さ制限は、ちゃんと見直すべきだって言ったんだけれども、キャビネットからですね、見直さないことも見直しですよねという、何か足元突かれるような、皮肉めいたことを言われて憤慨した思いがあると、それだけでさらっと終わってしまったんだと。

特に都市マスでは高さ制限のことなんて大きな課題として出してなかったのに、何でそんなこと言うんだというような話を聞いておりますが、ちょっと真相をお聞かせください。

○田中（香）委員長　前田都市計画課長。

○前田都市計画課長　今、御指摘いただいたですね、絶対高さに関してということかと思うんですが、2024年、２年ほど前にですね、全体の都市マスタープランの見直しということで、すいません、都市マスの見直しの検討委員会というような形、すいません、正式にはですね、文京区都市マスタープラン見直し検討協議会でございます。開催されてきたところでございます。

その中ではですね、今、委員御指摘いただいたように高さについて全く議論されたということではなく、されなかったということではなくてですね、いろんな御意見があったことは確かかなと思ってございます。その辺は議事録等でも確認できました。

ただ、全体として見直しの中ではですね、都市計画審議会、それから区のほうでの事務局としての議論の中でですね、絶対高さ制限というのは、もともと目指すべき都市市街地像を一応踏まえた形で、どういった良好な町並み景観とかですね、地上市街地形成、それから住環境の保全などですね、そういった目的にかなう形で約10年ほど前に指定してきた経緯がございます。

今回、２年ほど前の見直しの協議の検討の中ではですね、目指すべき市街地像というのが基本的には変わってないんじゃないかというのがいろんな議論の中でもありました。それか

ら区民へのアンケート調査、それから協議会での検討、それからですね、当然パブリックコメントみたいのをやっているわけでございます。全く高さについて議論がなかったわけではないと思っておりますが、現時点では高さについてですね、すぐに変更するというようなことにはならなかったのかなということだと思っております。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　あんまり言葉を荒らげて言いたくないんですけどね、要するに、都市マスの協議会では高さ制限の話にあまり触れてない。高さ制限にやっぱりスポットを当てて、有識者やパブリックコメントも含めて、やはり効果測定等をしないといけないのに、都市計画審議会ではやっぱり区長の諮問機関でもある。要は息のかかったことしかやらないということで結局、高さ制限については、やっぱり実際ちゃんときちんと効果測定もしてないし、パブリックコメントというのはあまりにも幅広く、23万人の区民ですよね、に声が、どういう声でも上がるので、やっぱり専門的な意見を逃しがちであると。だからこそ変える、変えないとかじゃなくて、しっかりとした効果測定をするべきだということをもう10年以上、言ってきているわけですよ。

それをですね、行政の取り方もありますけれども、同僚議員に、都市マスでやったけれども、ね、高さ制限については何の意見もなかったですよみたいな、ね、情報を流布するのは、ちょっとそれ、反則なんじゃないかと思うので、以後、気をつけてですね、ごめんなさい。荒げてきちゃったな。前向きにですね、しっかりと今、どのようなふうに映っているのかと。どういう、もしかしたらリスクがあるのかとかも含めて、皆様だけじゃなくて区内の有識者なんかも含めてですね、効果測定をする機会があってもいいんじゃないかと。

実際ですね、私、議員になる前に、この件に関しましては４年間、高さ制限の案をいろいろ立てて説明会をやっているときにですね、ほぼ全て私、参加して都度、当時の名前は出しませんけど部長も課長も定期的に見直すということを言ってきたんです。それを全くやらないというのはですね、やっぱり二元代表制のやっぱり議員の意見、もしくはですね、いろいろな様々な声を軽視しているようにしか思えない。そういうおごりがですね、いろいろなことに、あまり言っていいのか分からないけども、いろいろな事故とか、ね、ミスにつながっていくんじゃないかと思いますので、その辺は謙虚にですね、受け止めていただき、来年度の予算等を組み込んでいただけるよう、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○田中（香）委員長　高山委員。なし。金子委員。

○金子委員　237ページの市街地再開発助成のところに関わって、総括質問で聞いた答弁について聞きます。

湯島三丁目の開発のですね、規模だと、環境アセスのですね、要件を満たさない今、計画の建物になっているということでありました。しかし、それの要件を満たさないということは分かったのは平成14年であり、文京区には意見照会した記録がないということなんですよね。私は、この高度地区をですね、設定するというような、こういう決めというのは、いわゆる都道府県行政の広域行政になっているから、本来だったら自治権の侵害じゃないかと言いたいところだけども、そういう立てつけになっていると。

しかしね、これ、認識、聞きたいんですけども、大型の建築物がもたらす日影とかビル風とか、ＣＯ２の排出などの環境負荷も含めてですね、現場である基礎自治体や住民にですね、何らかのアクセスする余地がなくなるという点ではね、これは住民自治や団体自治の形骸化ではないかというふうに思いますけども、認識を伺います。

○田中（香）委員長　川西地域整備課長。

○川西地域整備課長　今回の案件に関しましては、環境アセスに関しては対象にないというところでございますが、この市街地再開発事業の中でですね、公害防止であるとか生活環境とか自然環境とか景観等の地区の課題等につきましてはですね、事業主に対して解決への協力とかですね、説明をしっかり行うようにというところを申し伝えております。

今後ですね、行われる説明会の中でもですね、それをしっかり説明して、また、事業者のほうでね、再開発完了後の効果測定を行うというところも一部検討されているというところもありますので、それを含めてしっかりやっていくというところで、これらの取組によって、安全で快適なまちづくりの推進が総合的に図られるものだというふうに考えているというところでございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　それは今の答弁というのは、これからやる手順を説明したんであって、私の質問に答えておりません、委員長。答えさせてください。

○田中（香）委員長　もう一度質問させてますか。

○金子委員　答えさせてください。私が質問したでしょう。

（「何で２回も説明するんだ」と言う人あり）

○田中（香）委員長　もう一度、金子委員。質問をお願いいたします。

○金子委員　ちゃんと聞いておいてもらわないと困るんだけども、私は、そういうアセスの手

続がなくなると、ね、手続がスキップされると、平成14年に文京区に聞きもしないでスキップされたと。そうすると、その手続ができなくなるわけでしょう、住民の人や文京区自体も。区長に聞く、意見照会するという機会もなくなるわけですよ。そういうのは自治の形骸化じゃないかというふうに聞いたんです。そういう認識ですよ。あるんですか、ないんですか。

○田中（香）委員長　細矢資源環境部長。

○細矢資源環境部長　この委員、御質問の環境アセスにつきましては、もともと御存じのとおり東京都のほうでやっているものでございまして、東京都のほうで平成14年に指定の中で例外をつくったと、その規定をつくったということでございますので、私どもとしては、それを、状況を見ていくことしか現状ではちょっとできない状況でございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　ここまで聞いても自治の侵害とかね、軽視だという認識が一切、その是非も述べられないというのは、都市計画事務がですね、自治事務なんだと。まちづくりは住民が主人公だということを考えたときに大失態だというふうに思いますので、そう指摘しておきます。

○田中（香）委員長　鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長　御指摘の点は環境行政に関することですので正式には環境になるんですが、自治の侵害には私どもは当たらないと考えて思いますのは、今、ここで都市計画行政としての見識を、認識をお伝えしたいと思いますので。

自治の、何だっけ。

（「形骸化」と言う人あり）

○鵜沼都市計画部長　形骸化には当たらないというのは、それぞれの地域にふさわしい規制を規制庁が責任を持って提示して、それに基づいて、まちづくりを進んでいくというのは当然の行為ですので、そういった中で形骸化しているという認識は私どもにはございません。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　そうすると、これまでも繰り返されてきたように広域行政をやっている東京都やディベロッパーなどの事業者、大企業の論理だけで開発が進んでしまう、そういう懸念が強まっているということを改めて申し上げておきたいと思います。

○田中（香）委員長　鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長　いや、先ほどの川西地域整備課長の答弁のようにマストであるアセスメントそのものは行いませんが、同様の検証を事業の中でしっかり区民に説明して進めていくものと私たちは考えてございます。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

以上で、７款。

上田委員。

○上田委員　239ページの住宅対策基金について伺います。

令和７年度末残高は2,771万円ですけれども、105ページの歳入にある建物売払収入7,443万円は、この基金に積み立てられていません。この売払収入の取扱いを確認するとともに、先般、入札した旧区立根津一丁目住宅の売払代金約７億2,407万円について、どのように取り扱う予定なのか、伺います。

民生費でお聞きしたように、福祉施策と連携した居住支援に活用することも当初の役割を終えたとして基金を廃止することも考えられます。また、居住支援に活用するのであれば、地域福祉基金に一本化することも選択肢ではないでしょうか。住宅対策基金の今後の役割と必要性をどのように捉え、活用や廃止、他の基金への統合について検討しているのか、区の考えを伺います。

居住支援に活用するのであれば、住宅を確保できない要因を具体的に捉え、真に支援を必要とする方に届く住宅セーフティネットの充実につなげることが重要です。新たな支援に当たっては人口誘致を目的とする住宅施策は行わないとしてきた区の方針との関係を整理し、先週、福祉政策課長がおっしゃった公平性や継続的な財政負担も十分に検討する必要があります。また、家賃の高さは全世代に共通する課題です。保証人の不在や高齢、独居による入居の難しさなど、実際の困難に即して支援の優先順位を判断していただきたいと思います。

また、235ページの地区まちづくり推進については、各地で市街地再開発の延期や中止が報じられています。今、動いている再開発については工事費の高騰等を踏まえ、資金計画や施工体制、スケジュールを継続的に把握し、事業を完遂できる見込みをその都度、確認していただきたいと思います。

また、湯島三丁目の再開発については、建設委員会で豪一委員もおっしゃっていますけれども、ぜひ都営大江戸線上野御徒町駅への将来的な接続の可能性を残せるよう、関係各所への働きかけをお願いします。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　旧区立住宅の売払代金についてのお尋ねになりますが、売払代金につきましては令和４年にまとめました住宅事業終了後の施設の活用方針におきまして、今後の当建物内の区有施設の維持管理費に充当ということでお示しをしているところでございます。今後、

将来にわたって継続的に活用していくものとなりますので、基金への積立てによる運用を検討しているところでございます。

また、住宅対策基金につきましては、令和４年度におきまして区立住宅条例を廃止したことに伴いまして区立住宅事業が終了したところでございますが、現在2,700万ほどの残高があるところでございます。区立住宅が終了したこと、また、住宅が売却されたことを踏まえまして、どのようにするか、現在、庁内で検討を進めているところでございます。委員御指摘の他の特定目的基金への整理への可能性も含めまして、本年度中に検討を、結論を出してまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　これで終わりですね。ありがとうございました。

以上で、７款、都市整備費の質疑を終了させていただきます。

続きまして、８款、土木費の質疑に入ります。

主要施策の成果、238ページから247ページまでの部分です。

御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

山田委員、松平委員、のぐち委員の順番で指させていただきます。ちょっとお待ちくださいませ。それでは、山田委員。

○山田委員　先ほどは失礼しました。239ページの下のほうの境界確定ファイリングシステムというところで質問させていただきます。区有地の境界確定に関する資料の電子化とオンラインでの提供についてを聞きしたいと思います。

土地家屋調査士さんなどが区有地と民有地との境界確定に関する業務を行う際には、過去に確定した境界図面や測量に必要な資料を確認する必要があります。そこでまずお聞きしたいのは、文京区における区有地の境界確定図面について現在、どのような形式で管理をされており、土地家屋調査士などが資料の有無を確認し、閲覧、取得するにはどのような手続が必要となっているのか、伺います。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　まず、官民境界の境界確定図でございますけども、区におきましてはファイリングシステムにありますように電子化したもので管理をしております。御利用になられる方につきましては、区の窓口にお越しいただいて御希望の内容の抄本を発行しているということでございます。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　電子化といって、どの程度の電子化ですか。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　境界確定図につきましては内部処理上の電子化を図っているということでございまして、こちらにつきましてはホームページで閲覧できるというところまでは用意はしておりません。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　ちょっと事前にお聞きしていた、はい。事前にちょっとお聞きしていたのと、ちょっと、ちょっと電子化のレベルが違うのかななんて思ったんですけれども、他区の状況を調べると墨田区ではインターネット上の地図サービスを通じて、道路台帳現況図や区有地境界図などを閲覧、印刷できる仕組みがもう整備されているらしいんですね。文京区の場合、境界確定図面や境界点の座標値とか、測量業務に必要なデータの電子化という意味ではどの程度、進んでいるのか。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　文京区のホームページなどで閲覧できる地図上の情報といたしましては、現時点では公共基準点であるとか道路台帳平面図、こういったものの閲覧ができるようになっております。ただし、ほかの区で取り入れているような電子地図サービスと異なりまして、例えば公共基準点に関して言いますと、地図上でその位置ですとか点の番号というものは確認できるんですが、その点が持つ座標等の情報まではホームページでは設けていないということでございまして、こうしたものは区の窓口ですとか、国土地理院のホームページで閲覧できるようになっております。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　今のそこの御答弁の最後の部分なんですけれども、少しは改善の余地がまだあるのかなというふうに思います。

　全体的にも行政サービス、デジタル化を進めているところでありますが、手続のオンライン化だけではなくて、必要な行政情報を利用者が必要なときに取得できる環境を整えることは大切で、ここで言っている区有地の境界確定に関する資料についても他区の参考事例を参考にしていただき、公開可能なものからホームページ上で閲覧できるようにするなど、オンラインでの提供を進めることで業務の効率化、それが区民サービスの向上にともつながっていきますので、その辺りのほうを御検討していっていただきたくお願いいたします。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　ただいま御指摘いただきました地図情報サービスにつきましては、他の自治

体でやっているところがあると認識しております。こうしたサービスは組織横断的な取組となりますので、今後、検討を行うような場合にはニーズを見極めながら関係する部署が連携していきたいと考えております。

○田中（香）委員長　続きまして、松平委員。

○松平委員　239ページの２番の屋外広告物許可取扱事務、または３番の道路占用許可事務、この辺りについて１点お聞きします。

区内の店舗の入口には、歩道との間に段差がある店舗というのが複数存在しています。車椅子の利用者の方や高齢者の方、来店の障壁になっている店舗が複数存在しているというふうに認識しているところです。

段差を解消するために、店舗の前の歩道に可動式のスロープを設置している店舗もありますけれども、道路上の設置には道路占用の観点から法令上の問題があるというふうに、それは私も認識しています。適切な対応を求められる中、現在、管理課さんのほうで業者に委託をして道路上に違法なものが占用されてないか、巡回指導を行っていただいているというふうに認識しています。

ただ一方で、店舗側からするとベビーカーの方や車椅子の方、バリアフリーの対応と自主的に行ってくださっている店舗も多くございます。スロープを設置する以外の方法として例えば店舗入口の段差解消の工事を改修、こういったことも行うということもありますけれども、なかなかそこに対しては相当の費用がかかるということもありますので、店舗側の努力だけでは対応が難しいと、こういった声も聞こえてきますし、課題があるのではないかなというふうに認識しています。

例えば経済課が行っている、がんばるお店キャンペーンでは今、合理的配慮の取組というのを推奨しているところでして、具体的な例の中にスロープの設置という項目も中にはあります。これは店舗の敷地内のことを指しているのかもしれませんけれども、区内の店舗さんや中小企業さんというのは、バリアフリーの取組に関してはとても協力的だというふうに感じています。

当然、管理課さんとしての法令違反を指摘するということは、行政の立場、役割として当然のことだというふうに思いますけれども、悪質な看板とか、のぼりとか、こういったものとはちょっと意味合いが異なるものだというふうにちょっと思いますし、ただ指導するだけではなく、ぜひその段差解消に向けた工事費の補助であったり、道路占用には当たらない解消方法のアドバイスですとか、もしあればなんですけども、どういった形をすればそのバリ

アフリーが実現できるかという観点から、もう一歩、寄り添った対応をぜひ行っていただきたいというふうに感じますけれども、その辺り、管理課さんとしてどういうふうに、お答えしづらい部分あるかと思いますけども考えていらっしゃるか、区の見解を伺いたいと思います。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　ただいま御指摘いただきましたようにバリアフリーですとか、あと、車の出入りといった観点から、道路と敷地の段差を解消したいというようなお話は聞いているところではあります。こうした場合には、現在は道路管理者の承認を受けた上で御自身の負担により切下げの工事を行うことができるというような御案内をしております。

様々な御意見がある中で、法令との関係もありまして、柔軟な対応というところは考えていくことも含めて取り組むことかなと思っておりますけども、現時点では切下げ等の御希望があった場合はですね、今後も丁寧に御相談に対して説明に努めていきたいと考えております。

○田中（香）委員長　松平委員。

○松平委員　その切下げの対応、一つの解消方法でありますけど、なかなか店舗さんがそれを自主的に行うというのはハードルが高いというふうに感じているところであります。指導を行う立場にとどまらず、ぜひ管理課、場合によっては道路課さんであったり、店舗側の観点からの経済課さんとの連携であったり、あとは、まちづくり、バリアフリー基本構想を所管している都市計画部さんとも連携をしていただいて少しでも町全体というか、商店街全体でのバリアフリー化を一体的に進める仕組みについて、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

○田中（香）委員長　有坂道路課長。

○有坂道路課長　バリアの解消につきましてはバリアフリー整備工事等で主にやっておりますが、普通のですね、通常の道路工事であっても極力、歩道などがついているところは特になんですが、地先の形状に合わせて改修できるところは改修に努めているところでございます。

○田中（香）委員長　よろしいですか。

のぐち委員。

○のぐち委員　私は243ページのですね、放置自転車対策と交通安全についてお伺いをいたします。

2006年に道交法が改正されて、実際に青切符が導入されると、これ、随分大きなニュース

になったんですけれども、そういった部分で取締りの強化が継続的にはなさっているかと思うんですけど、実績というのは区に入ってきているのかどうか。増えたのか、減ったのか、それから、どういったものがあるのかというのは、分かれば教えてください。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　青切符の導入に伴う取締りの実績等でございますけども、区内の４省で行われているものにつきましては警察からの情報は頂いておりません。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　これ、頂いてないということは増えているか、減っているか、全く分からないし、取りに行くシステムでもないということですか、情報を。そうですか。分かりました。

私もですね、区民の方からちょっと御相談を受けて、自転車が歩道で走らなくなったというふうに、その方は認識されてたんですけども、例えば国道沿いですと、かなり大きな通りなので歩道、歩道はそもそも広いんですけども、歩道を走る方も多くて、御自身がお使いになる、お子さんと一緒にお使いになる生活道路の中で、やっぱり坂道なんかがあるとかなりスピードを出して走ってきて非常に危ないというふうなことがありました。文京区としては指導されてないんですかというふうな御相談があって、一応、管理課長には御相談したんですけども。

年に１回の自転車通行状況調査ってやっているんですよね。そういった状況も踏まえて、ここは危ないなとか、どうしても、例えば近くですと富里坂上の交差点から富坂下の交差点まで、国道沿いで、しかもスピードが出る、下り道なんでどうしてもスピードが出るところで、歩道は結構広く取られているところなんかは、やっぱりどうしても車道が怖いから歩道を走るというケースもあると思うんですよ。そういった細かいところで、実際にここはやっぱり危ないところだなというのは分かっているところ、そこに対して何か何らか対策してくださいというのはされるんですか。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　区内の交通状況を踏まえまして、各警察のほうで重点的に指導、取締り等を行う地区というものは選んでいるところでございます。お話にありました区が行っています自転車交通状況調査につきましても、この地区、こういった地区について行うことといたしておりまして、富坂に関しても調査地点ということで設けております。

それから先ほどの御質問で、すいません、説明が不足しておりまして、取締りの状況でございますけども、我々も警察に状況をまず、今回で言えば青切符が始まったことで、どうで

すかというふうなことは聞くわけですけども、警察のほうの都合によって個別の状況はお伝えが難しいというような回答をいただいております。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　分かりました。それ多分、いろいろ諸事情があって教えていただけないと思うんですけども、ただ、もしその状況が分かっている部分であったりとか、今、申し上げたところで、富坂のところだと約５割の自転車が歩道を走っているという調査状況があるというのを伺ったんですけども、そういったところに対してはやはり何らか、やっぱり対策をしていっていただきたいんですね。

区民の方からすると自分の家の目の前の道路、もしくは使っている道路が国道なのか、都道なのか、区道なのか、もしくは私道なのかってあまり分からないんですよ。基本的には道路だ、じゃ、何かあったら文京区に連絡しようとなるのは当然だと思うんですよね。そういった部分で、道路を使っている区民の方のためにはやっぱり国道であってもある程度、啓蒙なり、注意書きの看板を設置していただいて、歩行者と、それから自転車と、それから車が安全に通行できるような環境づくりをぜひ進めていただきたいというふうに思っています。

続きまして放置自転車対策のところで、いわゆる毎回申し上げているんですけど、看板を作って、作ってというか、もっとリニューアルして分かりやすくしてほしいという話で。看板の量が増やせないってのはよく分かっているんですけども、私、令和２年の決算審査特別委員会から申し上げて、看板がある、ここは放置自転車禁止区域ですから駄目です、ここに取りに行ってくださいというのは、でかでかと書いてあるんですけども、じゃ、ここに停められますというのは書いてないんですよ。

だから、それをＱＲコードでとおっしゃっているんだけど、でも視覚的に分かりやすく看板のデザインを変えてやってくださいねって、昨年度もお願いをして、分かりましたというか、お答えをいただいて、やるように検討を進めますみたいなこと言われて、もう１年たっているんですよ。看板のデザインのリニューアルって、どういうふうになっているんですか、今。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　放置自転車対策として、放置禁止区域内に設置している看板の中に放置禁止区域の範囲と併せて周辺の自転車駐車場の地図をお示ししているところは、これまで御説明したとおりでございまして、さらに二次元コードを看板につけて、そこを読み取れば、より詳細な情報が見られる、あるいは一時利用制の自転車駐車場であれば満車、空車情報が見ら

れるようなサイトに飛ぶ、こういった工夫を区議会での御要望を踏まえて改善に取り組んでまいったところでございます。

あと、看板の在り方そのものにつきましては今、基礎付きの土台を固定した看板と、ちょっと立て看板の２つを用いているわけなんですけども、このうちの基礎付きの土台固定した看板、これをより充実させていくような方向で考えを、検討を始めているところでございまして、自転車利用者の方が駅周辺で自転車を適切に停められる場所がより分かりやすく伝わるように、検討、取組を進めてまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　のぐち委員。

○のぐち委員　でも、その答弁、去年もいただいたんですよ、だから。それで二次元コードじゃなくて、もう、ぱっと分かるようにもう小さく張ってくれと、いっぱい字が入ってあるところを二次元コードでいいじゃないですか。もっとビジュアル的に分かりやすいものを地図なりをね、やるというのはできないんですかというお伝えして、今のようなお答えだったんですけども、それをぜひ進めていただきたいのと。

看板を増やすという話、今、初めて伺ったんですけど、増やすというかね、設置を取り組んでいただきたい。もう答弁はいいんですけど。だからお願いしたいのは、やっぱり皆さんがぱっと見て分かるような、まちづくり、自転車なりの整備をしていただきたいのと、それから、まちの美観等もあると思うので増やし過ぎないというのは区の判断だと思うんですけども、そういったバランスを取りながら、でもやっぱり、やっぱりビジュアル的に分かりやすいのが大事だなというふうに思いますので、その点よろしくお願いします。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　今後より充実させていきたいと考えている基礎付きの看板でございますけど、こちらは番面の面積が縦看板に比べて広いものとなっておりますので、こちらの中で、より分かりやすく地図でお示しするような方向で考えていきたいと考えております。

○田中（香）委員長　よろしいですね。

ここで、すいません。田中としかね委員と金子委員は御自身の持ち時間を超過いたしました。あとは会派の中で調整をお願いいたします。

続きまして、石沢委員。

○石沢委員　私からは土木費、245ページ、公園児童遊園維持、それから247ページの公衆便所、ちょっとこの辺りでお伺いしたいと思います。

今年の３月の予算委員会の答弁でですね、浅嘉町の公衆トイレと、あと、猫又橋際公衆ト

イレについてですね、改修については具体的な計画ないけれども、既存の建物を生かした中で洋式化を図ることについては検討していきたいという御答弁がありました。それで、それから半年、今たっているわけですけれども、現時点でこの洋式化改修、これについての検討状況ですね、ぜひ教えていただきたいなと思います。これ、かなり長年ですね、この洋式化改修についてはお願いをしているんですけれども、来年度予算には含まれるのかどうかも含めて、ぜひお答えください。

○田中（香）委員長　高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長　浅嘉町公衆便所と猫又橋際公衆便所の件でございますけれども、こちらの改修につきましてはなかなか全体の改修が難しいということで、昨年度からですね、業者のほうにもヒアリングを行っておりまして、全体の改修でなくブースを改修、便器だけを交換ではちょっと対応が難しいというところで、ブースの回収を含めて今、相談しているところでございます。

　また、そうした中で古い建物でございますのでアスベストですとか、そうしたところの調査も必要というところも確認しておりますので、今後も引き続き業者のほうとは確認してまいりますけれども、そちらの公衆便所２つに限らずですね、まだ公園のほうのトイレでもですね、和式トイレのままというところもございますので、それらと併せて計画的に和式から洋式への改修にこれからも取り組んでまいりたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　ほかのところとのね、兼ね合いということで、まだ具体化をされてないという、そういうことなんでしょうか。ちょっとそこだけ、ちょっと。

○田中（香）委員長　高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長　まだ現在、今の段階では具体化はしてございません。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　じゃ、ぜひですね、具体化していただきたいなというふうに思います。

　それであと、ハイタンク方式のですね、トイレ、これについては２か所、確か白山の二丁目と湯島三丁目ですね。ここでまだ残っているというような御答弁だったと思いますけれども、これについては今、どういう状況でしょうか。

○田中（香）委員長　高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長　ハイタンク方式のトイレの改修でございますけれども、白山二丁目児童遊園につきましては今年度から再整備に関する意見交換会のほうを行っておりまして、こ

れから再整備に併せてトイレの有無も含めてですね、バリアフリーとして残すのか、また、児童遊園として広く活用するのかですとか、その辺りも含めて今、検討しているところでございます。

湯島三丁目児童遊園につきましては、こちらにつきましては、また公園再整備の機会を捉えて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　じゃ、白山二丁目は今、再検討のことをやっているということで、これからと、そこは一定、具体化がね、若干ですけれども進んでいるのかなというふうに思いましたけども、湯島三丁目はまだこれからということでですね、やはりですね、シビックセンターには総額300億円というですね、お金をかけてですね、粛々と改修工事を進めていると、その一方でですね、こうしたやはり公衆トイレ、浅嘉町の公衆トイレについてはですね、本当に何十年、やはりああいう状況でなっているということではですね、一刻も早くですね、こうした区民施設にこそですね、早く税金を使ってですね、改修工事を進めていただきたいと、このことは要望しておきたいと思います。

以上です。

○田中（香）委員長　上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。243ページの交通安全普及啓発事業等について伺います。

ぜひですね、子どもが安全に自転車の練習をできる場所を確保していただきたいと思います。礫川地域活動センター前や藍染大通りの歩行者天国など、練習に利用できる場所や条件を確認して区のホームページに一覧で掲載していただきたいです。また、教育の森公園での一輪車の練習のように時間帯を区切って利用できる場所を増やすなど、練習場所の確保をお願いいたします。

併せて、今年度作成する交通ルール啓発動画などを活用し、交通安全ルールの講習というか、講座というか、そういうものを実施していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

また、自転車駐輪場の管理・運営については既に歳入等で状況が分かりましたので質問しませんけれども、自転車ＤＸによる利用実態の調査結果を生かして、利用したい場所や時間帯に合った駐輪場を利用できるよう配置や利用方法の改善につなげていただいて、区民の駐輪ニーズに最大限、応えられるようにお願いしたいと思います。

○田中（香）委員長　橋本管理課長。

○橋本管理課長　１点目の自転車の練習ができる場所につきましては、道路使用許可との関係もございますけども既存のところでできる場所、あるいは、ほかに区内の使用できるような場所の候補というものも考えながら確保ということ、それから、その先にお知らせというところにつきましては検討を進めていきたいと考えております。

２つ目の自転車乗り方講習につきましても、この１つ目と重なりますけども安全に利用ができるように自転車の乗り方を覚えるとともに、交通安全というのは一生涯にわたるものでありますので、そこを自転車の乗り方を覚えるようなタイミングで交通安全の考えと、その行動というものを身に付けていただくような在り方というものは考えていきたいと思います。

３点目のＤＸの推進に伴って自転車駐車場のより利用しやすい環境につきましては、データというものも新たに取得できるような部分もございますので、そういったものを活用しながら引き続き検討を進めていきたいと考えております。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山委員　すいません、245ページのですね、公園児童遊園維持費、こちら、要望をさせていただきます。

今年度、文京区では、こどもの権利条例が制定されて、子どもたちが健やかに育ち自由に遊び過ごす権利を保障すると区の明確な責任が、責任が明確になりました。区内にはですね、多くの区内の公園ではボール遊びが禁止とする看板が非常に目立って、ボール遊びができる公園はね、９か所程度に限定された上、非常に地域偏在が目立っています。自宅近くの公園ではですね、子どもたちがボール遊びを遊ぶ、楽しむことがなかなかできず、特に低学年の児童にとっては遠方の特定の公園まで行くということになっていて、なかなか現実的ではないんですね。

最初に申し上げたとおり、声を出して主張できる大人の意見ばかり優先されて、声が上げられない子どもたちの遊ぶ権利というのが後回しになっては決してなりません。今後、簡易フェンス導入や放課後や夕方限定のボール遊び等ですね、設定、また、ポジティブな看板文言への改定など、限られた予算の中でも工夫ができる手段というのはまだまだあるかと思いますので、既存の公園改修や修繕だけでなくてですね、ボール遊び空間を創出するための工夫というものを、来年度の予算にはしっかりと配分をしていただきたいということを求めておきます。

それから247ページの公園再整備事業、こちらについてちょっとお尋ねをしたいんですが、執行率、予算の執行率が59％となっているかと思います。近年の建設資材の急騰や価格高騰、

公共工事設計労務単価の上昇や建設業の時間外労働上限規制に伴う非常に深刻な人材不足が重なって、予定価格とその事業者との見積り価格に合わずに不調となるケースが文京区以外でも全国的に増加をしていると聞いております。

特に不調になりやすい工事として、資材の手配や小規模工事ゆえの割高感から事業者が敬遠しやすい公園再整備、当然、その受不調になると、こういった整備はですね、区民サービスに直結、影響に直結してくるかと思います。本区においても公園の再整備など修繕工事において入札不調となり、積算の再検討や再入札、また、工期の延期や予算の繰越しなどが余儀なくされるケースもあるかと思いますが、入札不調は現在、どのような推移となっているのか。また、特にどのような分野、規模で工事が不調となりやすい傾向にあるのか。

また、資材価格や人件費が変動する中で従来の単価設定のまま発注を行えば事業者の応募を躊躇させ、入札不調を引き起こす原因にもなるかと思うんですね。区としての物価動向や労務単価をどのようにタイムリーに積算に反映させていくつもりなのかを、その取組をちょっとお伺いしたいと思います。

○田中（香）委員長　高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長　再整備に関する不調のところ、不調の推移でございますけれども、昨年度で申しますと６件の再整備工事を発注いたしまして、そのうちの２件が入札不調ということで３分の１が不調というところでございました。

入札不調のですね、傾向と要因としましては、昨今、技術者不足による業者の受注能力のほうの低下によるところが大きいと捉えておりますけれども、昨年度、不調となりました神明公園の例で申しますと、土木工事の場合、３億円を超える工事ですとＪＶの対象となる工事ということだったんですけれども、そちらのＪＶを組む手間ですとか、その辺りがその規模に対してですね、煩雑になるというところから、なかなかちょっと参加しづらいというところをヒアリングで聞いてございました。そこについては今年の10月から、土木工事に関してはＪＶ対象となる金額が３億円から４億2,000万にもう引き上げられたということになっておりますので、今後一定、解消が図られるものではないかなというふうに思っております。

それから物価の動向ですとか労務単価、この辺り、どのように積算ですとか、その辺り反映していくかというところでございますけれども、資材単価につきましては東京都のほうで月に１回程度の頻度で改定をしておりまして、労務単価については年１回の改定となってございます。また、標準的な単価でないものについては必要に応じてこちらで見積りを取りまして、できるだけ発注段階で区と業者において単価の乖離が発生しないように積算のほうは

行ってございます。また、契約後に急激な物価高騰ですとか、長期間の工事において設計単価と実際の単価に乖離が生じた場合につきましてはインフレスライドを適用し、適切に対応を行っているところでございます。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山委員　事業者がしっかりとですね、参入しやすいように工期についても十分ゆとりを持たせて、猶予期間の制度の導入ですとか発注時期の標準化、あるいは発注単位の柔軟な見直し等、不調を防ぐための工夫は今後もしっかり行っていっていただきたいと思います。

今後も人件費の上昇や資材高騰が続くことがやっぱり予想されますので、従来の積算方法や発注時期に捉われることなくですね、猶予期間制度、発注時期平準標準化に加えて、現場の実情に合った適正な予算価格をタイムリーな改定を行っていくということを、より一層取り組んでいっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○田中（香）委員長　続きまして、山本副委員長。

○山本副委員長　前回の予算委員会からの続きになりますが、241ページの道路維持工事のところになるかもしれません。

いわゆる歩道がですね、拡幅工事の計画に入っている道路もありますけれども、いかんせん遅々として進まないというところでですね、結構、私も小さいときからずっと歩道の幅が変わらない。例えば本駒込の勤労福祉会館の前の道ですとか、小石川中等高等学校の歩道ですとか、不忍通りの反対側ね、小石川後楽園の反対側はもう大分進んでいますけども、そういったところなんですけれども。

そういう話をある委員会でしたか、かもしれませんけども、ある区民の方からですね、シビックセンターの前の道もですね、ちょっと植栽、削って歩道を広くしてくれればありがたいなという御相談も受けたという点で、区内全域を調べたらかなりあると思うんですけれども、例えば先行してですね、区のほうでできる、また都のほうや国道、お願いしてできるところがありましたらですね、植栽の関係を撤去すれば歩道が少しでも確保できるというようなところであれば、植栽を別のところに移設して、先般の質疑のときでは緑化面積が条例で決まっているのでということだったんですけれども、何とか工夫をしてですね、屋上に持っていくですとか、またはちょっと裏地に持っていくですとか、これはちょっとお金もかかることなんで、なかなか予算もかかるということではあるんですけれども。

いかんせん、何せ皆さんもそうだと思いますが、歩行者と相手とすれ違うときに非常にス

トレスを感じる方が多いんだと思うんですね。向こうから来るときに、さあ、避けようか、どうしようか、例えば２人並んで来ている、お子様と手つないでいる、バギーが来た、また雨の日なんか、傘でさしてどうしようで、ぶつかる、あーって、ちょっと別にもめたり、いざこざにはなったりはしませんけれども、非常にストレスが精神的にたまっている方が多くおられるんじゃないかというふうに思っていまして。そういったストレスの解消のためにもですね、我々区でできることは率先して積極的に解消していくほうに取り組んでいただきたいということなんですけれども、どうでしょうか。

○田中（香）委員長　有坂道路課長。

○有坂道路課長　区道におきましては、確かに歩道の狭いところがなかなか多くございます。そういったところはですね、例えば日医大の前の通り、今、電線共同溝の整備を行っておりまして、今年度末から工事に、バリアフリーの工事に入る予定ですが、そこにおきましても歩道がなかなか広げられないという状況がありますので、植栽帯を少し小さいものというか、幅を狭くしてですね、歩行者が通れる有効幅員をできるだけ確保するという整理を今後、行っていく予定でおります。ほかの路線につきましても、そういったことができるところにつきましては、積極的に有効幅員の確保できるような整備の仕方を検討していきたいと考えております。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　道路課長、大変ありがとうございます。今、ちょっとマスクして聞き取りづらいところもあったんですが、日医大の前の道も、あそこは日医大が建て替えて、そういう整備も含めてということに合せてやったんだろうと思うんですけども、計画に合わせて、抱かせて、積極的に歩道の確保をしていくという認識でよろしいんでしょうか。

○田中（香）委員長　有坂道路課長。

○有坂道路課長　そうですね。できるだけ確保していくような、整備が行える場所、行えない場所あるんですけど、行うことが検討できるような路線につきましては積極的に検討していきたいというふうに考えております。

　また、シビックセンターと礫川公園前の道路につきましては、道路上ではなかなかできることが限られておりまして、例えばシビックセンターの中の植栽をとかということはですね、現状、緑化の基準を満たさなくなってしまう。

○田中（香）委員長　緑化の基準。

○有坂道路課長　ということがありますので、道路工事の中で、そういった施設の中の植栽帯

までを撤去して歩道を拡幅するというのは現状、難しい状況です。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　今、あそこのシビックのところだけでもぜひやってもらいたいな、あそこはやっぱり文京区の中心というか、区役所ですから、またバス停もありますしですね、多くの区民の方が来場する施設でもありますから、複合施設でもありますから、ぜひ今、その前のね、御答弁でかなり思ってた以上に検討されますということでですね、思った以上にお答えを、いいお答えをいただいたんでありがたいなと思いつつも、シビックセンターであればこそ、いろんな自分の都合で変えられるんじゃないかなと思うんですけど、今の話だと植栽、ずらせないということなんですけど、ぜひずらしてもらって、あそこをやってもらいたいんですけど、ぜひお願いしたいんですけど駄目でしょうか。

○田中（香）委員長　松永施設管理課長。部長。ごめんなさい。

○松永施設管理部長　いえいえ、いいです。シビックの前の道路幅員、歩道の幅員なんですが、我々のほうとしてもいろいろ要望が来ていますので検討はしているところなんですが、今、道路課長が述べたように、シビックの中のいわゆる緑をちょっと移動させてって、かなり難しい感じで、移動させてしまうと、そこのものを何かを犠牲にしないと移動させられない状況になっているので、ちょっとかなり難しいんですが、ちょっと今、検討はしているところでございます。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　分かりました。現状は難しいということですが、いや、一番難しくないと思うんですけども。例えばシビック大ホール入口のエントランス、あの広いところね。例えば冬の寒い時期とか夏の冷房やっているとき、入口の一方をですね、使用禁止にして、閉鎖にして工夫したりしていますよね。ああいう観点でですね、ちょっとあそこの植栽、春日通り沿いの部分の植栽だけでも、例えば使っているんだか、使ってないんだか分からないですけどもベローチェのカフェの前の中池みたいなところに、あれを緑にしちゃうとか、幾らでもできると思うんですけども、どうでしょうか。

○田中（香）委員長　松永施設管理部長。

○松永施設管理部長　副委員長の言われるお気持ちも非常に分かるんですけれども、やっぱり何かの施設を犠牲にしないと緑を確保することができないというところなので、ちょっとそこについては今、施設管理部のほうとしても関係各所と調整しながら検討はしているところです。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　私も大変皆さんにお世話になったので、これ以上はお聞きしませんけど、関係各所と相談してというところで終わらせていただきたいと思います。

あともう１点ですね。ここも道路維持のほうになるかもしれませんがデザインマンホール。これもですね、今ちょっと町のちょっとしたブームになっていまして、都心でも23区でも結構マンホールにですね、区民や市民から公募していろんなコンペでデザインを決めていく、御当地マンホールみたいのがはやっているんですけども、なかなか個数も何千個とあって多いし、大変だということは聞いているんですけども、文の京、文京区ですね。いろんな人が訪れまして、今、テレビでもやっていますけど、若い人もですね、何か非常にウオーキングがはやっているらしくてですね、いろんな方が区内を歩き回っているという、いろんな世代の方がということも含めますと、ちょっとしたお楽しみになるかというふうに思うんですけども、デザインマンホール、東京都も推奨しているようでございますが、その辺の御検討はいかがでしょうか。

○田中（香）委員長　長塚アカデミー推進部長。

○長塚アカデミー推進部長　デザインのマンホールでございますが、以前から幾つかお話はございますが都で管理している部分、区で管理している部分、様々ございますので、ございまして、関係各課で協議はしているところではございますが、なかなか先へは進んでいない状況でございます。引き続き情報のほうは取っていきたいと思ってございます。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　分かりました。ありがとうございます。

何かもう、あれもこれもですね、お金のかかることばっかりお願いで申し訳ないんですけども、できるところでですね、特に今日は今回の決算委員会の最大の私のポイントはですね、このシビックセンターの前の道を広げてほしいというのが最大の今回のポイントだったんで、ぜひお願いをして終わりにします。

○田中（香）委員長　以上で、８款、土木費の質疑を終了させていただきます。

理事者の移動はそのままやっていただいていますね。ありがとうございます。

続きまして、９款、資源環境費の質疑に入ります。

主要施策の成果、246ページから251ページまでの部分です。

御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

白石委員から出発します。白石委員、松丸委員でいきましょう。では、白石委員。

○白石委員　私は249ページの清掃管理費のところで聞きたいと思います。

ここには清掃一部事務組合の12億も入ったりして、巨額なお金を歳出しながら、文京区の清掃事業は直営の皆さん、作業員、調べで138名プラスの方々ですけども皆さん、働いていただいている人件費等が記載されているという形になっています。本当に清掃のほうは何かあったときにすぐ対応していただいているし、リデュース、リユース、リサイクルも進めていただいて区民に発信していることは重々分かっています。

今までももう再三言っているんですけども、僕がここで聞きたいのは、まず１点目は先ほど副委員長も言ってたけども、その自立式ごみのカゴとかね、いわゆる大和郷のほうでモデル的に北区や台東区に隣接している場所の人たちが、ほかの区がやっているやり方があって、そのやり方を導入してくれないだろうかという話もあって、モデル的にやりましょうということで研究成果を１回出してもらいました。やっぱりね、文京区の場合、資源回収のときの、どうしてもプラスチックのカゴがもう70歳以上の方にはちょっと大変だというのは、もう実際の出来事であって、そこを改善してもらいたいなと思っています。

さっき、生ごみのほうで話があったけど、副委員長が言ったその自立式、葛飾や世田谷のほうで使われている例を前１回、お話したことあるんだけれども、確かに置場所がない、折り畳みなんで。ただ、町会ごと、集積場ごとによっては置場所もあるとすれば御用意してあげてもいいのかなというふうに思っているんで、そこは改善していただきたいのが１点。

２点目は、集積場も増えていますよね、集積場は。集団回収は減っていますよね。減っていますよね。そういう現状の中で資源回収のカゴのほうの、生ごみじゃなくて今度は資源回収のカゴのほうの今、研究はどこまで進んでいらっしゃっているのかという点が２点目。

その資源回収を行う業者さんは、文京区の直営の方ではなくて雇上の方々だと思いますけども、雇上の方々のその姿を見ていると、文京区の狭いところで、トラックでやってきて、丁寧にやっていただいているのは重々分かっています。だけど、やっぱり前から言っているけど、やっぱり段ボールを積み込むときに作業員さんが下から持って、ぽんとやって、それをトラック運転手の雇上の方が降りて来て上で受けて置いて、その間、区道や私道ところで止まっていてプープー鳴らされたり、何かされている姿を見かけていて、かわいそうだなと非常に思います。

ほかの作業を見ていると、ほかの区だと３人体制のところもあります。逆に段ボールを上に積み込むんじゃなくて、生ごみのように突っ込んで、がーっと押し込んでいく、上に上げなくてもいいよという区もあります。様々なやり方がある中で今のままでいいのかどうか。

非常に夏場は大変な作業でしょうし、あれを３人体制じゃなくて２人体制のまま来年の酷暑の中でもやらせてもいいのかどうか、というふうに疑問点を持っていますけれども、その３点について、ちょっとお聞かせください。

○田中（香）委員長　清家文京清掃事務所長。

○清家文京清掃事務所長　まず１点目の自立カゴといいますか、ネットの件なんですけども、委員の御指摘のとおり、なかなかネットのほうの置場がなかなか難しいということで今、区としてはネットとコンテナの管理、両方で同時で検討しているところでございます。

２つ目のコンテナの管理についてのお尋ねなんですが、高齢化や共働き世帯の増加などによりコンテナの管理が負担になってきているという声があることは、こちらも認識しております。現在、コンテナの管理が難しい場合にはコンテナを利用せず、資源を種類ごと、中身の見える袋に入れて出していただくなどの方法を御案内しているところでございます。

また、他区の直近の状況を調査した結果ですが、委託業者がコンテナの管理を行っている区は23区中10区でした。また、10区の中にはコンテナを使用した回収から袋出しの集積所での回収への変更を検討している区もありまして、委託業者によるコンテナ管理を継続することの難しさを今、感じているところでございます。本区においてもコンテナの管理を委託業者が行うことについては車両の調達や人員の確保、委託形態などの課題があります。

一方で、集積所やコンテナの管理を地域住民が行うことは、地域コミュニティの醸成につながることも側面があるということも考えております。いずれにしても、利用者の負担軽減につながる資源の回収方法については、他区の実施状況を参考にしつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　いろいろ研究してくださってありがとうございます。

地域コミュニティのというお話があったんだけど、今まではそうやって皆さん、やってくれたんですよ。そうやって輪もつくってきたんです。ところが、その人たちが高齢化しているということで、大変だと言っている声もしっかり受け止めてもらいたいなというふうに思います。ごみは、どういうふうにやっていくかは文京区の考え方なんで、その辺は思いやり持って、働く方も出す私たちにも納得ができるような形でやっていただきたいなと思います。

東京都は、ごみの有料化とか言い出したけども、でも本当に皆さんの御協力でごみ量は減っているし、ね、このリデュース、リユース、リサイクルにも参加をしていただいているしという中で、一緒に広めていくために今、何ができるかというところは本当に現場の人の意

見をしっかり聞いていただいて応援をしますので、予算化が必要であれば予算をしっかりつけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○田中（香）委員長　清家文京清掃事務所長。

○清家文京清掃事務所長　すいません。先ほど３つあったうちの最後の一つ、お答えしておりませんでした。

資源収集の運搬体制についてなんですけども、資源の収集運搬体制についてですが、古紙や缶、瓶、ペットボトルといった資源については今、25台の車両について、それぞれ運転手と作業員１人ずつの収集体制で実施しております。安全性や収集運搬等に支障はないとは捉えておりますが、委員御指摘のとおり、夏の猛暑対策と、作業２名体制への増員も検討事項の一つと考えております。

ただ、まずは作業量の平準化や応援体制を確立した作業計画の作成を優先すべきと区のほうでは考えております。今後とも本区の道路事情や地域特性など、直営で培った知識や経験を受託事業者とも共有し、安全な作業環境を整備してまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　続きまして、松丸委員。

○松丸委員　私も今の清掃業務についてですね、特に今日も白石議員のあれじゃないけど、３番目の部分、これは東環保、いわゆる環境衛生協同組合のですね、からも我々、毎年この意見交換会する中で話があるんで、確かに今までのね、中では、これでできたのかもしれないけども、ただ、今の現状というのが、やっぱりこの暑さの猛暑の中で作業員の負担等々もね、含めて、これはかなりやはり厳しい劣悪な状況なわけですよね。

そういった中で、やはり２人体制を雇上組合のほうからも強いやっぱり要望がある。これに対して文京区としてはね、今までできているんだから、これからもできるんじゃないですかと、また工夫をしながらできるんじゃないですかという答えなんだけども、僕は、それは違うと思うんです。やっぱり最大のあれっていうのは安全性ということなんですよ。

さっきも言ったように、なかなか道路状況も含めて、特に何だ、資源のやる場合というのは結構、上から上げたりとかね、そういう中で非常に厳しい状況の中で、１人でやるというのはなかなか厳しいし、なおかつ、そういう、さっき言った酷暑の中でやる。例えば、これが２人いれば、例えばこういう暑さの中でも例えば１人が休憩をして、うまく、何というのかな、健康上のあれで維持していくとか、そういうこともね、やっぱりこれ、重々体制が組めるわけですよ。

ですから、これはやっぱり雇上組合の人たちとも話を聞いててよく思うのは、やっぱりこ

れは作業員の命に関わる問題だしね。ここでもし何か事故があったらば、これはやはり区としての責任でもあるわけだから、そこはやはりしっかりと文京区としても、これだけやっぱり毎回強い要望で作業員の２人体制ということを提案されているわけだから、これはしっかりとですね、区としても今までできるから大丈夫なんだという考え方じゃなくて、ここはしっかりとですね、体制を整えてあげて、安全でしっかりできるような体制を私はぜひ組んでいっていただきたいなと。

今、東京の中で２人体制じゃなくて１人体制でやっているところというのは、葛飾と台東と文京のこの３区だけですよ。それ以外はみんな２人体制で、以上でやっているわけだから、ね。うちとしても、その辺はしっかりよく状況を把握して、ぜひぜひ、そういう体制を早急にやはり組んでいっていただきたいと、これはもう切にお願いをしたいと思います。

○田中（香）委員長　以上ですか。

○松丸委員　はい。

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

清家文京清掃事務所長。

○清家文京清掃事務所長　収集作業員の増員体制につきましては、先ほども答弁いたしましたが全く２人体制にしないということを考えているわけではございません。確かに昨今の猛暑によって、作業員の安全性を高める上で必要なことになってくることも考えております。ただ、先ほども述べましたが、まずは作業量の平準化と、確立した、すいません、応援体制を確立した作業計画をまず見直して、それで、それでもただ２名必要なことがあれば、そちらのほうでまた再度検討していきたいと思っております。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　まだ時間、大丈夫ね。

○田中（香）委員長　１分30秒でございます。

○松丸委員　分かりました。いわゆる平準化ということは分かるんだよ、ね。ただ、この課題に関しては、もうかなり前からこういう要望というのはされているわけじゃないですか、ね。ただ、それをただ単にこの平準化というだけの言葉でね、終わらせるんじゃなくて、何回も言うようだけども作業員の安全性だとか、そういうことを大前提にしてしっかりと考えるのが、文京区としてのこの清掃事業の取組じゃないかなというので思うんで、そこはしっかりと受け止めてやっていっていただきたいということを強く要望して終わりたいと思います。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

続きまして、金子委員。

○金子委員　私からも、私たちもお話聞いているので、その体制の拡充についてはね、私たちからもお願いをしておきたいというふうに思います。

それで質問は、やっぱり資源回収のコンテナのね、管理のことなんですね。先ほど白石委員が質疑された、最終的には負担軽減に向けて検討するというふうに御答弁されているんだけど、これは例えば2023年の３月の予算委員会で、うちの板倉委員がね、質問して、そのときの担当の課長さんの御答弁は、住民の皆さんにやってもらいますというふうにおっしゃってたから、それからは答弁はね、変わってきているんだけど、やはりその後ね、目白台の方や本駒込の方からもね、やっぱり何とかしてほしいという要望がずっと続いています。

だから、その検討というのは、いつまでに終わらせて、でね、負担軽減の方策という点ではコンテナの区設置ってのはあるし、袋に変えられるところはね、やるってのはあるけども、これ検討、いつまでに終わらせる、そういう見通しなんですか。

○田中（香）委員長　清家文京清掃事務所長。

○清家文京清掃事務所長　議員御質問のコンテナの管理の、いつまでに答えを出すかという点なんですけども、正確な回答としましては期限というのがなかなか難しいところではございますが、ただ、検討をここ一、二年続けてきております。各区の情勢も見えてきましたので、今後のコンテナ管理や、あと、袋出しによる収集の方法ですね。そちらについても検討を進めまして、今年度中と言いたいところではございますが、早急に早くにこちらの方向性については回答したいとなっております。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　地元で管理されてきた方は、それこそ60年、70年管理をしてきて、もう80代半ばから後半になりかかったところで、もう無理だという、そういう時間軸で要望聞いているんですよ。ぜひね、負担軽減の方策ね、検討して具体化をしていただきたいと思っていますのでお願いいたします。

○田中（香）委員長　以上です。

以上で、９款、資源環境費の質疑を終了させていただきます。

理事者の御移動はございませんね。

続きまして、10款、教育費の質疑に入ります。

主要施策の成果の250ページから273ページまでの部分です。

御質疑ある方、挙手を願います。

それでは、後ろから豪一委員からまいりますね。豪一から順番に金子委員までいって、前の列に行きます。では、豪一委員。大丈夫です。

○豪一委員　よろしくお願いします。まず、255ページの９番、10番、11番の安全対策のところですね。

ちょっと先ほどからちょっと苦言ばかり多くて申し訳ないんですけど、令和７年度は６月23日にですね、小学校で障害のある子どもの水泳の授業中にですね、事故があったということを記憶しております。区のほうもしっかりと会見で検証もちゃんとしていただいてですね、子どもごとに水泳なんか能力が違うので、課題ごとの場所が区切られていなかったという問題点やですね、教員や水泳の指導員とかいたんですけど情報の共有がしっかりとできてなかったということを反省して、今後しっかりと対策をしていきたいというふうに言っていただいたというふうに記憶しておりますが、その後、１年たって今年も夏があって、今年の夏も終わったんですけども、その後しっかりと当時を検証して対策をしたものが生かされているのかどうか。大事なことだと思うので、お伺いしたいと思います。

○田中（香）委員長　山岸指導課長。

○山岸教育指導課長　ただいまの質問に対する回答をさせていただきます。

本年度ですね、まず、水泳指導が始まる前に、指導課のほうで指導主事が各学校の水泳指導の計画書を学校長と確認をしてまいりました。また、指導体制について、指導計画について、そして水泳指導が始まった際には、指導課のほうで水泳指導の現場を確認させていただいて各学校に指導助言を行った状態で水泳指導を開始しています。その成果もありまして各学校のほう、今年度については小学校、中学校ともに、雨天の関係等もございますので100％とはいきませんでしたが、95％に近い実施率で水泳指導のほうを終了しているような状況でございます。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　ありがとうございます。

そうやってしっかりと対策をしていただいて、事故がないようにやっていただくというのは大変重要なことです。しっかりと、我々の頃はあまりなかったですけど今、しっかりと多様性を尊重して、それぞれに合う指導をしっかりとしていくということで、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

それと次にですね、287ページの５番、千駄木小学校の、等の改築についてお伺いします。

これは千駄木小学校と文林中については、千駄木幼稚園も併せて合築にしたほうがいいん

じゃないかという御提案させていただいてから、もう何年ですかね。七、八年がたったと思います。その間、４年間にわたるですね、地域の方々の意見を聞いたりですね、様々な地域を大事にして意見を聞きながらプロポーザルに持っていくという活動をせっかくしていただいたのに、残念な施策にせざるを得ないのは、やっぱり庁内の横串が刺さり切れてないのかな。やっぱり大きな、それだけ夢、地域の夢でもあって、いろいろな活用のですね、成果が期待できる、大きな合築の計画は物すごい、地域だけじゃなくて文京区の目玉となるような建築だと思うんです。

しいて言えば今、建築費が高いので今、見送られたというのは将来ね、不幸中の幸いになる可能性もありますけれども、まずは、やっぱりこの計画の中で本来、開発用地として区画整備をするためにも、できれば文京区で用地買収したいところの仕掛けも遅かったんじゃなかったとかですね、あとは今回も出てきた地境についての確定ができなかった、できないのにプロポーザルをしてしまったとかですね、その辺でやっぱり計画の面積も多少変わってくるでしょうし。

これも私事で申し訳ないんですけども、やっぱり調査は先で売るのはやっぱり後という不動産業界、常識あって、調査をしっかりとしているのにフライングしてしまって契約すると、後で痛手に遭ったりですね、契約が無効になってしまうことがあったりすることが多々あるので、必ず調査を先に十分しろと。段取りが７割とか８割とか、よく世間でも言いますけれども、そういったところが少し残念だったんじゃないかなと思いますが、所管の御意見をお伺いしたいと思います。

○田中（香）委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　今回のですね、千駄木小学校の敷地につきまして今、委員御指摘いただいたとおり様々検討を重ねてきたところ、今回、国有地があるということで一定ちょっと今、検討、設計の段階がストップしているというところでございまして、学校敷地として占有している土地にですね、いわゆる民地と学校敷地以外の第三者的な所有者の方がいるという点について想定することができずにですね、現況の境界壁を前提に検討を進めてしまってきたというところについて、学校施設課としてもまず一定、反省すべきところが大いにあるというふうに考えているところでございます。

教育委員会としましては、これまで積み重ねてきた議論を無駄にならないようにですね、境界確認作業等を今後進めてまいりたいとは考えておりますが、御指摘の内容につきましては真摯に受け止めまして、教育系や契約管財課ですとか、組織内的な横串というような御指

摘、今、頂戴しましたけれども、改築等に当たりまして必要に応じて関係各課、連携しながらですね、土地の権利関係等についても事前に確認する等、慎重に検討、対応を進めるということを厳に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　私はですね、所管を責める気は全くないです。というのはですね、やっぱり餅は餅屋というのがありますから、やっぱり土地の情報だとかですね、そういったような、やっぱり庁内全体の問題であって、それが建築指導課の人たちもちゃんとそういうことを見てあげるべきと、あとはやっぱり横串。

この間、監査にもなりましたウェルネスパークに関しても、所管だけの問題じゃなくて、やはり横串と連携が取れてなかったという問題があるんじゃないかというところで、今後ですね、まだまだ夢を乗せてこの事業は促進していかないといけないということですから、あまり気落ちをされることなくですね、より一層強い絆で横の横串を刺しながらですね、地域の方、文京区の誇りとなるような校舎をですね、建築できるように御尽力いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○田中（香）委員長　以上でいいですか。

高山委員。

○高山委員　253ページのですね、１番上の奨学金の貸付金、こちらについてお尋ねをしたいと思います。

この事業はですね、保護者の失業や家計急変により学費が、支払いが困難になった生徒の教育環境を守るために大変重要な制度ですが、私立学校へ行く家庭には貸付けとなっています。しかし親の経済的な問題による家計急変というのは子ども自身には一切責任がなく、返済義務のある貸付け、いわゆる負債で対応させることには再考が必要と我々会派は考えております。

困窮世帯を含めた教育費負担軽減、無償化の取組は昨今、加速しており、家計が久しくひっ迫している世帯に対しては貸付けではなく区立へ通う子どもと同じ区給付型に見直すか、あるいは卒業後の家計状況に応じて返済免除とする規定を新たに設けるべきだと考えておりますが、御答弁をお願いいたします。

○田中（香）委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　現在ですね、私立高校への進学に当たりましては、経済的な理由によって就学困難だといった状況の保護者に対してですね、区が協定を締結した金融機関での融資

を行ってございます。私立高校のですね、授業料等につきましてはですね、国や都が負担軽減の対応をされているところでございまして、都におきましては所得制限ございますけれども、授業料以外の教育費についても給付するといった制度も設けているところでございます。

本区におきましてはですね、区独自の制度としまして高校進学時に準要保護世帯を対象にですね、給付型の奨学金というところも実施しているところでございますので、現時点におきましては区独自でですね、償還免除といった対応は難しいところと考えてございますけれども、今後ですね、国や他の自治体といったところの動向はですね、注視し、研究してまいりたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山委員　今、御答弁いただきました、課長からの、別の制度でですね、生活困窮に対応しているとおっしゃいましたけども、それをもって、それは別の制度で生活の困窮を対応しているのであって、それをもって合理性としては説明がつかないと思うんですね。

この制度は、では、子どもの学びを支える制度なのか、それとも通う学校によって支援に差を付ける制度なのか。しかも、この本貸付制度はですね、連帯保証人が必要になります。ただでさえ家計急変で追い詰められている状況の中で、連帯保証人を見付けるというのは申請には非常にハードルが高いと思います。

文京区は、私立学校に通う子どもへも給食費の無償化による相当額の支援をしていますし、食育で私立の負担軽減ができるのであれば、子どもにとっても本質的なことである教育の学びの継続において学びを後回しにする理由にはなりません。家庭の経済動向や学校選択に関わらず、全ての子どもが久しく教育を受けられる社会を目指すことが適当であり、家計が苦しくなった子どもを救うことこそが最優先されるべきと思います。もう一度、御答弁お願いできますか。

○田中（香）委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　親のですね、経済状況に応じて子どものですね、教育格差が生まれてしまうということは本意ではないというふうに考えているところでございます。区といたしましてもですね、先ほどちょっと繰り返しになりますけれども、給付型の奨学金というところも用意しているところでございます。また、他の制度といったところもですね、流用できるところがあるかというふうに考えてございますので、今後のことにつきましては他自治体状況等を見ながらですね、研究してまいりたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山委員　分かりました。保護者のですね、家計状況、途中で私学に行ったからといって、途中で例えば保護者の方が失業してしまうとか、状況が変わるのは当然あると思うんですね。そういった状況に臨機応変に対応していくことが必要かと思いますので、この件について我々会派は今後も訴えていきたいと思います。

それからですね、269ページの校外施設費、柏学園管理費、こちらについてお尋ねをしたいと思います。

本年の７月にですね、柏学園に行ってまいりました。お時間をいただいて、施設課長にも御同行いただいて拝見してまいりました。既にですね、やはり長期間利用されておらず、建物の老朽が大変激しくですね、教育施設や保養施設としての再開は私が見る限り現実的には不可能な状態であろうかなと推察をします。

一方、使用されてない現在においてもですね、維持管理、施設のですね、コストというものが毎年発生していると思うんですが、区財政にとっても、それはある程度やっぱり負担にはなっているかと思うんですね。今後の出口戦略についてお伺いします。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　柏学園の今後というところについてでございますけれども、私のほうもですね、今年度に入ってから柏学園のほうには何度か様子を見に行かせていただいているところでございます。

柏学園の敷地の有効活用というところについてはですね、現在、検討しているところでございますけれども、泊まり所跡というところもございまして慎重な検討というところが必要なところもございます。現在ではですね、柏市とも協議を進めているところでございまして、何度か柏市のほうともお話をさせていただいているところでございます。その協議の内容も含めて、今後どういうふうな形で活用ができるのかといったところも含めて検討していきたいと思います。

○田中（香）委員長　午後にしましょうか。ここで切りがよろしいので、午前の審議をここで終わりにさせていただきます。１時間休憩いたします。お疲れさまでございました。

午前　１１時５９分　休憩

午後　　０時５８分　再開

○田中（香）委員長　それでは時間前ですけれども、午後の審査を始めたいと思います。

高山委員。

○高山委員　改めまして、先ほどの課長の柏学園の御答弁、お答えからですね、区としても、

これまで売却ですとか、それから柏市、千葉県など公的機関への地域への例えば無償譲渡なども様々、模索はされてきたのではないかとは推察します。立地や建物の例えば解体コストですとか、文化財や用途地域の制限など様々ネックになって、具体的に買い手や貸出しなどの事業者が現われないまま今日に至っているのではないかなと推察します。

ただ一方、このままですと将来的にも維持管理コストが恐らく下がることは多分ない上に、年間維持費用にとどまらずにですね、このまま、ああいう状態を続けると災害時の危険性や、あるいは地域の防犯面、そういった悪影響もやはり懸念されますので、今後どのような手法が最も区財政にとっても有利になっていくのかというのは、引き続き取り組んでいっていただきたいと思いますので、何か御答弁ありましたら。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　柏学園については埋蔵文化財の包蔵地ということもありまして、柏市とは取扱い等も含めてですね、協議をさせていただいているところです。委員おっしゃったとおりですね、様々な懸念等もございますけれども、区として売却等も含めてですね、どのような活用の仕方があるかというところについては引き続き検討してまいります。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山委員　ありがとうございました。

すいません、少しちょっと戻って、最後に265ページの学校給食費無償化事業、こちらについてお尋ねをしたいと思います。

この学校給食費の無償化によって保護者の負担軽減政策が実施されておりますが、昨年も記憶に新しい米高ですとか、それから物価高騰による食材費の高騰が今も長期化している中で、区の単独の財源や特定の財源から児童・生徒への質の高い給食と栄養バランス、安全面を昨年度どのように維持されてきたのか。また、今後に向けた取組についても、兼ねてもお尋ねをしたいと思います。

○田中（香）委員長　宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長　学校給食費につきましては、このところのこの物価高騰と食材価格の高止まりを受けまして、本区では毎年度、学校給食費検討委員会を開いて校長や栄養教諭との協議を重ねております。その結果、６年、７年に続きまして今年度も給食単価のほうは増額し、適切な予算の確保に努めているところではございます。

給食の質の維持向上についてですが、各校に配置する栄養職員が施設設備を最大限に活用

し、必要な栄養価の確保や食育の観点を踏まえた献立作成を行っているところです。具体的には栄養価が高く、おいしさの際立つ旬の食材を積極的に活用するほか、時期に応じた、めり張りのある工夫を行っております。

例えば野菜が比較的安心し、果物が割高となる１学期には旬の野菜を中心に調理に一手間かけまして、例えばデザートを手作りにするとか、価格を抑え、果物が豊富となる秋以降にお祝い給食、リクエスト給食等、予算を重点的に配分するなど、年間を通じて児童・生徒の満足度を高める工夫を行っているところでございます。

○田中（香）委員長　高山委員。

○高山委員　ありがとうございます。ぜひ食材費だけではなくてですね、民間委託業者における調理員の確保や労働環境、さらに複雑化、年々するアレルギー対応等、現場の負荷は年々増しているかと思います。インフレ率にスライドした適切な委託の算出や見直しやですね、アレルギーの事故を防ぐ、未然に防ぐデジタル管理、専用のスペースの設備などハード面と、それからソフト面の両面でしっかりと体制の強化を取り組んでいって、今後もいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○田中（香）委員長　続きまして、ほかり委員。

○ほかり委員　私からは、255ページの９番の安全対策のところで、まずお伺いします。

今年の６月に北区の区立小学校で火災が発生しまして、児童と教職員が負傷するという事故がありました。この事故を受けまして、改めて文京区の学校における初期消火体制と避難経路の安全性について確認させていただきたいと思います。

まず、屋内消火栓についてなんですけれども、総務費の項目でも質問させていただきました、給油施設とマンションにおける屋内消火栓の活用について質問させていただいたんですけれども、ここでは改めて学校についても同様に学校の構内に設置されている屋内消火栓、これも設備があっても教職員の方が十分に使えなければ効果は発揮できないというところで、現在、区立小・中学校において、教職員が屋内消火栓を実際に操作する訓練が行われているのかどうかと、もし行われていないのであれば、ぜひ実施してほしいということと、今後、消防署等と連携して実技訓練を拡充していくお考えがあるかどうかをまずお聞かせください。

○田中（香）委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　屋内消火栓につきましては現在、操作訓練までは手が及んでいないのが実情でございます。今年度は専門の事業者に委託の上、救助袋の使用について避難訓練、実施してまいりますが、今後同様の形で屋内消火栓についても実施ができないか、検討してい

るところでございます。

なお、本年６月の火災を受けまして、本郷消防署、小石川消防署のほうともお話をさせていただいているところであり、そこら辺の連携については今後も継続してまいりたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ぜひよろしくお願いします。

次にですね、避難袋のお話もあったんで避難経路についてなんですけれども、先ほど申し上げた北区の火災においても、子どもたちが窓からひさしの部分に一時的に避難してから救助されるという事例がありまして、その後、学校の主事さんとちょっと雑談をしていたときに、窓の開閉についてちょっと主事さんのほうから御指摘があったんでお伝えをしたいんですけれども、現在の学校施設だと転落事故防止のために窓の開口幅というのが一定以上、開かないように制限されているところが多いんですね。その状況だと人の出入りができない窓が多くあるという状況になっています。転落防止は当然、必要な安全対策なんですけれども、一方で火災時に普段、経路になっている廊下ですとか、階段が使用できなくなった場合に、避難や救助の選択肢が限られるというところも懸念されると思います。

救助袋の訓練を行ったというのは学校でも実際に伺ったんですけれども、やっぱり人数の多い学校ですと、１人が降りるのにある程度、時間がかかってしまうというような問題点も指摘をされていますので、まず、区立学校で窓の開口制限を踏まえて、通常の避難経路が使用できなくなった場合の代替経路ですとか、救助方法については、どのように認識、確認しているのかというところを教えてください。

○田中（香）委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　避難経路につきましては委員も御認識いただいているとおり、まずは２方向避難が原則となりますので、ひさし、ないしバルコニーに逃げるという事態が避けられるのであれば、もちろん避けるべきものというのが前提になってまいりますが、各学校において自校の状況を踏まえて、様々な事態を想定することは日頃の訓練等において重要な視点であると考えてございます。

この視点を持ってですね、各学校において検討していただいている状況でございまして、実際にはその経路がふさわしいか否かといったようなところも消防さんと場合によっては相談するなどして、避難計画について検討していただいているという状況でございます。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。通常の経路が使えない場合も想定した上で訓練、ぜひ実施していただきたいと思います。

日常の転落防止と非常時の避難、救助の安全性を両立、うまくできるようにしていただきたいということと、あとは繰り返しになるんですが、設備はあるだけではなくて使えること、使いこなせることというのが非常に重要になってくると思いますので、そこに重点を置いてぜひ取り組んでいただければなと思います。

次に行かせていただきます。次の257ページの一番上の教材教具等物品整備費のところでお伺いします。

ここ数年ですね、子育て世帯の経済的負担軽減という観点から、学校の教材費を無償化するという自治体が増えてきていると思います。義務教育とはいえ、実際にはドリルですとか副教材、算数セット、裁縫セット、彫刻刀、中学校でいうと柔道着など、保護者が負担するものは少なくないと思います。物価高騰が続く中で、こうした軽減を、負担を少しでも軽減していく方向性については私も重要だと思っていて賛成なんですが、まずですね、すいません。その方向については賛成なんですけれども、個人的には負担があるから一律に無償化するという議論以前に、そもそも各家庭が毎年購入する必要があるのかどうかという視点というのも必要だというふうに考えています。

そこで、まずお伺いしたいのが、区立小・中学校で現在、保護者が負担している教材費について、１人当たりのおおよその年間負担額と主な購入品目というのは、教育委員会のほうで把握されていますでしょうか。

○田中（香）委員長　宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長　お尋ねの教材費につきましては、毎年度の調査というものではないんですけども隔年で行っているものがありまして、直近の一番新しい令和６年度の実績におきますと、小学校で学年によって異なるので幅ありますけれども１万1,000円から２万6,000円程度、中学校では２万3,000円から４万4,000円程度と、また、副教材や学習用具ということで、中身につきましても、これも学校によって異なるんですけれども、主なものでいうと鍵盤ハーモニカやリコーダーやドリル等になります。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。

この問題についてですね、ちょっとＳＮＳ上でお子さんのいる保護者向けにアンケートをさせていただいたんですけれども、３つ項目があって、まずは教材費を原則無償化してほし

いという答えと、現状の自己負担を維持するという答えと、備品化できるものを優先して備品化できないものを自己負担にするというものなんですけど、ほぼ横並びなんですが、備品化を優先して、それ以外は自己負担としたいというお答えが38％、教材費原則無償化が31％、現状の自己負担を維持が31％でほぼ横並びなんですが、一律の無償化だけではなくて、やっぱり備品化による負担軽減を求める意見というのが一定数あったのかなという、参考にはなると思います。あくまでＳＮＳ上のアンケートですので、区民の方の総意とは限らないんですけれども、こういった結果も出ています。

例えば課長がおっしゃったんですけども、ドリルとか工作材料というものは書き込んだりとか消費を前提としているので、これは個人ごとに購入が必ず必要だと思います。一方で、算数セットとか裁縫セット、彫刻刀、使用する期間が限られて繰り返し使用できるものに関しては、各家庭で毎回新品を購入する必要があるのかという疑問はあると思います。あと、特に御意見があったのは中学校の柔道着、柔道の授業は年間に数回しかないんですが各家庭で柔道着を購入していると。自治体によっては学校で、クラス単位で柔道着を管理して貸与している学校もある。衛生面においても体育着の上から授業を着用するので問題にもなっていない自治体もあるというところになっています。

ここで改めてなんですけれども、現在、保護者が購入している教材学用品について、消耗品、個人所有が必要なものと学校備品として貸与が可能、貸与の可能性が考えられるものという観点から、整理、検討というのはされたりとか、今までしたことがあるのか、される御予定があるのかというのはいかがでしょうか。

○田中（香）委員長　宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長　委員からいただきました消耗品の購入と備品可能というところの切り分けの部分ですけれども、国のほうから本年度も備品化なりリサイクルの活用であったりと、あとは指定用品の考え方をもう１回見直すような、そういったような通知も出ているところでございます。本区におきましても、何らかの形で備品化が進められないだろうかというところは学校とも協議をしているところではございます。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　備品化と無償化なんですけれども、理想をいうと、無償化をして差し上げることが保護者の負担の軽減には一番つながるとは思うんですが、ただ、一律の無償化しますと毎年度、恒常的な財政負担が続いていくという形になってしまいますので、ただでさえ教育予算には学校施設ですとか人材の配置ですとか不登校支援、ＩＣＴ化とか、ほかにも充実さ

せるべき喫緊の分野がたくさんあると思いますので、だからこそ、限られた財源で保護者負担を軽減していくには、やっぱり無償化できるかではなくて、買わなくて済むようにできるものを備品化できないかという発想ではないでしょうかというふうに考えています。

そこで御提案なんですけども、現在、保護者が購入している物品に対して一度整理をして、完全に消耗品に当たるものと個人所有が必要なもの、それと備品化貸与が可能なものというのを分類して整理していただきたいなと思っています。特に備品化と貸与の可能性があるものに関しては、初期購入費用だけではなくて耐用年数ですとか管理更新費用も含めて、一律に毎年、公費負担する場合と中長期的な費用対効果を比較していただきたいと思います。その点に関してはいかがでしょうか。

○田中（香）委員長　宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長　費目の検討につきましては、非常に副教材や教材費がどこまでの範囲なのかというのは非常に多岐にわたるため、全てを網羅的にすることは難しいかなと思っておりますけども、一方で委員御指摘のとおり、何が備品にできるんだろうかといったところは検討すべきものと思い、国の通知も受けまして今、学校とも協議を進めているところでございます。

本区におきましては、例えば辞書などは先行して備品化、進めてたりするところもございますが、その他の教材等につきましても一面、衛生面であったりとか、安全管理であったりとか、あとは管理のスペースの確保だったりだとか、備品化するにしてもいろいろと検討する部分も必要でございますので、そういったところを踏まえまして検討を進めたいと考えておるところでございます。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　限られた財源の中でいかに保護者の方の負担を減らすかというところで、非常に重要な観点になると思いますので、ぜひ前向きに御検討いただければなと思います。

次に行きます。戻りますけども、255ページの創立記念式典の費用に関して伺います。

これ、度々決算、予算の際にも御要望はしているんですが、この予算１個当たりの単価があまり上がってきていないということで、物価高の影響もありますので、そこの増額をお願いしたいというところは以前から申し上げているとおりなんですけども、今回ちょっと別のお話でですね。区立の中学校に関してなんですが、今年が区政80周年ということもありまして、来年度に80周年を迎える区立中学校が全部で６校、数字のついている学校、一中、三中、六中、八中、九中、十中、６校がまとめて80周年を迎えるということで、現在、周年の実行

委員会が立ち上がったりですとか、同窓会の皆様が記念行事の準備を進めていただいているところであると思います。

そこで複数の関係者の方から御相談をいただいているところなんですけれども、通常、周年の記念式典と祝賀会、小学校、中学校ともに行われるんですが、小学校は式典があったまま、そのまま自校の体育館で食事と飲み物、アルコールも提供して、皆様で和やかに歓談をして祝賀会をするという形式が通常になっていると思います。ただ、中学校に関しては慣例的にアルコールの提供が行わない認識を皆さん、持っているようで、今回一斉に６校、周年を迎えるということで、どうしたものかと皆さん、苦慮されていましてですね。

できれば周年の企画をされる方たちからすると、学校の体育館から参加される方に移動の手間もないですし、別会場を用意すると費用的な問題も発生してきますし、何より卒業生は懐かしい体育館で、懐かしい顔と和やかに祝賀会をやりたいという御希望をお持ちでですね、小学校と同じような形式でできないかというような御相談をいただいているところです。

まず、お聞きしたいのが、祝賀会における小学校と中学校の体育館での飲物、アルコール等の提供の扱いについて、教育委員会としてガイドラインというか、違いがあるのかどうかをまず教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　周年行事のところでございますけれども、各学校のですね、実行委員会等が中心となって企画運営を進めているところでございますので、教育委員会としましてはですね、その実施内容等につきまして、何か具体的な取決め等をですね、示しているところはないものと認識しているところでございます。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。

これ、なんでお聞きしたかというとですね、実際、企画をされている側もそのガイドラインがあるのか、ないのかも分かっていなくてですね、もしガイドラインがあるんであれば無理に学校側、学校長の先生に交渉すると御迷惑がかかってしまうかもしれないですとか、そういったところを気にされているので、もしガイドラインがないということであれば、個別に学校側と実行委員さんと総会さんのお話になるのかなとは思います。

ただ、例えばですけど、祝賀会に児童・生徒の参加があるのか、ないのかですとか、安全管理の問題ですとか、施設の養生ですとか原状回復、あとは主催側の責任体制とか、必要な条件も整理しないといけないところは、重々承知はしているんですけれども、皆さん、希望

としては小学校でやっているのと同様な形式でできないかというところでしたので、それは今、いただいた答弁踏まえまして御相談いただいた方にはお伝えしようと思いますけども、何かあればお願いします。

○田中（香）委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　周年行事のところの運営等につきましてはですね、学校ほか、実行委員会、同窓会等でですね、におきまして検討を進めていただければなというふうに考えているところでございます。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

ほかり委員、ごめんなさい。

○ほかり委員　まだあります。すいません。それと259ページ、ここからは要望になるんですが、259ページの28番、30番、36番辺りなんですけれども、この辺りは区のほうで独自に採用して、教育環境改善のためにもう何年も前から取り組んでいただいていることだと思いますので、ここは引き続きの拡充をお願いしますという要望だけです。御答弁は結構です。ぜひよろしくお願いします。

それと、もう１個だけ。

○田中（香）委員長　すいません、ほかり委員。真下教育総務課長の答弁漏れがあったそうです。

真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　すいません。先ほどですね、周年行事の費用に関しての増額というお話ございました。今年度からですね、その辺りちょっと見直しをしておりまして、増額を結構しているところでございますので、はい。引き続き来年度以降もですね、その辺り検討してまいりたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　ありがとうございます。

最後にですね、263ページの、ごめんなさい、最後じゃないです。もう一つありました。まず、261ページの27、学校支援関係事業、ここは学びの居場所架け橋計画のところの予算だと思うんですけども、これも年々拡充していただいてありがとうございます。特に中学生世代においては不登校の支援というのが重要ですし、高校への進学に当たっても別室登校ですとか、そういった措置というのがかなり重要な施策になってくると思いますので、こちらも引き続きの拡充をぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後に263ページの、みんなの学びサポート事業に関してなんですけども、こちらも予算が増額していっている中で、外国籍児童・生徒への日本語支援については、支援を必要とする子どもたちの学習機会の保障とともに、教員の軽減負担とですね、それ以外の日本人児童・生徒の教育環境の改善にもつながると思っていますので、引き続きこちらもお願いしたいというところと併せてですね、事業の効果の確認というのをぜひ細かくやっていただきたいなと。一定の期間で区切るのではなくて、そこからもう一歩、踏み込んで必要な児童・生徒がいるんであれば、基準で定めている期間を過ぎてもですね、サポートが続けられるような仕組みを整えていただけるといいなと思っていますので、そちらをよろしくお願いします。

以上なんですが、もし御答弁、指導課長、あればお願いいたします。

○田中（香）委員長　高橋教育施策推進担当課長。

○高橋教育施策推進担当課長　みんなのサポート事業につきましては、効果の検証については子どもたち、あと教員、それと保護者の方にアンケートを取って実施した状況の効果を検証していきたいなというふうに考えております。

○田中（香）委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　御指摘いただきました人員の確保については、予算に限りはございますが、こちらのほうで各学校、園の状況をしっかり把握した上でですね、適切な人員を配置続けていきたいなというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

皆様に御案内なんですが、SideBooksに持ち時間の残時間、更新したものが掲載されておりますので御確認をしてください。

では、引き続き上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。257ページの修学旅行関係経費について伺います。

修学旅行は事前にお聞きしたところ、１人当たり総額約７万5,000円ぐらいの予算で、区の補助が１万円、保護者負担が平均約６万5,000円くらいというふうに伺っております。学校では、この費用を目安に行き先や行程を想定しているとのことですが、区の補助額がコロナ前から据え置かれております。修学旅行は学校教育の一環であり、保護者の経済的負担を軽減するとともに、物価高騰によって子どもたちの学びや体験が制約されないようにすることが重要です。ぜひ修学旅行費を無償化していただきたいとは思いますが、まずは最低限、物価高騰を踏まえ、補助額を引き上げていただきたいと思います。区の見解を伺います。

それから、257ページの教育情報ネットワーク環境整備について伺います。

令和７年度は、小学校１年生から５年生の端末を更新して、充電器も全児童・生徒に家庭用と学校用のそれぞれを配備して持ち運びの負担を軽減したと伺っております。また、今後の利用も見据えて通信容量を拡充し、Ｗｉ－Ｆｉ環境も改善したとのことであります。一方、端末はキーボードを取り外せるものの、重さの課題もありますので、児童・生徒や教員の声を継続的に把握して、今後の更新も踏まえて、さらに使いやすい環境を整えていただきたいと思います。

それでですね、整備した環境を授業の充実にやはりつなげていくことが重要かと思います。ＮＥＸＴ　ＧＩＧＡを通じて、一人一人に合った学習や子ども同士が考えを共有し、深める学習、自分の考えを表現する力の育成にどのような成果と課題が見られたのでしょうか。実践を学校間で共有し、教員への支援や授業改善にどうつなげているのか、伺います。

○田中（香）委員長　宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長　まず、修学旅行につきましては、昨今の物価高騰による保護者費用負担の増加に鑑みまして、区立中学校の保護者に対して一部補助を行っているところですが、こちらにつきましては来年度も引き続き実施する方向で考えており、また、その補助額につきましても実態に合わせて検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ＩＣＴの関係でタブレットの更新を行っておりますけれども、併せてネットワーク環境のほうも令和６年度にアセスメントを実施した結果を受けて、プロバイダーや校内ＬＡＮに起因するパケットロスの課題というのを改善しているところでございます。

このことによりまして通信速度が速くなったところも含めて授業支援、協働学習支援システムというものを導入いたしました。これによりまして、教員が手元の端末で一人一人の進捗や作業内容を確認できるようになるとともに、子どもたち、児童・生徒が互いに使っているこのアプリケーションを、意見を出し合いながら一つのファイルを共同で操作できるというような、リアルタイムで作業を行えるようなシームレスなデジタル環境が整っているところでございます。

今後も端末活用の効果を継続的に検証し、子どもたちの学力向上とデジタル社会に対応した資質能力の育成に向けて環境の最適化を図ってまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　授業の充実、また成果の課題について、それから教員の支援についてというところでお答えさせていただければというふうに思います。

現在では児童・生徒がタブレット端末を通じて調べた内容をノートに整理するなど、ＩＣ

Ｔと従来の黒板、また、筆記を学習内容に応じて効果的に使い分ける好事例も見られるようになってきました。また、低学年からタブレット端末の活用や授業の支援ソフトを用いた協働的な学び、また、写真を撮影した課題を提出して教員が評価するといった学習のプロセスも定着しつつあります。

一方で、各学校、教員間において活用の度合いに差があることも認識しております。こうした課題に対応するために、ＩＣＴ支援員による校内研修で児童・生徒への直接なサポート、さらには先ほどございましたＮＥＸＴ　ＧＩＧＡ推進委員会での教員研修を通じて、学校現状で効果的な実践事例の共有を積極的に行ってまいります。

また、端末の日常的な活用が進む中で、情報モラルや情報リテラシー教育が一層、重要性が高まっておりますので、ＩＣＴの活用等同時並行で計画的かつ定期的に情報モラルに関する指導が行えるよう、学校現場へ働きかけを強化していく必要性を認識しております。

今後もこうした取組を通じて、教員の指導力と児童・生徒の情報活用能力を総合的に引き上げるように引き続き支援してまいります。

○田中（香）委員長　上田委員。

○上田委員　ありがとうございます。修学旅行費は実態に合わせて増額していただけるということなので、それは、本当は無償化してもらいたいんですけれども、よかったなと思います。

続いてですね、273ページの図書館について伺います。

令和７年度はセルフ貸出機、セルフ返却機、予約資料の受取コーナーの整備などが進んでおります。利用者の利便性が、私自身も利用者として使いやすくなったなというふうに思っております。評価しています。また、業務の効率化とか相談、読書や、このセルフ化によって業務が効率化して、読書相談とか調べ物支援とか司書の専門性を生かしたサービスの充実につなげていただきたいと思います。

加えてですね、学校図書館への支援なんですけれども、現在、全区立小・中学校に司書等の有資格者が、学校図書館支援員さんが週４日間、１日４時間派遣しているところだと思うんですけれども、子どもが本に親しむ機会を増やすとともに、授業に必要な資料の準備や調べ学習を支えるため、教員と日常的に連携できる体制をさらに充実させていただきたいと思います。そのために、ぜひですね、支援員の派遣を週５日に拡大して、学校図書館の読書活動と学習支援の機能をさらに充実していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　奥田真砂中央図書館長。

○奥田真砂中央図書館長　まず１点目のセルフ貸出に伴いまして、余剰人員につきましては業

務の効率化が図られたというところでございまして、調べ学習であったりレファレンス業務、あと、図書の探していることに対してのお困りの方がいらっしゃったらお声がけをかけるなど、そういったことを取り組んでいっておりますので、今後もそれを継続していきたいというふうに考えております。

また、学校図書館支援員を週４日から５日にというお話でございますけれども、現時点では週４日、図書館から学校に派遣しておることで、これまで一定の成果を上げているという認識でございます。令和６年度に実施いたしました区立小・中学校向けのアンケートではですね、週５日以上に派遣してほしいというふうな御回答は30校中17校あったというような状況でございます。一方で、13校は現状のままで大丈夫というような御意見であったというところでございます。

一定の効果を上げてございますけれども、課題といたしましては現在、週４日を週５日にすることで、現時点での分析では年間恒常的に1,700万円以上の人件費の指定管理者の管理料の増というところでございますので、その辺りの課題もですね、実施できる可否含めて、その辺りを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○田中（香）委員長　続きまして石沢委員。

○石沢委員　私からは、265ページ、５番の学校給食無償化事業のところで１点お伺いしたいと思います。

先ほどの質疑の中で毎年度協議して、この学校給食の単価については毎年度協議して引き上げてきたという御答弁があったかと思うんですけれども、令和８年度は７年度に比べて幾らの引上げ額になっているのかという、単価でちょっと示していただきたいなというふうに思います。

それから、もう１点はですね、来年４月から消費税が食料品のみ限定されるということでですね、報道されておりますが、給食費の単価についてはですね、この間、物価高騰ということもあって上げてきたという背景はありますけれども、先ほどの御答弁の中でも様々ないろんな工夫をされて、給食の質の確保、落とさないようにということで、かなり現場の中でも努力して、やっぱり今の給食の水準をこの物価高騰の中でも維持してきたという背景がですね、やっぱりあるかというふうに思います。

そういう点ではですね、この食料品の減税についてもですね、２年間限定という話でもありますし、やはり物価高騰というのは、これからまた先、どうなるか分からないという、やっぱり状況あるかと思うんですよね。だから、この給食の単価についてはですね、消費税減

税に合わせて下げるようなことがないようにですね、ぜひですね、維持をしていっていただきたいなというふうに思っているんですけれども、その辺りの御認識いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長　まず、単価につきましては、令和８年度１食単価が小学校の低学年は昨年度より50円上がって360円、中学年が50円上がって380円、高学年が40円上がって410円、そして中学生が60円上がっての460円となります。

その単価につきましては先ほど御答弁申し上げましたとおり、毎年度、学校給食費検討委員会というのを開いておりまして、学校長や栄養職員と協議をしているところでございます。実際に前年度と同じメニューを本年度つくったら幾ら上がるんだろうかといったような現実的な値上がり率を見まして、それと一般的な物価指数等も勘案した上で、翌年度の単価額というのを検討しているところでございます。

来年度に向けましても検討委員会のほうがこれからにはなりますけれども、物価上昇率に合わせてと、消費減税がございますので、両方を加味した金額を検討していきたいというふうに考えておるところです。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　物価はですね、やはりこの間、ずっとやっぱり上がり続けている状況がやっぱりあるわけですよね。ですから、やはりその物価に合わせてですね、やっぱり給食のですね、やっぱり単価というのも引き続きですね、私さっき維持って言いましたけども、維持拡充、やっぱりこういうことがやっぱりね、必要だというふうに思うんです。ぜひその辺はお願いしておきたいなというふうに思うのと。

それから給食費無償化になってですね、国の基準というのもですね、示されて、それに合わせて国の予算というのがですね、一定入っているかというふうに思うんですけれども、この国基準の単価とかですね、あと都の基準の単価とか、いろいろあるんですけれども、やっぱりこういうところもですね、やっぱりそれぞれ物価に合わせてですね、やっぱり引き上げていくと、やっぱりそういうことはですね、ぜひ区のそういう現場の教育委員会からですね、やっぱり要望していただきたい、引き上げていただきたいと。

それから中学校の給食についてもですね、やっぱり無償化の財源をやっぱり求めていくと、これは要望されていると思うんですけれども、引き続きですね、ぜひその辺はお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　私は271ページの文化財費のところで聞きますが、元町公園のね、文化財申請、これはどういうふうになっていますか、現状。それで文化財指定にいつなるのか。それから元町旧小学校の校舎のほうもね、全く当たらないってわけじゃないというのは答弁、この間、されていますけども、どのような見通しになっていますか。

○田中（香）委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　元町公園の名勝指定に関する意見具申につきましては、今年８月にですね、東京都のほうに意見具申を提出したところでございます。いつ決まるかというところにつきましてはですね、東京都のほうからはですね、慎重な検討が必要なことから、そういったところについてはお知らせできませんというふうに聞いているところでございます。一般的にはですね、法令や条例に沿ってですね、手続を行うというところだけは聞いているところでございます。

　また、旧元町小学校前の校舎のところの文化財指定というところでございますけれども、いろいろと半分、壊されていたりですね、いろんな状況あるところでございますけれども、その検討につきましてはですね、以前もちょっと御答弁しているところでございますけれども、今後その名称指定といったところをですね、優先して進めてきているところでございますので、その後にですね、検討していきたいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　後者のほう、半分、壊すって言ったけど、そういうスキームをつくったのは文京区なんでね。住民の皆さんは当初から、あの元町小、元町公園の一体性の歴史と文化を残してほしいというのが切実な願いであって、半分かなえられる形で公園は文化財にということですけども、今年度中にというような説明も何かあったように聞いているんですが、それ、そういう説明、今、答弁できないんですか。

○田中（香）委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　いつまでにというところにつきましてはですね、東京都からも聞いてないところでございますので、お答えはできないかなというふうに考えてございます。

　先ほどすいません、小学校のところですね。状況について、壊されているという表現してしまいましたけれども、すいません、失礼いたしました。復元的改修を行っているというところで訂正させていただきます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　じゃ、少なくとも元町公園については８月に提出したということなんでね、必要な手続、こちらとしてやったということなんで、いつ頃、指定、文化財指定になるのか。しっかり区としてですね、それ、待ちの姿勢じゃ駄目ですよ、ね、きちっと確かめてください。お知らせいただきたいと思います。

○田中（香）委員長　終わりですね。

次、海津委員。

○海津委員　それでは、私のほうからは、まず２点要望です。要望に関しては、答弁は要りません。255ページ、認定こども園について、区立幼稚園と幼稚園、認定こども園の今後についてです。

文京区は幼稚園型認定こども園の新設を進めています。しかし、なぜ新設が必要なのか、区民が判断できる材料は十分に示されているとは思えません。東京都議会は学校種別に子ども１人当たりの教育費を公表しています。文京区でもぜひ区立幼稚園、区立認定こども園、区立認可保育園について、子ども１人当たり教育保育費、経費を比較できる形で示していただきたいと思います。

特に定員ではなく実際の在園児童で算出し、１人当たりの経費にどれだけの差があるものか、その理由も明らかにしてほしいと思います。その際、職員配置や対象年齢、教育保育時間の違いも示し、人件費、維持管理費などの毎年の運営経費と建設改修などの施設整備も分けて示してほしいと思います。新設すれば将来にわたって人員も運営費も必要になります。子どもの数や保育のニーズの見通し、既存施設の活用、将来の財政負担を検証し、新設の必要性と整備方針を区民に分かるよう説明していただくよう要望いたします。

次に253ページ、教育センターに関することです。教育委員会の職員への停職１か月の処分が違法と判断され、戒告になった件についての要望です。答弁はここも要りません。

停職１か月の処分の理由には当初、性加害は含まれていませんでした。ところが区は人事委員会の審議で、子どもへの性加害の疑いが生じていると主張しました。一方、教育委員会は、その可能性など一切考えたことないと繰り返しています。区は疑いを主張し、教育委員会は考えたこともない、説明が食い違っていますよね。私は議員になる前から保護者と学校の信頼関係の構築を専門とし、深刻な不適切指導等の問題に関わってきました。しかし子どもや保護者との接触を全面的に禁じる対応は経験していません。珍しいことです。

教育委員会は、処分の対象になる事案が発覚してすぐに職員に対して、全ての子ども、保護者との接触を禁じ、自宅勤務を中心とする措置まで取りました。しかもですよ、教育委員

会は職員が街中で偶然あった子どもと会話したことさえ反省の色がないと評価しています。性加害を考えていなかったのなら、何を懸念してここまでの措置を取ったのでしょうか。

さらに不思議なのが、教育委員会は職員に対しての厳しい措置を取りながらも、子ども本人への被害確認はしていません。保護者への連絡も一切していません。保護者からは、児童本人が被害を否定したと伺っています。

ちなみにです。別の自治体で児童への性加害が疑われた人物が以前、文京区の育成室に勤務していた件では、担当課長が当時の児童への対応を説明に来た際、聞き取りはしない、寝た子を起こすことになると発言されました。教育委員会には子どもの被害確認を避ける同じ姿勢があるのではないかなと疑念を抱いてしまいます。職員には子どもと接触させない、しかし子どもの被害は確認しない。何から誰を守ろうとしたのでしょうか。とても深い疑念が湧き上がります。

日本版ＤＢＳの導入を踏まえ、今回の判断と対応を検証し、子ども、保護者への適切な説明と専門家と連携した安全確認、支援の体制を整えるよう強く要望いたします。

次はですね、質問です。教育委員会定例会のオンライン配信を求めることの質問です。

子どもを含め、区民が自分に関わることについて意見を述べるために、どのような議論が行われているかを知る必要があります。教育長、教育委員と事務局職員が公務として行う議論です。氏名も発言内容も全てに区はネットで公開しています。個人情報を扱う課題、議題の場合は傍聴を非公開ともしています。つまり、様々これまで区が課題として出してきたものは全てクリアしているという状況だと思います。

そこでですね、会場にオンライン、ですから、この教育委員会定例会ほどオンライン配信に適した会議はないんじゃないかなと思うわけです。会場に来きたければ議論を来られない人にもちゃんと届ける。実施するのか、しないのか、どのような今、考えか、まずお答えください。

○田中（香）委員長　真下教育総務課長。

○真下教育総務課長　情報の取得といったところはですね、区も情報の取得、利用に関する条例等を定めているところでもございますので、重要なことだというふうに認識してございます。

オンライン配信につきましてはですね、動画や配信につきましては改編や切取りが可能とする可能性がございますので、個人情報の配慮といったところもですね、必要なところがございますので、そういった課題等をですね、検討する必要があると。実施に当たりましては

ですね、慎重な検討が必要というふうに考えているところでございます。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　文京区はですね、教育概要で、子どもには自ら学び、考え、表現して行動することを求めているわけです。今の課長からの御説明からすると、もう既にもう個人情報もクリアしている、様々なことはできているわけですよ。それもしないというのは、子どもに求める姿勢とは正反対かなという教育委員会の姿勢を感じてしまうので、そこは到底、受け入れがたいものだと思います。やはり速やかに、こどもの権利条例も発足していますので、子どもたちが議論に参加するためにもしっかりと配信を検討していただきたいと思います。

そこで併せて、短くて結構、お願いしたいんですけど、企画政策部の情報アクセシビリティ条例の捉え方、ちょっと再度教えていただけますでしょうか。

○田中（香）委員長　川﨑企画課長。

○川﨑企画課長　委員御指摘の条例に対する考え方でございますけれども、様々な障害特性に応じた情報取得ができることが求められているということ、また、障害のない人と同様に可能な限りの情報の同時取得が求められていると、こちらが条例の基本理念というふうに考えております。この基本理念に基づきまして、施策を推進することが区の責務というふうに捉えております。

障害の有無に関わらず、様々な事情で傍聴に来られない方がいらっしゃいます。そうした中で議員御指摘の条例の理念も併せて踏まえながら、「文の京」自治基本条例に基づく施策の推進に取り組んでまいります。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　速やかにですね、会場に来られない障害のある人、全て、関わらずですね、全ての人たちが議論をきちっと情報を取得できるように速やかに進めていただけるよう改めてお願いをいたします。

次にですね、学校での合理的配慮の周知についてお伺いさせていただきます。

必要な配慮を相談しても、学校側が１人だけでは特別扱いできませんと、いまだに言われる学校があります。合理的配慮は、もう言わなくても分かっていることだと思うことですが、子どもが自分に合った方法で学び、持っている力を発揮するために必要なもので、学校にはそれを提供する義務があるわけですね。

例えば読むことに困難がある場合は、通常の学校であっても音声で聞きながら読めるデイジー教科書なども利用ができるわけです。テストでも何を評価するのかを踏まえて、問題文

の読み上げや時間延長、端末などの回答なども考えられますよね。

○田中（香）委員長　海津委員、ページ数は何ページでしょうか。

○海津委員　ごめんなさい。261です。

○田中（香）委員長　261ページ。

○海津委員　読み書きの困難さに妨げられず、身に付けた力を適切に評価するために、いろんなやり方があるはずです。こうした方法全てを保護者に伝えることは、保護者が相談しやすくなって周囲の理解も広がりやすくなると思います。

そこでですね、新年度に合理的配慮の考え方、教材、テストでの具体例、相談先をまとめた分かりやすいチラシを区立小・中学校の全ての保護者に配布して、ホームページにも掲載していくというお考えはいかがでしょうか。そうしたことによって全ての教員も周知して、特別はできないという誤解が解かれ、本人、保護者と必要な配慮をですね、真正面から同じことをベースにして対話が進めていただけると思うんですが、教育委員会のお考えをお伺いいたします。

○田中（香）委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　特別支援教育、インクルーシブ教育をはじめとする特別支援学級、教室での取組、また合理的配慮等については、保護者の説明や通知等における取組を従前から文京区では力を入れて進めてまいりました。児童・生徒の支援方法や方策についての情報提供についても、就学前から、就学後においても教育委員会や各学校、園が連携し、児童・生徒、保護者、また、区民の方に一層理解が深まれるように今後も引き続き進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　時間が来ましたけど、海津委員、大丈夫ですか。海津委員はこれで。海津委員、一言言いますか。20秒。どうぞ。

○海津委員　では20秒。今、頑張ってやっていただいていることは十分承知しています。ただ、今、届いていないという現実があるわけですよね。必要な人に届いていないという現実の上で、またさらに拡充していっていただくことを併せてお願いいたします。

○田中（香）委員長　海津委員は終了いたしました。

小林委員。

○小林委員　私は267ページ、小日向台町小学校等改築と小学校教室等増設のところで伺います。

これまで文京区は、児童数の増加及び35人学級を実施する際の普通教室不足に対応するた

め、学校図書館をなくして図書コーナーにしたり、ランチルームを廃止したり、校庭に増築棟をつくるなどして対応してきました。こうした小学校の教室不足への対応は落ち着いたのか。35人学級実施のために潰してきた学校図書館やランチルームは復活させることができているのか。誠之小学校では改築後も児童数が増えていると聞いていますが、対応できているのか。今は中学校の35人学級が進められていますが、教室は足りているのか、進捗状況を確認させてください。

○田中（香）委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　まず、小学校の教室増設対策でございますけれども、令和７年度をもって全学年35人学級となりました。児童数の推移でございますけれども、本年度は５月１日現在の数字でいきますと前年度比で127人の減となりました。これだけをもって断定というのはもちろんできないわけでございますけれども、ここ一、二年の経過を見ても一定、小学校の児童数の増というところは鈍化を見せているのかなというふうに考えてございます。

しかしながら社会増による影響、こちら、無視できませんので、こちらのほうを注視しながら必要な教室の対策を引き続き行っていきたいというふうに考えているところでございます。

誠之小学校を例に出していただいてございますけれども、あくまでこちらも推計、現時点での推定というところについても、誠之小学校については現在、今、ピークというようなところかなというところで、今後少し落ち着いてくる見込みを立てているところではございます。先ほど御指摘いただいた、どうしてもやむを得ず転用、普通教室のほうに転用してきた教室のほうにつきましては、こちらの先ほど申し上げた社会増等の影響というのは注視していく必要がございますけれども、状況が落ち着けばすぐにでもですね、そこら辺についての諸室の配置というところについては、学校と協議しながら検討していきたいというふうに考えてございます。

中学校につきましては、１年生について対応を35人学級、終えているところでございますけれども、今後２年生、３年生について想定としては順次１学級、最大で２学級程度の増があることを想定して準備を進めているところでございます。こちらについては、やはり各校とも多目的室ですとか会議室、どうしてもこちらのほうの転用というのが必要になってくるのかなというところでございまして、工事が必要なケースはあると思いますけども、こちらで何か急に足りなくなるということではなくて、対応は可能というふうに考えているところでございます。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　ありがとうございます。特に学校図書館について申し上げておきたいんですけれども、学校図書館は、学校図書館法で全ての小中高等学校及び特別支援学級に設置されなければならないと定めておりますので、図書コーナーだけではなくクラス全員がそろって調べ学習などの探究事業を実施できるよう、早く復活させていただきたいです。

また、図書館司書の処遇改善は総務費のところで述べさせていただきましたが、先ほど上田委員もおっしゃられていましたけれども、学校図書館支援員、こちらの派遣を週５日に増やしてほしいという要望は学校からも出ていますから、こちらは早く実現するようお願いいたします。

続いて、小日向台町小学校の改築についてなんですけれども、防災費のところで小日向のような高台でも道路からの傾斜があったり、くぼ地に建てられた住宅や地下駐車場に大量に雨が流れれば、短時間で冠水すると申し上げました。小日向台町小学校の設計図を見ますと、地下体育館や給食室に向けてスロープで地下１階に車が降りていく構造になっております。小日向台町小学校の体育館は現在、水害時の避難所にもなっていますが、このような構造で大丈夫なのかを伺います。

○田中（香）委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　まずは、本小学校の地形的なところとしましては現在、幼稚園がある場所、ここら辺がスロープの位置になってまいりますけれども、こちらの南側道路のところ、地形的には高さが一番高くなっていて、そこから東西になだらかな傾斜となっているということで、東西、東側、西側のほうに水が流れていくのかなというような地形上の特性はあろうかと思います。また万が一ですね、Ｌ型側溝を越えてスロープのほうに水が流れ込んできてしまった場合につきましても、スロープの途中に排水のグレーチングのほうを全部で四重に設けて水を取水できるようになってございまして、設計上、配慮が一定なされているというふうに考えているところでございます。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　分かりました。水害時は大体皆さん、垂直避難するように言われて、高齢者の方たちも事前に動くようにというふうに言われているんですけれども、車椅子の方たちが避難所に入るときに、スロープを多分使っていくことになるのではなかろうかと思いますので、その辺は今後また検討をしていっていただきたいというふうに思います。

また、小日向台町小学校のプールの見直しを求める請願は不採択となっておりますけれど

も、千駄木小学校のように温水プールをつくっての拠点化、及びプールシェアが今後実現していけば、プールをつくらないという選択肢も増え、小日向台町小学校の場合ですと３階にプールを設置する必要がなくなれば地下を掘る必要もなくなるわけで、工事期間や工事費の大幅削減にもなります。

この間、先ほど来、言っておりますけれども、児童数の増加や35人学級の実施もありましたけれども、今後もプールの在り方の見直しや女子トイレの便器の個数を増やす指針が国から出たり、防災や避難所の在り方、バリアフリー、ユニバーサルデザインについても、社会も大きく変化していきます。公共施設だからこそ、そうした時代の変化や要請、ニーズに対して率先してアップデートさせること、また、工事費高騰の折、スクラップ・アンド・ビルドの検討も行っていくことを要望します。

最後に、学校の地域開放についてです。

小日向台町小学校の改築の説明会では、子どもたちのエリアは閉鎖するが動線管理上も分けているので学校施設の地域開放ができる、あとは学校長との話合いだけというふうに伺っております。これまでの議会質問でも、小日向台町小学校の場合は地域開放に配慮した施設配置や動線の確保を行っているというふうに御答弁されていますけれども、改築後に地域開放されるのは学校施設のどの部分なのか、お答えください。

○田中（香）委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　こちら、竣工がまだちょっと先ということもございまして、竣工後、学校運営が落ち着いたところで学校側とも協議しながら、具体の開放施設等については協議、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、同線のほうにつきましては、２階以上に配置予定の各特別教室に関しましても一応、階段から普通教室の前を通らずにアクセスできるような配置というのが現状でも計画されているところでございます。

○田中（香）委員長　小林委員。

○小林委員　ありがとうございます。

特別教室、設計図見ますと、動線管理的に学校図書館やホールはできそうだけど、特別教室はちょっと無理じゃないかなというふうに思っていたところも検討されているということで、すごく感謝しております。

他の自治体の例を見ますと、体育館や校庭、学校図書館だけではなく、音楽室や家庭科室、理科室などの特別教室も地域開放している例が今、たくさん見られるようになっております。

100億円以上の税金が投入される学校改修だからこそ、体育館や校庭だけではなく、学校図書館はじめ、特別教室なども地域開放できるように動線や配置を考慮していただきたいというふうに思います。

また、その竣工後に学校長との話合いということもあるんですけれども、施設管理については外部委託にするなど、学校運営に支障がないように配慮した上での実施をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○田中（香）委員長　続きまして、松丸委員。

○松丸委員　私、不登校支援ということで３つお願いをしたいと思うんですけども、一つは今、文京区で実施している、ふれあい教室、これは小学校３年生から中学３年生までなんですけども、これはやはり、ぜひ低学年の１年生、２年生、これの導入ということもしっかり考えていただきたいということが一つ。

それから、東京都が設置しておりますチャレンジクラス、不登校対応校内分教室ですか。これをですね、少人数学級ですよね、これをしっかりとやっぱり文京区としても取り組んでいっていただきたい。

３番目としてはですね、非常に費用がかかっている、このフリースクール料金の助成ですよね。これは東京都が２万円まで、いわゆる補助しておりますけれども、区独自に、何ていうんですかね、費用助成、費用の助成を上乗せ分をね、している。例えば港区、品川、足立、板橋、北区、この辺の区も。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　しっかりと今、上乗せをしておりますのでね、この辺も文京区としてもこの今、東京都は２万円、補助しておりますけども、さらにそれの上乗せ分っていうか、それをやってやっぱり費用的な助成をですね、しっかりと取り組んでいっていただきたいと、こういうことをこの３つ、しっかりとお願いしたいというふうに思うんですけども、この辺いかがでしょう。ちょっと時間があれなのかな。

○田中（香）委員長　木内教育センター所長。

○木内教育センター所長　ふれあい教室の低学年のお子さんの受入れにつきましては、お子さんの状況、家庭の状況、学校と連携しながら検討してまいりたいと思います。

また、フリースクールの上乗せ助成につきましては学びの多様化を保障するという意味で、他自治体の取組もそうですけれども、国のＣＯＣＯＬＯプラン等の考え方も踏まえまして検討を重ねてまいります。

○田中（香）委員長　山岸指導課長。

○山岸教育指導課長　御質問いただきましたチャレンジクラスの導入については、以前、議会のほうでもお答えしましたが、文京区としては今後、区内の中学校に設置するという形で今、設置場所、それから環境等も含めまして検討しているところでございますので、ところでございます。

○田中（香）委員長　松丸委員。

○松丸委員　分かりました。非常に前向きな御答弁ありがとうございます。

○田中（香）委員長　松丸委員、答弁でお時間が。

○松丸委員　すいません。ぜひぜひ前へ進めていただきたいと。特に令和９年度、来年度からしっかり実施できるようにですね、お願いをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

山田委員。

○山田委員　ありがとうございます。私は、261ページの教育指導課のいろいろな様々な取組のところでお聞きしたいと思います。

本当にここ１面、１面じゃ足りなく、いろんな事業がここにたくさん書かれていて、本当に文京区の教育委員会、様々な事業に取り組んでおられること、改めて感謝をまずは申し上げます。

私がここでお聞きしたいのはですね、ＳＴＥＡＭ教育、それからＩＢ学習メソッド、そこの辺りを聞いていくので、これがどこに入るかっていうのは多分、全体に入ってくるんだろうなというふうに思うんですが、報道でもあった先般の愛知・名古屋アジア競技大会において、ぷよぷよというｅスポーツで金メダルを取った男子児童が文京区の公立小学校に通っておられる児童ということで、私も報道を聞いたときに、わ、どこ、どこの学校って、ちょっとびっくりしてですね、非常に感銘を受けました。

また、このアジア大会は史上初の最年少か、最年少ということで、かなりやっぱり注目もされたところなんですが、この、ぷよぷよって私、知らなくて、ちょっと調べたところによると、２つの、対戦型のアクションパズルゲームで、２つのフィールドがあって対戦する相手がいるわけですけれども、そのフィールドを使いながら、相手のフィールドを見ながら、何ていうんでしょうか、フィールドがいっぱいにならないようにしていって勝負が決まるっていう、テトリスの進化系でしょうか。そんなような感じのものですよね。

それで、別にゲームの話をしたいわけじゃないんですけれども、この要はこの２つのフィールドで競うゲームそのものというのがどんな能力、必要なのかななんて、こうやって調べてったらですね、やはりパターン、２つの色のぷよぷよが落ちてくるんですけれども、色が。パターンの認識の記憶力であったりとか、あとフィールドをどう使うかの空間認識能力、それから相手のフィールドを一瞬で見て、どういう手を打ってくるかを正確に把握する力や判断能力、これがやはり優れている必要があるそうなんですね。この結果は、まさしく子どもたちが持つ可能性の多様性を私たちに示してくれたものなんだなというふうに感じているわけです。

子どもたちには、それぞれ異なる興味や得意分野があって、運動や芸術に秀でた子もいれば、数学的な思考やデジタル技術、それから創造的な発想に強みを持つ子もいると思います。学校教育には基礎的な学力を身に付ける、身に付けさせることに加え、一人一人の個性や才能を発見し、それを伸ばしていく役割があるわけなのですが、以前、３年前の私の代表質問でも非認知能力を育む教育、それとまた児童の関心、興味に基づき、教科の枠に捉われず科学、技術、工学、芸術、数学、これ、ＳＴＥＡＭのことですね、などの分野を横断して学び、知識を活用しながら課題を発見し、解決する力を育むＳＴＥＡＭ教育の推進をお願いしております。答弁にも、ＳＴＥＡＭ教育は重要な教育と認識しており、区では探究的な学習やプログラミング教育等の充実に取り組んでおりますと。

実際、その後ですね、去年の「きあら」にですね、この非認知スキルを育むためのヒントという記事だったりとか、あとはＳＴＥＡＭ教育とはということで、こども科学カレッジを行っていますと、こういうふうに幅広く行ってくれています。

ここで質問に入っていきます。こういった非認知スキルを育み、また、ＳＴＥＡＭ教育を通じて児童・生徒一人一人の興味や得意分野をどのように発見し、その能力を伸ばす学びにつなげていくのか、また、こうした学びの成果をどのように把握し、評価しているのかを伺います。

○田中（香）委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　ＳＴＥＡＭ教育についてですが、委員のおっしゃるとおり児童・生徒が科学、技術、工学、また芸術、数学といった、各教科の知識を個別に習得するにとどまらず、それらを総合的に活用しながら問いを見い出し、解を見い出していく学びでございます。教育指導課といたしましては、ＳＴＥＡＭ教育を通じて誰もが持つ強みや可能性を最大限引き出すとともに、単に知識を蓄積することだけではなくて変化の激しい未来社会を自ら切り開

き、新たな価値を創造していく力を一人一人に育めるように、引き続き教育環境の充実と指導体制の支援に努めてまいりたいところでございます。

また、先ほど言った成果、評価についてですが、こちらは教員から生徒への一方的な評価にとどまらず、多角的な視点を取り入れることが重要だと考えてございます。自ら学びを振り返る自己評価、また、グループ学習の中で行う相互評価、そして発表会等において専門家や地域、社会からの視点でアドバイスを受けるなど、多角的かつ総合的な評価を進めてまいりたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　ありがとうございます。そういった視点、多角的な視点がこのメニューにもやはりあらわれてきているんだなというふうにも本当に感じております。

次に、これらとＩＢの視点を交えて質問したいと思います。

ＩＢの学習メソッドでは子ども自身が問いを立て、主体的に探求し、他者と協働しながら学びを深めていくことであり、また、そして国際的な視野なども育てようとする教育の枠組みになっていると思いますが、ＳＴＥＡＭ教育が目指す教科の枠を超えて考え、課題を発見、解決する力の育成にも通じるものがあるのではないかというふうに思います。

現在、進めているＩＢ機構との教員研修を研修の実施にとどめることなく、日々の授業における探究的な学びや児童・生徒一人一人の個性と才能を伸ばす教育にどのようにつなげていくのでしょうか。お聞きしたい。

それとあと、時間がないのでまとめてお聞きします。今後の計画されている学校改築があると思います。それも見据え、子どもたちが主体的に探究し、協働して学べる教育環境の整備について、この辺りもどのように考えているのかを伺います。

○田中（香）委員長　高橋教育施策推進担当課長。

○高橋教育施策推進担当課長　今、国際バカロレア機構の協力を得た研修を実施し、今、授業改善を図っているところでございます。児童・生徒の興味、関心等を生かし、教師が一人一人の学習活動を課し、児童・生徒自身が主体的に学習テーマや探究方法等を設定することで、理科、数学等の各教科での学習を実生活でも課題解決に生かすことができるものと考えております。

また、教育環境の整備についてですが、小学校や中学校の学習したところだけにとどまらず、幼稚園や小学校、中学校が連携を図り、子どもの学びの広がりができるよう保幼小中連携を図れるようにしてまいります。

○田中（香）委員長　山田委員。

○山田委員　ありがとうございます。ぜひですね、そういったことが子どもにつながっていかなければ意味がないですので、そういったところの効果を検証したり、それが成果につながるようによろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○田中（香）委員長　続きまして、白石委員。

○白石委員　私も257ページの園舎等の維持管理についてと、261ページの事業についてと、263ページは何だっけな。263ページは教材費等々の話について、ちょっとお聞きしたいと思います。

　まず、初めに、そうそう、ありがとうございます。学校の管理・運営なんですけども、設置者は、よく区長が御挨拶で学校の設置者は私ですとおっしゃっていて、快適化工事も進んで、子どもたちの教育環境の整備に努めていただいていることには感謝申し上げたいと思います。

　それで、その学校を維持していく上で学校にお任せしているところと、学校から要望を聞いて施設課のほうで改善しているところというふうに、この長年、議員やっていていて、あるなというふうに感じています。感性が敏感な、ちょうど子どもたちですから、学校の環境、中だけではなくて外も大切だなと、環境って大事だなというふうに感じていますけども、緑も多くていいなという学校整備が進められていると思います。

　学校の規模によっては、その用務の方にお願いする部分での作業の割合があまりにも違うのではないのかなというふうに各学校、見てて思うんですけれども、その辺がどうなっているのかということをまずお聞かせください。

○田中（香）委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　御指摘のとおり、やはり非常に高木が多くて、きれいな並木道がある学校ですとか、そういった学校もあったりして、状況としては各学校、それは様々というふうに認識しているところでございます。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　そうすると、認識をされているんであれば、要は僕が知っている限りだと木の伐採については、何メーター以上は行政、区がやりますよと、何メーター以下は学校でやってくださいというふうに、いうふうな決まりがあるようですけれども、今、シルバー人材センターにお願いするようになっているような時代で、できる範囲というのはある程度、限られていると思うので、例えばですよ、第三中学校と茗台中学校、比べてくださいと、あの入口

の違いが、趣があるところと趣がないビルディングという感じで、でも中に入れば緑に囲まれた校庭がありますよと。三中はもう緑に囲まれながら校庭がありますよという中での、整備のお金が各学校に同額だとすると、それはおかしいなと。できれば、その辺はしっかりと年間通して計画的に区が行うべき内容だと思いますが、まず、どうでしょうか。

○田中（香）委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　基本的には専門性の高いもの、困難度が高いものがこちらのほうでの委託対応というふうになってございますが、御指摘のとおり、様々状況は違うというところでございますので、そこについてはしっかりと状況を精査、整理した上で予算化が必要というふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　時間がないので。年間通して計画的にやらないと今、四季がなくなってくるこの日本において雑草の生え方も大変なもんでございますし、木の伸び方も大変なことですから、その辺を、計画性を持ってやっていただきたいなと思います。

　次に、261ページの部分の様々な政策あるんですけど、東京都の研究校とかで補助金が出てやっていく事業がいっぱいあります。この中で、文京区が手を出してないものというのもあるなというふうに思っている中で１点あったのが学校動物飼育推進校、ほとんど新宿、中野、渋谷が行っているというようなことでございまして、この辺の昔でいう鳥小屋等々管理してきた中で今、その教育はどうなっているのか。まず、お聞かせください。

○田中（香）委員長　どなたになりますか。山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　今の東京都の研究推進校ということについては今現在、文京区のほうでの小・中学校で取り組んでいる学校はございません。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　そうなんですよ。なくて、じゃ、幼稚園はどうなんだろう。

○田中（香）委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　幼稚園のほうでは、そういった研究校というのはございませんが現在、幼稚園のほうでは移動動物園という事業を実施してございます。本事業は園児に対して動物の命の大切さ、尊さ、そして安全な適切な動物の取扱いを学ぶ貴重な機会としております。また、学校園においても、いのちと心の授業や道徳の授業において、触れ合いだけでなく命の大切さを学ぶ機会を重要視して指導を推進してございます。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　今、大変、指導課長、いいことをおっしゃって、今、述べられたことが教育上、必要なことだというふうに認識しました。そうすると小学校でも東京都がこの飼育推進校、やりなさいよ、やりましょうよ、やっていることには大変意義があるというふうには認識されていると思います。

なぜ今、ここで取り上げるかというと、これ、飼育とか生き物を扱うというのは経験がないと、どんどん、どんどん育っていかないことになってっちゃうんですよ。例えば学校の先生が私、飼ったことがないものを提供するときに、ね、ＡＩに聞いてやったところで動物はそのままいくかと思ったら、そうじゃなくて、いろんな獣医さんの力も要るかもしれないし、様々な力があるんだけど、そういうところでの経験値がない、上げていかないといけないなというための僕は推進校だと思っているんですね。子どもたちに提供するのももちろんですけど。

こんな話がありますが、区立学校の学校の先生が、よし、ハツカネズミを飼ってあげようと、飼ってあげようと思って、みんなが触わったら、触り過ぎちゃったから死んじゃったと。獣医さんのところ持ってって、何で死んだんですかねって言っても、人間と同じで死んだもの、持ってこられても解剖しなきゃ分からないですよね。逆に獣医さんは、こういうふうに言ったそうです。なぜ動物を提供する前に全て検査をして、感染症がないかとか、そういうことを調べなかったんですかと、そういうデータがあれば、そういう対応もできたかもしれませんねと。というところで経験がないから、買ってきて、ばーんと、はい、子どもたちってやるようじゃ教育じゃないですよというところが、まず１点。

もう１個、大きな課題は休みのときはどうするんだというところがあります。これ、文京区内のある学校、公立じゃないところの学校は、飼育しているものを子どもたちに休みの日に持ち帰らせるそうです。持ち帰れない子どももいるそうです。でも、そうやって協力して飼っていこうというふうにみんなで決めたそうです。それは保護者の人も納得したそうです。というふうな、それも教育ですよねという、様々なファクターが入っているんで、ぜひともそこは一歩踏み込んで、まずこの東京都の飼育推進校、これを取っていくという形でお願いしたいと思います。

○田中（香）委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　委員がおっしゃるように、非常に大切な教育の機会であるというふうにこちらのほうも認識はしてございます。ただですね、学校の施設状況ですとか、衛生面での配慮ですとか、様々なことがございますので、こちらで一度持ち帰らせていただいて検討さ

せていただければというふうに思ってございます。

○田中（香）委員長　白石委員。

○白石委員　よろしくお願いいたします。感性豊かな子どもたち。

最後は263、教材費。文京区の場合は今年度予算で入学支度金を御用意いただいて、来年度の４月１日入学から入学支度金を出していくという形で、これ、いいことだなと思って予算化されていますよね。先ほど来から各委員が無償化という言葉に踊らされないでと、確かにそのとおりで、やはりこの点については入学支度金を整備した文京区として、どうやって、あと残りの在校生の子どもたちの物価高騰に対して対応していくかというのは、来年度以降の課題であると思いますので、その辺はしっかりと検討して予算化をしてっていただきたいと思います。答弁の時間が多分ないと思いますので。

○田中（香）委員長　会派の残り時間が、あと２分ということになりました。２分ということで、いいですか。あと２分、２分あるんですね。いただけますか。

宮原学校運営課長。

○宮原学校運営課長　準備金を準備、今年度から開始することで一定、一番コストインパクトのかかる新入学のタイミングでの負担軽減につながっているかと認識しております。併せて御家庭によっていろいろと環境が異なるので、その準備金をいろいろな様々な、その後の活用にも使っていただけるものと認識しております。併せて先ほど来、お伝えしているとおり、例えば備品化が何か進められないかといったところも積極的に進めることで、保護者の負担軽減を今後も検討してまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　ありがとうございます。54秒。としかね委員、どうぞ、54秒。

○田中（と）委員　261ページね。Society5.0の教室プロジェクトってやつですよ。もう端的に言いますがな。

ＩＣＴを使った授業が増えました、よかったね、それ自体は結構なんですけど、でもＩＣＴ、タブレットを使ったからといって子どもの理解が深まったとは限らないんですわな。端末を使って何ができたかということにあまりにも注視し過ぎ、そうじゃなくて、端末を使ったことで子どもの学びに何が起きたのかって、ここの検証に早く入ってほしいんですな。

この２つは似ているようで全然違います。支援員を使って使い方を教えるって、これはいいんだけど、そこでおしまいじゃないんですよ。子どもたちはね、以前よりちゃんと深く考えられるようになったのかどうかの確認、自分の考えを他者に説明できるようになったのかと、異なる意見に触れて、その考えを組み直すことができるようになったのか。そして何よ

りも、そうした変化を教育委員会は何を根拠に判断するのかって、これ、超難しいんですわ。

評価の物差しがなければ成果は語れないわけですね。成果が分からなければ次の事業も変えられないということですので、まあ、予算でまたやります。

○田中（香）委員長　ということで、ありがとうございました。答弁はいただけなくて申し訳ございません。

それでは、最後に山本副委員長。

○山本副委員長　まず、幾つかあります。257ページの特別支援学級。文教委員会でも報告ありましたけども、特別支援学級が小学校で拠点校ができて配置替えがされて、さらに支援体制が拡充されるということで大変すばらしいことだというふうに思っています。

ちょっと課長のほうにもいろいろとお話をさせていただきましたが、途中でですね、お子さんの状況が、サポート状況が変わっていったりですとか、入学の時点から、そういうお子さんですとかということであると思います。あとは転校生で来られたということもあると思いますが、聞いたところによりますと、基本的には学校に入学する際には新年度からというふうに原則が決まっているということでございますけれども、その辺ですね、例えば家庭環境やお子様の状況にもよりますけれども、柔軟にですね、学期の途中からですとか、学校に入れることは、転校ですね、ですとか、入学はできないかなということでございますが、これは要望ですが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　ちょっと待って、要望だけど質問。

○山本副委員長　要望でいい。

○田中（香）委員長　要望で。

○山本副委員長　要望でいいです。はい。

続きまして、261ページのコミュニティ・スクール校、今、これは現在何校あって、その学校名を教えていただきたいということと、あと、その下の武道・ダンスですね。2012年から小・中学校で必須科になりまして、当時は特に武道はね、割となじみがあるんだけど、ダンス、これが必須科目になったということでございますけども。

あれから10年以上が経過したということで、そのダンスを習ったことによってですね、どういう、その後、成果が出ているのかなというふうに思うんですけども、リズムや、そういった踊ることによっていろんな様々な、またスポーツとは違った形でのいろんな教育の面で効果があるということで、国のほうから始まったというふうに思うんですが、先日も武道ということで、昨日ですか、区民剣道大会とかね、ありまして、少年剣士、いっぱいおられま

した。大人、中学生、高校生の方もおられます。

そういった部分で大会等もあるんですけど、そういったダンスなんかはですね、授業としてやってきた成果としてですね、また部活動なんかでも中学校でどれくらいダンス部というのがあるのかということもお聞きしたいのと、また、ダンスに特化していますけども、そういった踊りをですね、ダンスを習って披露ですかね。発表する場面、また、区民大会はあるのかな。分かりませんけども、そういったことがあるのか。その辺、ちょっとお聞かせをいただきたいということでございます。

○田中（香）委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　まず、コミュニティ・スクールの校数、学校名についてです。令和８年度の現在で小学校のほうが10校、中学校のほうが５校の15校になります。学校名は礫川小、林町小、金富小、大塚小、湯島小、誠之小、千駄木小、汐見小、駒本小、本郷小の10校です。中学校のほうが第三中学校、第六中学校、第九中学校、明大中学校、音羽中となります。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山岸教育指導課長　続きまして、武道・ダンスの授業についてということなんですが、本区においては平成24年度より保健体育科における武道及びダンスが必修され、武道・ダンスの指導においては高い専門性を要する外部指導員を全校に配置し、教員の指導力向上を図るとともに学習指導要領の趣旨に沿った授業実践を図っております。武道・ダンスの授業で今、実施している中では、例えばダンスの成果となりますと例えば自分を表現する力、また発表する力など、運動会等で今、ほぼ学校のほうではダンスを交えた発表が多くなっているというのが現状になります。

また、学校ごとで発表会に出るような機会というのはございませんが、この後、担当課長からあるかもしれませんけど、ダンス部のほうで発表会等に出場している学校はあるというふうに聞いてございます。

○田中（香）委員長　高橋教育施策推進担当課長。

○高橋教育施策推進担当課長　本区のダンス部についてですが、令和７年度ですがダンス部が３校ございます。こちら、ダンス部については今、教育指導課長のお話にあったとおり、区の発表会等で実施している、発表しているということを聞いております。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　ぜひ、まずコミュニティ・スクールのほうですが、大分増えてきたというこ

とで30校中15校ということでございます。これはなかなか、こちらからですね、やれやれということではないというふうに思いますし、自然発生的にそういうことでなったというふうに思って、非常によろしいかなというふうに思っております。学校の近くの学校がさらに連携してですね、じゃ、うちの学校も、我が校も、じゃ、やっていこうかというふうになっていくとさらに広がっていくというふうに思いますので、推移を見守りたいと思っております。

また、ダンスのほうは３校で、部活動でやっているということでございます。剣道、柔道、そしてまたダンスということでございまして、ここの取り入れられた種目がどのような過程でそうなったのかなというところもあるんですけれども、ぜひ表現力という部分でいけば、大分、今、聞いた話ですと広がっているということでございますので、さらに、せっかく必須授業になっていますので、もっと広くですね、サポートができる、また、部活等も増えるようにお願いをしたいというふうに思っております。

最後になりますが、八ケ岳高原学園のところだと思いますが、269ページ、ちょっと先ほど高山委員からもちょっとあったかもしれませんが、実は私もですね、何だ、すいません、八ケ岳じゃなくて柏ですね。柏学園。ちょっと最近ですね、確認したんですけども、どうもまだ現存として柏学園があるということをある理事者の方からお聞きしたんですが、柏学園は今、どのような現状になっているでしょうか。

○田中（香）委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　現状、柏学園につきましては、共用は当然しておりませんけれども、例えばですけども増改築工事を行う際のですね、学校備品等の一時的な保管等のためにですね、スペースのほうを使っている状況でございます。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　結局は、特に予算とか決算には、数字を何かお金が動くということはないということでいいでしょうか。

○田中（香）委員長　足立学校施設課長。

○足立学校施設課長　柏学園につきましては、決算額としては例えばですけれども施設、電気等まだ点きますので光熱水費ですとか、また樹木、非常にたくさんございます。こちら辺の樹木維持管理費等、また、あと警備的なお金が決算として出ているところでございます。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　ありがとうございました。

柏グラウンドのほうなんですけども、グラウンドはもう売却はできたということでいいで

すかね。

（「グラウンドはね、ない、ない」と言う人あり）

○山本副委員長　もうないでしょう。そういうことでしょう。なので、グラウンドは以前に宅地造成かな、地元の10億円ぐらいで売ったということでいいんですね。じゃあね、それはね。

○田中（香）委員長　菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長　柏学園のグラウンドのほうについては以前、もう売却が進んでいるものになってございます。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　分かりました。ありがとうございました。

では、有効利用ということでですね、柏学園の建物、私も見には行っていませんけども、そういった活用でいただければ大丈夫かなというふうに確認をさせていただきました。ありがとうございました。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

以上で、10款、教育費の質疑を終了させていただきます。

続きまして、11款、諸支出金及び12款、予備費の質疑に入ります。

272ページから275ページまでの部分です。

挙手のある方、御質疑のある方は挙手をお願いします。

豪一委員。ちょっとお待ちください。豪一委員だけかな。では、豪一委員。

○豪一委員　すいません、ちょっと事前通告ができないで。272ページ、３ページのですね、諸支出金の財調、財政調整基金と減債基金積立、区民施設整備基金積立等についてお伺いします。

毎年、財政規模が大きくなっているじゃないですか。令和７年だったら1,600億とかになっているわけですよ。ただ、特目だとか、財政調整基金とかの積立金額というのは毎年増えてなくて、あまり横並び、もしくは、ここ二、三年では減ってきていますよね。例えば何か1,000分の１の規模ぐらいにして、例えば世帯収入が1,600億じゃなくて1,600万で考えてね、自由に使える財調が200万円しかないと、特目が300万円しかないとかというのだと、高齢者もいる、子どももいるというような家庭でね、結構、貯金額として小さいんじゃないかという危惧があるわけですよ。

これもいつも言っていますけれども、その中で区がですね、その積立として、区債の積立の将来の積立としてとかね、自由に使えるお金の積立とか、いろいろ項目に分けて貯金する

のは大事なことだと思うんだけど、このまま人口もこれ、23万人から25万人、26万人ぐらいになるんじゃないかって言われているね、総務で統計を出している中で、その積立の基金の額というのは変更の見込みとか、しないでいけるとかですね。

例えば昨年も東邦音大のですね、購入みたいな一時的な大きな支出があるわけですよね。それについても、ちょっとこれは主要施策の成果のほうじゃなくて、こっちの７年度の歳入歳出の決算書の中のですね、99ページの138億円とあると思うんですけれども、その辺をですね。

まず、質問をちょっと、話が今、多くなっちゃったんで分けて言いますと。まずは今の積立、各積立の基金が、財政規模が膨れる中で心配がない積立の計画なのかということと、東邦音大の支出に関しては、これはちょっとごめんなさい、総務費となっているんですけれども、この総務費になっている理由とですね、あとこの財源、どこからどのように、要は一つの財源、例えば一般財源から出したわけじゃないんで、国から例えば給付されたとか、そういうのがありましたら、ちょっと教えていただければありがたいんですけども。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　まず、基金についてのお尋ねの部分になりますが、これまでも御答弁させていただいているところでございますが、文京区といたしましては、まず財政調整基金を200億円確保するというところを目標として掲げております。

これの理由といたしましては、例年、当初予算編成の段階で最近ですと80億から100億弱の取崩しを行っているところでございます。その当初予算で80億から100億程度の取崩しを行った後におきましても、残る基金100億ということになりますと、不測の事態が生じた場合においても、それで対応できると、そういった見込みの中から200億円というところでお示しをしているところでございます。

昨今におきましては、なかなか当初予算編成前の段階で100億まで至らず、190億弱というところになっておりますが、やはり区として一定の必要な規模ということでは200億というところをお示ししておるところでございますので、引き続き、その200億円確保できるような形での財政運営をしてまいりたいと思っているところでございます。

また、大塚四丁目土地購入につきまして昨年度、委員からお話ありましたとおり、138億円起債をして購入したところでございます。総務費に計上したところにおきましては、その時点におきまして具体的な活用方法が決まってないというところで、総務費で計上したというところになっております。

また、こちらの財源につきましては、国や東京都から特定財源として交付されているという形ではございませんが、財政調整交付金特別交付金におきまして２分の１の額が算定されたところでございます。今後10年間におきまして、この138億円の２分の１の額が分割交付される見込みとなっておりますので、そういったものを財源としながら今後10年間でしっかりとこの返済分を積み立てていきまして、10年後、満期一括償還のときにしっかりと返済できるような形で取り組んでまいりたいと思っております。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　明確な答弁ありがとうございました。分かりやすかったです。

ということは、138億の半分の69億を10年分割で年にすると約６億9,000万、約７億円返済していくということですね。あれだけの土地をですね、計画的に区の財政規模で確保できたというのは区のお手柄で、東京都から２分の１捻出したというのもやっぱり財政をはじめ、区長の手腕だと思いますのでありがとうございました。

それとですね、さっき言ったのは財政調整基金だけじゃなくて、この減債基金の積立とかね、これ、区民施設に、何て、ほら、区民施設なんかは老朽化している建物が増えているし、ほら、物価高騰というか、何ですか、建築費も高騰しているじゃないですか。そういう中で基金積立てのこのね、歳出がこれで大丈夫なのということも、さっき財調だけお答えになりましたよね。そっちのほうもお願いいたします。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　まず、減債基金につきましては、過去に借入れいたしました銀行から借入れたお金、いわゆる銀行債という形で我々呼んでおりますが、そちらにつきましては５年または10年で一括償還をするような形となっておりますので、銀行から借りたお金につきましては、しっかり区のほうでは計画的に積立をしまして、満期一括償還に向けて積立をしているところでございます。

また、特目基金のところにおきまして、学校施設整備基金と区民施設整備基金が大きな基金となります。委員からお話ありましたとおり昨今、こちらの財政需要が高まっておりまして、文京区におきましても直近かなりの工事費額が出ているところでございます。そちらの財源確保というところで、やはり基金だけではどうしてもその財源確保が難しいというところで、文京区、直近でいきますとかなり起債額が増えておりまして、７年度も170億超の起債をしたところでございますが、８年度におきましても70億円の起債をしているところでございます。そういった起債と施設整備基金、両方を活用しながら財政運営をしていきたいな

と思っているところでございます。

また、現時点におきまして学校施設整備基金、８年度末見込みで100億超、区民施設整備基金60億超ということで、一定の財政基金の、ごめんなさい、基金の蓄えはあるところでございます。先ほどの御答弁になりますが、こちらの基金と起債を活用しながら、今後の施設整備においてもしっかりとできるような形で財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　それでは、まとめたいと思います。

私の考え、皆さんも同じことを思うと思うんだけども、結局、これだけの頑張ってですね、基金を計画的に積立てていただいている現在の文京区政ですね。いろいろなジャーナルを見ても実質公債比率なんかも優良で、23区の中でもいいほうに文京区はあるという現状だと思うんですけども、東邦音大を買ったり、そういうことでもうお金を使ったりすることが多々ある中で、古い施設なんかもたくさんあるという中で、やっぱり準備する基金、もうもちろん区債とかも入れたとしても、余裕があるわけではないということが言えると思うんですけど、ここだけ最後、財政課長にお伺いしたいと思います。

○田中（香）委員長　猪岡財政課長。

○猪岡財政課長　文京区の認識といたしましては、潤沢に財源があるということでは認識はしておりません。昨今でいきますと区税収入、都区財政調整交付金の収入が増えているところでございますが、一方で歳出規模も増えているところでございます。先ほど御説明しましたとおり、施設整備のところを含めまして、物価高騰等も含めて歳出規模がかなり増えているところでございますので、なかなかそういった意味で楽観視できない状況であるというところでございます。

そういったところで、文京区におきまして最近でいきますと総基金残高も減少傾向にあるというところも課題として認識しておりますので、来年度以降の当初予算におきましても、しっかりと経常的経費をしっかり捉えながらですね、必要な経費についてしっかり予算編成、執行してまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　最後、やはりですね、よく著名な本でもですね、やっぱりお金をためたりするためには、まず支出を抑える、支出がどういうところに出ているか、ちゃんと要は目で確かめるという基本があるそうです。筋肉質な構造にしっかり変えることとですね、より継続して

計画的な基金運用をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

○田中（香）委員長　以上で、11款、諸支出金及び12款、予備費の質疑を終了させていただきます。

これで報告第１号、令和７年度文京区一般会計歳入歳出決算の質疑を終了させていただきます。

次に、報告第２号、令和７年度文京区国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

本会計につきましては、歳入歳出一括で質疑をすることといたします。

主要施策の成果の284ページから303ページまでの部分です。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。では、上田委員。

○上田委員　285ページの保険料、それから297ページの収納事務、徴収事務についてですけれども、先日から話題の国民健康保険料の督促封筒について一言申し上げたいと思います。

私は、これまでナッジとか、行動経済学の知見を利用することを提案してきたと思います。区税とかでカラフルな目にとまりやすい封筒を導入した際も、その工夫を評価してまいりました。しかし、そうなんですけども、先週、本当実物を見せていただいて、なかなかちょっと実物を手に取ったときには言葉がないというふうな感じでした。率直に言って私が受け取ったら嫌だなというふうには思いました。

一方で、まず開封していただいて早めの納付や納付相談につなげることや、延滞金や差押えに至る事態を防いであげたいという、そういう気持ちから一生懸命工夫されたのだというふうにも思います。令和７年度の収納率は翌年度分が96.33％で、23区中１位、滞納繰越分も53.48％、これ、現年分です。ごめんなさい。ちょっとごめんなさい。現年分が96.33％で、23区中１位で、滞納繰越分も53.48％で３位と、いずれも前年度から上昇していて、これだけの収納率の向上を支えてきた職員の皆様の努力というのは理解しています。

ただ、公共におけるナッジというのは行動をそっと後押しするという、その加減がやっぱり重要だと思います。目にとまることや納付につながることだけではなく、受け取る方の人権とか尊厳を尊重して、威圧や脅しと受け止められないように十分に配慮する必要があると思います。納付が難しい事情を抱えた方が安心して相談できることも大事だと思います。今回のことを教訓に職員の創意工夫を生かしながら、効果と受け取る方への配慮のバランスを考えて今後の封筒や通知の表現を改善していただきたいと思います。

今回の件で分かったように、行動経済学的なアプローチは広報に目をとめていただくフッ

クとなって、効果はあるなというふうに思います。ただ、そうした目で見ていくと、区の広報全体でも最近は効果的にナッジを活用しているなと思う反面、不安や恐怖に訴える強い表現が多用されているのではないかというふうに思います。例えば昨日、我が家に届いた歯周疾患検診のはがきには、怖い病気につながりますよということが書かれて説明されていたりとか、区の公式Ｘの交通安全の広報では、死亡事故が増えていますよというふうに書かれていて、よく中身を読むと文京区のことかと思って読んでいると区内の話じゃないとか、危険性を伝えることは重要なんですけれども、強い表現を繰り返すことで、狼少年じゃないですけれども、本当に重要な警告まで届かなくなることがないかということを心配しています。

公共の広報におけるナッジの使い方について、いま一度、効果とバランスを全庁で考えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　上田委員は御自身の持ち時間を超過いたしましたので、会派の中で調整をお願いいたします。

それでは、答弁していただきます。後藤国保年金課長。後藤国保年金課長。年金課長、どうぞ。

○後藤国保年金課長　今回のデザインが行き過ぎだった点とともに、全ての方に受け入れられるものではないデザインを、事情を問わず、全ての対象の方にお送りしてしまったことにつきまして改めておわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

○田中（香）委員長　横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長　広報の仕方について全庁的なお話としても承っております。今回のお話もそうなんですけれども、様々な今、委員からも例示がございまして、広報の難しさというのは非常に感じているところです。

ある程度、理解していただくという、伝わる広報というふうに私ども、お話をしておりますが、そういったようなことで、どういう表現にするのかというのは各課、各職員とも一生懸命考えて対応しているところですけども、御指摘ありましたように全庁の中でもですね、そういった強い表現、今あと、それ以外にも例えばその多様性を配慮したとかですね、人権を侵してないかとか、あとユニバーサルデザイン的な表現もですね、そういったものについても工夫が必要ということで、庁内で話をしているところになりますので、今、御指摘いただいた内容も含めまして、全庁でまた広報の在り方について検討を進めてまいりたいと思います。

○田中（香）委員長　上田委員。よろしいですか。

続きまして、金子委員。

○金子委員　私も284ページが国保料になっていますので督促の封筒などについて聞きますが、私たちは10月の２日の総務委員会について総括でもお聞きしました。答弁について聞くんですが、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合には、その後です、滞納者の財産を差し押さえなければならないことが定められていると、法の規定によってね。これはね、差押えというのは、とにかく機械的一律にやってはいけないというのが大原則になっています。

大原則になっているということが近年ですね、2024年の９月20日に厚生労働省の保険局国民健康保険課長の名前で、都道府県宛てに事務連絡の通知が出ておりますね。この中で、差押え禁止財産というのは、それまで裁判例などでいろいろ争われてきた類型について４つの類型が示されるに至っていると。差押えというのは本当に最終手段であって、ケースワークやった上でですよ。国もこういう事務連絡も出している。この2024年の９月20日の事務連絡、事務連絡、通知について、文京区の国保課は滞納整理係の中でどのようにこれを捉え、職員に研修を行ってきたのですか。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　今回の封筒のデザインに行き過ぎがありました点と、行っている差押えの実施については別の問題と捉えておりまして、当然、職員は一律に機械的に全員の差押えを実施しているわけではなく、様々、国の法令通知等、きちんと理解をした上で差押え禁止債権など法令の規定は守った上で適切に差押えを実施しております。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　そうすると、この答弁は、法の規定により完納しない場合は差押えをしなければならないことが定められていると、これしか言ってないんですよ、そこのところについては、ね。差押え禁止財産の場合とか、様々なケースワークをやるとか、この2024年９月20日の厚生労働省の通知の中には２段階にわたってケースワークをやって納付相談をやって、なかなか大変な場合には生活保護の申請の支援にもつなげると、このことが文章上、強調され、これはね、今までなかった動きなんです。

なぜ、このような中連絡通知が出されるに至ったかというと、これはマイナ保険証になって、保険証が廃止されたことによって短期証が廃止される、つまり10割負担になることを避けなきゃいけないということで、国もこういう事務連絡を改めて出しているんです。この研修がやられているんですかって先ほど聞いたけど、答弁ないけども、それは研修やられてい

るんですか。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　まず、研修につきましては、国保連合会等を通じて適切に実施しているものを受講しております。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　事務連絡については、ちゃんと課長さん、認識されているんですか。私が今、言ったけども、生活保護申請、２段階にわたってつなげる。差押え禁止財産はそうですけども、執行停止などの対応もですね、これはきちんと、ここに示されているんです。国税の場合は専門の国税庁というのがありますけど、自治体の場合は人事異動でね、どんどん、どんどん変わってきますから、国保のところも税のところもそうですけども。その都度、その都度、この２年前に出された通知というのが徹底されていないと、私はこういう答弁になると。

　はっきり言って私、この答弁はね、一面的だというふうに思う。誤りと言ってもいいと思うけども、この研修通知に基づく研修というのは文京区でどのように、国保連でやっている、国保連という、そっちのほうでね、やっていると言ったけど、文京区自体ではやってないんですか。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　納付にお困りの方に対しましては、これまでも状況をお伺いして減免や分納の御相談ですとか執行停止など、御相談を個別に対応させていただいてきたところでございますけれども、今回の件を受けまして改めて再度、丁寧な対応をということで職員に指示したところでございまして、経験豊富な職員を中心とするＯＪＴなど、区のほうで独自に行っている取組もございます。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　ちょっと何度も答弁されないんだけど、2024年９月20日の厚生労働省のこの通知に基づく、文京区独自の滞納整理係での研修というのはやっているんですか、やってないんですか。それ、明確にしてください。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　通知が出た時点で、係内で共有をいたしまして、その後もＯＪＴによって職員それぞれが認識しているものと承知をしております。

○田中（香）委員長　金子委員。

○金子委員　それぞれが認識しているというのは駄目です。2024年にこの数字が出された趣旨

は、短期証が廃止されて、マイナ保険証になって保険証が廃止されたことによって、国も心配だから、こういうのを出しているんです。改めて国保滞納係で独自にですね、この通知をよく読んで、所管課長さん、責任者なんですから、それが、そこでもって研修をやると。そしてこの封筒、カラー封筒も含めてですけども、なぜこのようなものがつくられたのか、そこをついた検証を行うということが、文京区において福祉の心を取り戻す第一歩になるというふうに思いますから、そのように申し上げておきたいと思います。

○田中（香）委員長　国保年金課長。

○後藤国保年金課長　御指摘の通知につきまして、改めて内容を新規異動してきた職員等にも共有を図ってまいりたいと考えております。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　私からは催促封筒について再びお伺いしたいと思うんですが、収納率の向上は重要です。でも、そのためなら、どのような表現を使っても良いわけではないですよね。今年８月、厚生労働省は、がん患者への支援制度を知らせるポスターについて、患者への配慮を欠いたとして謝罪し、回収しているのは御存じのとおりです。今回の催促封筒も報道を受けて、区民の方からは、ひどいという怒りの声が複数上がっているわけですよね。仮に収納率が上がったとしても、それによって人の尊厳を傷つけかねない表現が正当化されるわけではないですし、行政には目的が何であれ、人の尊厳を守る責務があるわけです。

そこで福祉部長にお伺いしたいんですが、区として謝罪を含め、区民に説明する考えはあるかどうか、お伺いいたします。

○田中（香）委員長　矢島福祉部長。

○矢島福祉部長　今回の封筒につきまして、皆様に多大なる御迷惑、御心配、御不安等おかけしていることを改めておわびを申し上げたいと思います。

この件に関しましては今後、適切に対応してまいりたいというふうに考えてございますが、様々影響がですね、全庁にも及んでいるという状況がございますので、今、庁内で情報を共有しながら、どういった形で委員御指摘のものも踏まえてですね、どういった形で対応させていただくかというのを検討させていただいているところでございます。皆様の尊厳を傷つけるということがあってはならないというふうに考えてございますので、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　海津委員。

○海津委員　ぜひ人の尊厳に対して行政としてきちっと向き合っているということが分かるよ

うな形で、報告を皆さんに説明していただくよう重ねてお願いをして終わりにいたします。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

沢田委員。

○沢田委員　私も１点だけなんですが、何か報道とか見ているとデザインのよしあしみたいな議論がされているので、本質はそこじゃないんじゃないかなというお話です。

今、金子委員と、あと海津委員もその指摘をされていましたが、なぜこうなったのかの検証と今後どうするかというところで、それを考えるための足がかりになればなということでお話をしたいんですが、まずですね、収納率が23区でもトップとかということが誇らしいことのように語られたりするわけですが、そこじゃないんじゃないかなと思っているわけです。２位じゃ駄目なのかと。

（「お宅の会派とお宅の想像だよ」と言う人あり）

○沢田委員　今、駄目だという声もこっちから来たので、そういうマインドがどうなのかなということを、ちょっとお話をしたいんですね。

前提としてまず共有しておきたいのは、そもそもこの国保制度って半ば破綻しているわけですよね。保険制度として。要は国民皆保険の相互扶助の仕組みのはずなのに、実際は給与所得の安定高所得者中心の社保は切り分けられていると。その時点で、ある意味、無理筋な制度になっちゃっているわけですよね。実際に何度も議論しているとおり、財源も保険料で賄えないで、税で賄うしかない状況に陥っている。

私は、今回の問題の根本はこれだと思っているんですよ。要は、この根本の問題が先延ばしのまま今、国保制度が運営されていることにあるんじゃないかと。先般、話題になった国保逃れ、議員の国保逃れの問題も同じですよね。要は制度の破綻を熟知している当事者である議員が、制度の抜け道を探した結果がそういう問題になっていると。だから、これは大きな構造的な問題なんだと思うんですよ。だからデザインがどうこうとか、収納率がどうこうとかというよりは。

だから一度ですね、これを機に職員の皆さんには本来の目的に立ち戻っていただきたいと。要は社会保障ですからね。困っている人に手を差し伸べるための制度。だからそういう人に今、海津委員がおっしゃられていたのは、例えば屈辱感を与えたりとか、それによってほかの人との間を分断したりして、助けてという本来のＳＯＳを出しにくくするようなことはしないのが鉄則だということ。

なので、今回の封筒、その督促状の封筒も１番目立つところに今回、開けてよということ

が書かれてたわけですけど、本来は何かお悩みじゃないですかとか、私たちに相談してくださいねというメッセージが書かれているべきだったんだろうなというお話で、あまり時間がないので質問、ありますか。そうですか。その辺のお考えだけ、福祉部長。すいません。すいません。お願いします。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　まず、工夫を行った職員の意図として、23区の１位を、収納率１位をキープするためにという目的ではございませんで、例えば給与の差押えであればお勤め先のほうに、また自営業の方でも取引先の金融機関に滞納されているということが伝わってしまいますので、それを私どもとしても避けたいですし、そうなって初めて非常にお怒りを持って区のほうに御連絡が来るというケースも多々ございます。

差押えは、それ自体が直ちに所管課ですとか取立てによって保険料に即時充当するということとイコールではございませんので、それまで書面とか、電話で全く連絡のつかなかった方が差押えには反応して御連絡をくださるということがありまして、それによって生活状況をお伺いした結果、分納ですとか減免とか、そういった必要な御案内ですとか、支援機関につなげることもできる連絡手段の一つとして工夫を凝らしてまいりました。その点と今回のデザインの点とは分けて考えたいと思っております。

○田中（香）委員長　沢田委員。

○沢田委員　御説明を伺って安心しました。私、ちょっと今回の事態が起きたときに本気で危惧していたことがあって、独り言だと思って聞いていただければいいんですけど、職員の皆さんがひょっとしてもう収納率向上マシンみたいになってしまったんじゃないかと思ったわけですね。今、お話を聞いて誤解だと分かったんですけど、要はその数字、トップになるとか、収納率何％みたいな数字が至上命題になると、皆さんはそのための手段になってしまうわけじゃないですか。要は与えられたノルマを要領よくクリアするだけのブルシットな、この間、言った話ですいません。ブルシットな仕事になってしまう。ブルシットはいいか。いや、良くない。

ブルシット・ジョブってこの間、総務費のときにお話ししたんですけど、この発案者のデビッド・グレーバーって、この人が危惧したのは。終わりました、終わった、10秒。

○田中（香）委員長　どうぞ、どうぞ。言ってください。

○沢田委員　いいですか。じゃ、すいません。要は、その債権者マインドなんですよ。債務者と債権者みたいな、そういうマインドになると、が分かれると、世の中がですよ、そうする

とブルシットなジョブが生まれるということをまさに看破したのが、その言葉なんですよ。だからね、もう改めて言いますけど公務員ですから、ね、会社員じゃないんですから。

○田中（香）委員長　沢田委員、終わらせてください。

○沢田委員　公共の利益のためということで、これからも引き続き努力いただければと思います。

以上です。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

今、３時になりますので、30分休憩して３時半から再開させていただきます。お疲れさまでございました。

午後　　３時００分　休憩

午後　　３時３０分　再開

○田中（香）委員長　それでは、３時半からの審議を始めたいと思います。

SideBooksに残時間の更新した表が掲載されております。あと本当に数人の方しか発言ができないという状況になっておりますけれども、最初に３時半からの審議は豪一委員のこの項の質疑から始めたいと思います。よろしいですか。

豪一委員。

○豪一委員　先ほどの関連で国保の滞納の話になっておりますが、確かにですね、金子委員の言うのも一理あってですね。やはり人権だとか人をしっかりと守ってですね、何ですかね、年金を滞納している人たちの身になって、生活保護が必要だったらば、それを勧めたりする配慮というのは当然必要なことなんですけれども、生活保護になるとですね、逆に失うものもあって。収入減だとかですね、資産があることが許されないわけですから、まさに当該、その当事者の方々が実際にそういう立場であるかということまでは分からないわけです。

ただ、私が質問したいのは、例えば国保滞納だとかのその書類の中に生活保護という選択肢もありますよという、その選択肢をですね、書くことは、僕はちょっと不自然じゃないかと思うけど、そういう心配りということができるのか、するべきなのかというのをちょっとまずは聞きたいと思います。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　督促状につきましては、決められた納期までにお納めがなかった全ての方にお送りしておりまして、もちろんお困りで納付ができないという方もいらっしゃいますし、あとは、つい、うっかりされていたとか、たまたま口座側から残高不足だったといった

ような方も様々御事情がございます。

そうした中で、やはり個別に御相談に応じて、必要があれば関係機関におつなぎしてまいりたいと思っておりますので、督促状が届きましたら、たとえ今すぐ納付が難しいという状況であっても、まずは御連絡をいただければ、御一緒にその後の生活再建について考えていくことができるというふうに思っております。

○田中（香）委員長　豪一委員。

○豪一委員　そうですね。まずは、やり取りとして、連絡いただければ相談に乗るということは間違いないと思います。私もですね、恥ずかしいけども、住民税をうっかりちょっと入れ忘れててですね、虹色の封筒で文京区から来て、お金入れたんだけど、さらにそれの滞納の利息を請求に1,000円をですね、請求、最近されたんで、それも入れないといけないなと思っているんですけど。

特に私は個人的な見解で申し訳ないんだけど、この封筒、例のうわさになっている封筒に関して、特に私、すごいそんなに奇抜だなとかね、そこまでひどいなというような印象は正直、僕は持ちませんでした。そういった中で、それぞれ皆さんの感性もありますし、それは開けろよとかですね、そういう言葉遣いには幾ら絵文字で書いてあっても、確かにそれは控えておいたほうが、行政のほうでよかったのかなぐらいには、私は思いますので、と思います。

基本的には滞納の催告の封筒が行って、ので、直接連絡くださいよというやり取りをして、その上で相談に乗るというスタンスというのはとても大事だと思うので、そのときに債務者の方にとって必要なアドバイスというのを、それこそ必要に応じ福祉課とか、そういう横串を刺してですね、連携してやっていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○田中（香）委員長　ほかり委員。

○ほかり委員　私も今、豪一委員がおっしゃったところと一緒なんですけども、私も封筒、現物見たんですけども、そこまで精神的にダメージを受ける内容ではないと思っていまして、やっぱり、あの封筒って開けてもらうのが一番大事なものだと思うので、そこを職員の方が工夫をしてやられたことは否定されるべきではないと思いますし、課長と部長が別に謝罪することでもないですし、改善しますという答弁はもちろん必要だと思うんですけども、謝罪は必要ないと思うし、５万枚まだあるといったものを破棄するというのもちょっと考え直した方がいいんじゃないかなと思っています。

封筒の中に救済が必要な方に対する案内を入れて、そこにちゃんと届くようにする措置と

いうのは当然必要で、それは一番大事なんですけども、ちょっと論点が変わってきているんじゃないかなと思っているんで、すいません、しゃべらせていただきました。

以上です。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。以上でよろしい。

山本副委員長。

○山本副委員長　私も督促状の件でございまして、いや、この週末にですね、何人もの方から、本当に漠然となんですけれども、文京区って今、そんなにひどいんですかって、督促が、みたいなんで。それで、どうも収納率が高くなっているんですかみたいな感じでですね。それ、どこからお聞きになったんですかというところ、いろいろ、結構、年寄りの方がそう言っている方が多いですけど、今日ちょっと記事のほうを確認させていただいてね、今、議論の中でいろいろと分かってきたんですけれども。

今、部長からも答弁があったときに改善すべきは改善するということでございますので、その辺は真摯に対応していただけるんだということで、よかったなというふうには思うんですけども、まずですね、督促状が来るまでに幾つか段階があるはずなんですね。その段階はどういうふうに踏んでいるんですかということを、まず聞きたい。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　区からお送りする督促とか催告、様々な種類ございまして、まず一番最初に納期を過ぎてしまった方にお送りする督促ですとか、あとは繰り返し毎月その納期が来るわけなんですけれども、毎月繰り返し滞納が積み重なってしまうような方には、催告とか特別催告といったような形で段階を踏んで、御連絡を何とか取りたいということでやらせていただいております。

○田中（香）委員長　山本副委員長。

○山本副委員長　なんですよね。それで記事の中にもあるんですが、目にとまるようにデザインも定期的に変えると。ああ、そうなんだって。私もちょっとあるところで督促状、封筒、見たことある。確か前はね、黄色と黒の線だったような、工事現場みたいな感じで、これ、分かりやすいなと思って、今度は字がいっぱい書いてあるということで。しかも、この記事にあるんですけども、若い人たちに意見を募ってデザインをコンペさせてということで、これはね、非常に職員の育成にとって非常にいいことだなと、若い人の可能な力を出してあげるということは非常にいい取組だというふうに思っています。

さっき、ほかりさんが言ったように５万枚、まだあるのを破棄しちゃうというの、それも

ちょっとどうかなという、もったいないなというのもあるんですけども。ですので、その督促状のデザインが良い悪いということじゃなくて、今、言った段階もあるし、そしてまた、そのフォローですよね。そういう人たちの個人的なフォロー。やっぱり電話ですとか窓口に来てもらって、いろいろ、その人に合った形で方法を考える。分割払いとか、いろいろありますよね。そういうことはやっているんですよね。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　様々ですね、お電話だったり窓口だったり、御連絡を何とか取りまして、状況をお伺いして、分納ですとか、減免の該当になると思われる方には減免制度を御案内したりですとか、場合によっては状況をお聞きして、すぐに執行停止であったり、生活福祉等の御案内が必要と思われる方もいらっしゃいますし、個別に様々対応させていただいているところでございます。

○田中（香）委員長　副委員長。

○山本副委員長　ありがとうございます。引き続きですね、御努力をしていただいて、最後に一言だけ。この督促状のデザインとかで文京区の収納率がアップしているんだということではないと思うんですよね。やっぱり文京区の皆さんの意識の納税者の高さが、まずは収納率が一番高いんだというふうに私は思っているので、ぜひ改善するべきところがあったら改善はするし、また、いろいろと新たな取組があれば、そういうこともやっていただきたいし、これまでもいろんな収納率に関しての取組は御評価をさせていただいておりますので、引き続き頑張っていただきたいと思います。ありがとうございます。

○田中（香）委員長　矢島福祉部長。

○矢島福祉部長　この間ですね、本当にたくさんの御意見を頂いております。私ども、真摯に受け止めさせていただいて、また、職員の努力に対しても非常に御評価をいただく温かい声も頂いておりますので、しっかりバランス感覚を持ってですね、適切な徴収事務を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

以上で、報告第２号、令和７年度文京区国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終了させていただきます。

理事者の移動がございますので、少々ごめんなさい。

次に、報告第３号、令和７年度文京区介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

本会計につきまして、歳入歳出一括で質疑することといたします。

主要施策の成果312ページから331ページまでの部分です。

御質疑のある方は挙手をお願いいたします。石沢委員。

○石沢委員　決算書の322ページの令和７年度の保険給付費、この辺りでちょっとお伺いをしたいと思います。

令和７年度のこの保険給付費、こちらですけれども２番のところですね。支出済額が154億856万円ということで書かれております。前年比に比べて600万円の、これ、増かなというふうにも思うんですけれども、一方でですね、文京区のこの介護保険ですかね。この資料を見ますと見込額が毎年度の分、書かれておりまして、これ見ますとですね、令和７年度の見込額というのは169億3,414万3,000円ということで、給付費に対してですね、15億近くの開きがあるということになっております。

それで表の右側には達成率も書いてありますけれども、これについては、この表を見ますと年々この達成率がですね、開いてきていると、こういうような状況かなと思います。令和３年度についてはね、96.3％になっておりましたけれども、今年度については91％ということで、全体としてかなり差が広がってきているなという印象、数字上ではこういうふうに見るんですけれども、何でこういった形でですね、達成率がですね、下がってきているのかなというのは、ちょっと１点、お伺いしておきたいと思います。

それから、この給付の見込額というのがですね、ある意味、いわゆる被保険者の保険料の算定の一つの、何ていうんでしょう、指標になるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、やはりこういった形でですね、給付費の実績とですね、やっぱり見込みというのがやっぱり離れているってなると、要するに保険料がね、算定がやっぱり大きい、大き過ぎるんじゃないかなと、過大なんじゃないかなというふうにもですね、そういうふうにも読み取るんですけれども、その辺りについて区の認識を伺いたいと思います。

○田中（香）委員長　佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長　介護給付費の計画と実績との差でございますが、計画時点におきましては、介護のサービスがしっかりと行き届くようにですね、給付費が足りなくならないようにということで、その時点の高齢者の伸びですとか、要介護、要支援者の伸びですとか、あと直近の３年間の実績、給付実績とか、様々なものをいろんな観点から見て次の３年間というところを予測しながら計画立てているところでございます。

今期、ちょっと差が出ているところというところの要因としましては、直接、何ですかね、介護サービスをどの方がどれぐらい使うかというのは、なかなか予測、想定をしながらも予

測はできないところがありますが、大きい数字でいきますと今回一つ、大規模改修で白山の郷が今、休止中というところもありまして、介護サービス費のほうが１億円ほど下がっているというところは大きい数字ではつかんでおります。

また、それがまた令和10年度に新たに再開するというところですとか、あと令和10年度には小日向の特別養護老人ホームも開設するとか、そういうのがありますので、そういったところでまた給付費というのはまた伸びていくのかなというところで見込んでおります。

なかなか、その差というところは予測をしながらも、結果というのはなかなか難しいところではあるんですが、介護保険制度の運用というところでいきますと、そういったところも想定しながらも３年間の中でこの増えたり減ったりというところを見て、次の計画に生かしていくというところですので、委員御指摘のとおりですね、前回の計画時においてはコロナ禍後にちょっと給付が増えるんじゃないかとか、そういうところも含めて計画を見込んでいたところですが、こういった実績になっておりますので、第10期の計画においてはこの実績も踏まえて、厳密な給付費を見込んでいくというところは今、ちょうど算定をしているところです。

今後については、まだ第10期にですね、介護職員の処遇改善というところで国のほうで介護報酬の改定というところも考えられているところですので、そういったところの介護給付費が伸びていくというところも予測しながら、しっかりとその実績見込みをつくりながら、計画と実績、双方、差異のないようにというところで進められればということで考えてございます。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　大規模改修、白山の郷大規模改修とかの話も出ましたけど、そういうのは割と以前からこの辺りの時期に改修するんだろうなということは、恐らくそれは想定されていた話ではあるんだろうなというふうに思うんですよね。それから人材の賃金の、そういった待遇改善の問題なんかは、それは当然やらなければならないことだというふうには思います。

ただ、やっぱりそれがですね、そこまで、これからやるって話でね、本当にそれはやってほしいんですけれども、保険料のですね、収納状況についてもこれ、介護保険、文京区の介護保険では書いてあって、10ページのところに徴収区分別の収納状況って書いているところがあって、６年に比べて７年は1.1億円ですかね。収納額としてはプラスして増えているわけですよね。だから保険料としては1.1億円、前年よりも多く払われていると、にもかかわらず、給付費のほうは600万円ぐらいしか増えてないというところで、やっぱりこれはです

ね、何かちょっと保険料がですね、やっぱり３年ごとの計画ということでですね、言われていて、来期からいよいよ、それが改定されるということにはなるんですけれども。

でも、やっぱりこの辺りですね、よく分析してですね、やはりですね、これから介護保険料を決めることになるわけですから、やはり新たなですね、負担増につながらないような、介護保険、やはり高いという声がやはり多いわけですよね。初めに比べ、初めのときの第１期のときの保険料もこれは書いてありますけれども、大体2.5倍ぐらいの保険料に今、なっているわけですから、やっぱりそういった意味では介護保険料についてはですね、値下げをしていくということもですね、本当に必要なのではないかなと、来期の保険料を考えていく上でですね。その点についてのちょっと御認識、いかがでしょうか。

○田中（香）委員長　佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長　今、委員から御指摘ありましたとおり、給付費の伸びと保険料収入の伸びの差というところは我々のほうもつかんでおりまして、そこは次期の計画にしっかりと見込みをする中では、そういったものも材料としてしっかり見ていかないといけないかなというところの認識はあります。

保険料の額につきましては委員から御指摘のとおりですね、介護保険創設のときから比べますと、もう倍以上というところになってございますけども、一方でですね、給付の額もですね、４倍、介護保険が始まったときからは４倍ぐらいになっておりまして、その給付と負担と給付のバランスというところでいきますと、持続可能な制度として維持していくというところにおいては、慎重にそこら辺のバランスも考えていかないといけないというところになります。

当然、介護保険料の収入の増につきましても、先ほどお話ししましたとおり文京区に転入される方ですとか、高齢者の収入の状況によって変わるものですので、一定、予測はするんですが、収入の中身というところはなかなか難しいところもありますので、そういうところも含めて３年間の中でその実績を見ながら、次の保険料をどれぐらいにするかというところを考えていくというところになります。

ちなみにですけど前回、今の今期の第９期の保険料設定におきましては、御存じのところかもしれませんが、前期末の介護給付費準備基金23億のうちの10億を保険料低減のところに見込みまして、もともと6,600円相当のところを6,100円ぐらいに、500円程度ほど保険料を低減させて、それが今、23区の中では21番目、下から３番目の状況になってございます。

今期、今のところの見込みで19億ぐらいの基金の見込みをしておりますが、先ほども御答弁

で申し上げましたとおり、介護報酬の改定ですとか増要素というところがあるというのと、高齢者の人口も微増ですが増えていっているところもありますので、そこも踏まえて慎重に保険料が高くなり過ぎないようにというところと、負担のところも含めて、全体的に考えながら保険料設定をしていきたいと考えてございます。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　保険料の低減の取組なんかは基金、使いながらやっているというのは厚生委員会のほうでもね、報告あったんで、それはそれで大事な取組だと思いますけれども、こうして見込みよりも実績が割と少なかったと、それで国とかに、東京都とかにね、精算還付とかもどんどん、どんどんやられていますよね、毎年度ね。だから、やっぱり国のやっぱりそういうね、負担というのも、やっぱりしっかりともっとね、求めていくことも本当に必要だというふうに思います。

構成比率で見たときにね、国庫負担金の割合なんかも、この資料を見るとどんどん、どんどん暫減しているような、そういう数字がちょっとこれ、見ると見えてくるわけですよね。だからやっぱりそういった国庫の負担の部分もですね、しっかりとやっぱり確保していくということを求めていきたいし、何よりね、介護保険料については値下げをしていくということは、やっぱりこの物価高騰の中で必要な対応だというふうに思いますので、それについては求めていきたいというふうに思いますので、以上です。終わります。

○田中（香）委員長　佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長　国、精算還付、精算によって国にお返しする、国とか都にお返しするというところは、法定の率によって実績、歳入と歳出の実績に応じて行っているものですので、そこのところは何とも、区としては何ともしがたいところあるんですが、それによらずですね、様々介護保険制度を維持していく中で課題というところは区としても認識しておりますので、それについては以前から申し上げていますとおり、区長会等を通じましてですね、意見のほうは引き続きしていきたいと考えておりますので、はい、そういったところで適切に進めていきたいと考えております。

○田中（香）委員長　石沢委員。

○石沢委員　そういう御答弁なんですけれども、やはり、でも保険料についてはね、返していかないわけですから、やっぱりそこがね、やっぱりおかしいなというのはね、あると思うんですよね。だから、それをやはり今年については、そういう意味でね、先ほど保険料収入というのは１億1,000万円、一方の給付費というのは600万円ということで、そういう決算、出

ているから、やっぱりそういった点では、ぜひね、保険料下げるようにやっていただきたいということは重ねてお願いをしておきたいと思います。

○田中（香）委員長　ほかにございませんね。

以上で、報告第３号、令和７年度文京区介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終了させていただきます。

続きまして、報告第４号、令和７年度文京区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

本会計につきましては、歳入歳出一括で質疑をさせていただきます。

340ページから351ページまでの部分でございます。

御質疑のある方は挙手をお願いいたします。千田委員。

○千田委員　後期高齢者医療制度について伺います。

後期高齢者医療費に占める国庫負担の割合は、老人保健制度が始まった1983年度の44.9％から削減され続け、後期高齢者医療制度が始まった2008年は36.5％であり、2026年度予算では32.4％に減らされました。後期高齢者医療制度の保険料窓口負担軽減のために減らされてきた国庫負担への増額を要望する考えは、区としてありますでしょうか。国の制度を伺っているのではなくて、区の認識を伺います。区は要望する気があるかどうか、そこをお答えください。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　後期高齢者医療制度の医療給付に必要な財源につきましては、後期高齢者の方御自身の保険料部分がおよそ１割と、公費負担が５割と、残りの４割が現役世代の方の保険料に上乗せされている後期高齢者支援金保険料に該当するとされております。現役世代の方の負担軽減との議論の兼ね合いもございますので、保険料、後期高齢者医療制度の財源につきましては国において議論がなされるべきものと考えております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　ですけど、区の要望する気があるか、ないかだけお答えください。ちょっと制度は分かっています。時間がないので。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。少し、もう少し聞こえやすくやっていただきたいんですけども。

○後藤国保年金課長　後期高齢者医療制度の保険料につきましては、保険者である東京都後期高齢者医療広域連合において検討されるべきものと承知しております。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　ちょっと要望するお考えがあるかどうか、聞いたんですけど、ちょっとそこのお答えはなかったですね。令和７年度には、区は都には要望していませんでした。要望書を見たら。

時間がないんですけど、高齢者の方というのは私たち、本当に育てられた私たちの親ですよね。高齢者の方は子どもを育て、社会で働き、社会を支え、社会に貢献して、そして今、高齢者になっております。そして高齢者の方は、体力は衰え、そして心機能が衰えた、心房細動などの病気にもなりやすいし、肝機能、腎機能なども衰えて非常に病気になりやすい。そのような高齢者を、差別と負担を押しつけるような後期高齢者医療制度ということを指摘させてください。

後期高齢者医療制度は、国民を75歳以上という年齢で区切り、そして高齢者を別枠の医療保険制度に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつける、本当に希代、まれな悪法です。世界にはありません。2008年度の導入制度以来、９回にわたり保険料の値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大な要因となっております。

この高齢者って医療が必要なんですよね。この医療が必要になったときに医療から切り離して、自分たちだけで保険制度を作って、そして、ほかの負担はあるものの、かなり医療負担を押し付けております。そして年金ですね。高齢者の方は年金が生活費です。少ない年金の中で一生懸命、暮らしをどうするか、考えながら生活しています。その年金から天引きされているんです。強制的に年金から天引きされる、この後期高齢者医療保険制度ですね。

本来なら医療というのは命を守るために、これは高齢者の医療を守るのも行政の非常に重要な役割だと思います。なので、区としても国の制度だからと言っているのではなく、国に国庫負担を増やす、そして制度の見直しを求める。私が今、申し上げたこの高齢者の立場、そして体力の衰え、そして医療の必要性、そして、その後期高齢者医療制度の在り方を踏まえて、区として令和８年度国庫負担を増やす、そして医療制度の見直しを求める、医療制度ですね。医療制度の見直しを求める。区にその要望、区にその気があるかどうかだけお答えください。

○田中（香）委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　後期高齢者医療制度に対する財政支援の拡充につきましては、保険者である広域連合のほうで国に要望をしているところでございます。区としましても、広域連合と緊密に連携を取りながら適切に対応してまいります。

○田中（香）委員長　千田委員。

○千田委員　広域連合が要望するというんであれば、区のほうから広域連合に要望してください。本当に先ほど申し上げましたが、区民の高齢者を守る、医療制度が受けれる、そのことをするのが区の自治体の役目だと思います。そのことは強く申し上げて終わります。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

以上で、報告第４号、令和７年度文京区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を終了させていただきます。

これをもって、４会計歳入歳出決算についての質疑が全て終了いたしました。

○田中（香）委員長　次に、４会計歳入歳出決算について、各会派の態度表明をお願いいたします。６分以内でお願いをいたします。

それでは、自由民主党さん。

○山田委員　令和７年度文京区一般会計決算について、自由民主党文京区議会を代表し、意見を申し述べます。

高市総理は所信表明演説において、私が貫く志は経世済民です。世を治め、民を救うと述べられました。そして国民の暮らしを守り、希望ある未来を切り開くため、必要な政策を先送りせず、決断し、挑戦し、実行していくという強い決意を示されました。この経世済民の精神は国政のみならず、区民の暮らしに最も近い基礎自治体である文京区政においても決して変わることのない行政の原点でもあると考えます。

令和７年度の一般会計当初予算は過去最大規模となる約1,470億円で編成され、その後、５回の補正予算を経て歳入約1,674億円、歳出約1,630億円の決算となりました。この大きな財政規模を支えるのは、区民や区内事業者の皆様が納められた貴重な税金であります。だからこそ、私たちは予算を幾ら使ったかではなく、その財源が区民の安心と暮らしを守り、将来の文京区を築くために、どれだけの成果を生み出したのかという視点を大切にしなければなりません。

物価高騰が区民生活や事業活動に影響を及ぼす中、子育て支援、教育環境の充実、高齢者や障害のある方への支援、地域経済の活性化、そして災害に強いまちづくりなど、区民の暮らしを支える施策を着実に進めることは区政に課せられた重要な責務です。とりわけ教育や子育てへの投資は、単に現在の課題を解決するだけのものではありません。子どもたちの可能性を広げ、次代を担う人材を育み、文京区の将来を支える基盤を築くための投資でもあり

ます。また、地域経済を支える中小企業への支援や地域コミュニティの維持、発展、防災減災対策、公共施設の計画的な整備についても、目先の課題への対応にとどまらず、将来を見据えた戦略的な取組が求められます。

一方で、限られた財源を有効に活用するためには、従来の手法を踏襲するだけではなく、事業の必要性や費用対効果を不断に検証し、時代の変化や区民ニーズに応じて必要な見直しを行うことも不可欠です。財政の健全性を維持しながら、必要な分野には果敢に投資する。この両立こそが持続可能な区政運営につながるものと考えます。

私たち自由民主党文京区議会は、区民の声に真摯に耳を傾け、区政の課題を的確に捉え、政策の提案と検証を重ねてまいりました。今回の決算審査においても、事業の成果と課題を確認するとともに、今後の区政に向けた提言を行ってまいりました。高市総理は、決断したことを決めただけで終わらせることはありません。挑戦を政策に、政策を成果に変え、その成果が全国津々浦々に行き渡るまで責任を持って実行してまいりますと述べられています。私たちもまた、この言葉を区政に置き換え、政策だけでなく、実行し、その成果を区民の皆様に実感していただくことこそ、議会と行政に求められる責任であると考えます。

以上、令和７年度の各会計決算について一定の成果を評価するとともに、今後も不断の事業検証と財源の効果的な活用を求めます。

なお、決算審査において、我が会派の所属委員が指摘させて頂いた課題や改善する事項については、その実現を図られたく要望いたします。

以上の意見を付しまして、令和７年度文京区一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の４会計決算を認定いたします。

○田中（香）委員長　続きまして、日本共産党さん。

○金子委員　日本共産党の態度表明を申し上げます。

物価高が深刻になる中、高市政権は暮らしの大変さに向き合うどころか、財源を示さず、２年後には大増税になる消費税食料品限定２年間１％や、非核三原則放棄、ＧＤＰ比3.5％、24兆円という未曽有の大軍拡を狙い、女性の政治参加を阻む比例定数削減を企て、軍国主義復活の危険が生まれていることは重大です。地方自治は住民が平和のうちに生きる権利を最大限尊重するため保障されており、文京区の自治権を、暮らしと地域経済支援や戦争につながる一切のものを拒み、平和のために行使するべきです。

区財政は総基金517億円、決算剰余金は43億円で実質収支比率は適正値を上回る5.3％、財

政力は強まり、暮らし支援の拡充が可能です。しかし各区で進む教材費、修学旅行、移動教室の無償化やシルバーパス一律1,000円負担、介護事業所経営支援、家賃補助、止水板補助、資源回収コンテナ区設置を行わず、避難所拡充は停滞し、シビック改修に総額300億円を超える税金投入を進める一方、交流館や児童館、老朽化した公衆公園トイレは後回しで、1,000人を超える高齢者が居住確保に困難を抱え、国保料督促状を異様な封筒で送り、人権侵害する区政は大問題です。

旧元町小敷地活用において、佐藤前副区長は園庭地下に順天堂の体育館建設を従前から知っていたにもかかわらず、公有財産管理運用委員長として令和４年11月に園庭面積を貸付料算定対象から差引き、令和７年３月に園庭の借地権を解除しました。そのため順天堂の体育館は区有地使用権限がなくなり、違法状態となりました。

これに関し、外務監査請求が６月５日に提出された７日後の６月12日、あろうことか、区長は２期目の任期１年を残す佐藤氏の６月末の退職を公表しました。佐藤氏は、違法状態に至る過程で一貫して公有財産管理運用委員長だった方です。その中心人物が既にいないだけでなく、驚くべきことに引継ぎもせず、その資質が問われます。佐藤氏を２期目に指名選任した成澤区長の責任は極めて重いと申し上げ、日本共産党は今後も解明と追及を行います。

以下、指摘したように、特別区民税の不納欠損は2018年度から12倍化で福祉的アプローチが必要。特別区交付金の配分割合向上と特別交付金配分ルールの明確化を。受益でない育成室利用とおやつ代、会議室キャンセル料は無料に。平和マップ改訂版と東京砲兵工廠の隧道保存に向け、国と協議を。外国にルーツを持つ人々と日本人がともに暮らす多文化共生社会への支援拡充を。会計年度任用職員への各種手当支給の方針を持ち、職員団体との交渉に臨むこと。Ｂーぐるは千石、大塚坂下に通し、土日の減便解消し、賃上げ支援７％の効果検証を。東京ドーム指定管理における指定事業と自主事業の人件費配分を精査し、解明を。全指定管理事業と戸籍証明発行委託などの委託事業にも公契約条例適用を。プレミアム商品券は紙の券や５月実施で拡充し、装飾灯電気代補助は全額に。老人福祉費の水準は23区でワースト２であり、8,000万円で可能なシルバーパス一律1,000円や補聴器購入補助拡充とアフターフォロー支援、小石川税務署跡地活用などでシルバーピア、特別養護老人ホーム、障害高齢者グループホーム確保を。障害者就労支援、障害者就労を支える旅行、検診、通勤経費支給廃止は権利侵害であり、復活し、拡充を。保育の量と質、発達保障のため千石西保育園アスベスト撤去時は仮園舎確保を。生活保護の違法削減で文化的で最低限度の生活を敷いた全員に謝罪し、全額補償を。議員提案で成立した民泊条例活用し、住環境の保全に注力を。湯島

三丁目の環境アセス対象外要件の設定は住民自治の形骸化であり大問題。消費税減税後も給食単価を減らさず充実させ、元町公園、元町小は文化財に。個人番号、自衛隊募集、馬券配分金、国民保護措置は認めません。

以上の理由で、日本共産党区議団は2025年度一般会計と国民健康保険、介護保険、後期高齢医療の各特別会計決算を認定しません。

○松丸委員　公明党文京区議団の態度表明をさせていただきます。

令和７年度は「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に邁進するため、現場の視点を重要視し、職員の創意と工夫により効率的、効果的で質の高い行政サービスを提供するために、令和７年度当初予算編成から枠の考え方を刷新し、新たに上限として機能を持たない一般財源各部枠を設け、取り組んでまいりました。

一般会計における歳出の決算額は1,630億1,264万8,000円で、前年度に比べ270億7,478万1,000円、19.9％の増となりました。執行率は95.9％で、前年度に比べ0.6ポイントの増となりました。また、大塚四丁目土地取得、食品等物価高騰対応給付金や物価対応子育て応援手当などの物価高騰対策等のための補正予算を合計５回編成し、対応してまいりました。今後も景気変動等に伴う社会保障関係経費の増大や子育て世代への支援や老年人口の増加を踏まえると、区民ニーズに応じた施策の実施による扶助費の増加が想定されます。これらに適切かつ迅速に対応できる堅実な財政運営が求められます。

これまで以上に歳入においては国の交付金を積極的に活用し、コスト分析による受益者負担の適正化等、適切に財源確保に努められ、真に必要な施策を厳選するとともに、既存の事業も縮小、廃止、統合等の効率化の観点から見直しをしていかなければなりません。さらに財政指標を注視しつつ、基金残高の維持、確保及び地方債の償還に努め、効率的、効果的で質の高い財政運営を進めていただきたい。また、デジタル技術を最大限に活用し、住民サービス、行政事務の業務改善を推進できるＤＸ人材を育成するとともに、職員を取り巻く職場環境の整備を推進することで働きやすい職場づくり、人材の確保につなげていただきたい。今後も社会情勢の変化が激しい状況にあっても、区民ニーズを的確に捉え、安心して文京区に住み続けられる施策の実現を要望いたします。

なお、決算審査の過程におきまして、我が会派が指摘いたしました次に掲げる意見、要望につきましては今後十分に検討の上、実現を図られるよう強く望みます。歳入において法定外税への取組。ふるさと納税における返礼品の拡充。積立基金を活用してのＥＳＧ債の積極的購入。議会承認案件工事費の引上げと区外事業者の入札参加資格の厳格化。防災対策とし

て豪雨対策への取組の強化。交通不便地域解消のために大塚千石地域、白山地域のコミュニティバス運行の実現。竹早テニスコート、目白台テニスコートにおける区外利用者への開放。中小企業事業者へＩＴを使っての生産性向上につながるための支援強化。女性デジタル人材育成と活躍の創出。社会福祉協議会、民間事業者団体との連携強化による身寄りのない高齢者支援の強化。医療的ケア児、在宅レスパイト事業の強化。元町ウェルネスパークにおける医療的ケア児ルーム事業において、利用者ニーズに沿った支援強化。障害者、障害児における地域生活支援事業の拡充と強化。文京こどもの権利擁護相談窓口の開設に伴う支援強化。ヤングケアラー支援における18歳以上の対応の充実。子育て世代などが安心して住み続けられるアフォーダブル住宅供給モデル事業の創設。収集作業時における作業員２人体制の配置の実現。不登校支援として、ふれあい教室の小学校１年生、２年生クラスの導入。チャレンジクラスの導入。フリースクール料金の区独自の助成金の導入。

以上の意見を付しまして、公明党文京区議団は令和７年度一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の４会計決算を認定をいたします。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。ＡＧＯＲＡさん。

○沢田委員　令和７年度決算について、政策チームＡＧＯＲＡの意見を申し上げます。

過去最大の決算規模となった令和７年度について、施策の効果と課題、改善策を審査しました。以下、委員会で指摘してきた事項の改善を求めます。

財政運営では、財政規模と不用額の増加要因を検証し、予算制度と施策の優先順位を改善してください。債務負担行為や指定管理、長期継続契約等の将来負担を可視化し、次期総合戦略に反映するとともに、シビックセンター駐車場の休日料金の見直しによる財源確保や住民参加型予算、団体応援寄附金制度と連動した、ふるさと納税の活用を求めます。

資産管理では、元町ウェルネスパークの占有権限と契約変更時の庁内連携を整理し、今後は施設整備の初期段階で土地の所有関係や利用権限を確認してください。千駄木地域の学校福祉施設は、整備工程と複合化等を全庁で再検討してください。

議会運営では、全委員会のネット中継、資料の早期公開、傍聴者のスマホ、ＰＣ利用など、区民の利便性を改善すること、区議会だよりの満足度と費用対効果を検証し、議会の役割と仕組みを紙面で分かりやすく伝えること、そして区には、議員の不当要求には政官接触の記録を公文書として残し、カスハラ対策基本方針に沿った組織的な対応を求めます。

広報広聴では、各広報媒体の効果検証とノウハウの庁内共有、ＳＮＳからの動線とホーム

ページの検索性改善を求めます。参加型広聴システム、Ｄｅｃｉｄｉｍを活用して区民の声の仕組みを見直し、こども若者議会、若者の参画予算を通じ、声を施策に反映してください。

人材育成では、公契約条例適用前の指定管理施設の賃金、労働条件を確認し、学芸員の計画的採用育成と正規化を進めてください。ＤＸ、ＡＸで管理職の役割や業務を見直し、ジェンダー格差の是正、時短、在宅勤務者の孤立防止、現場の課題と提案を生かす改革志向の組織づくりを求めます。

人権、多文化共生では、女性用トイレの整備、改修による混雑緩和、子ども、若者、保護者がともに参加できる包括的性教育講座の継続、外国人保護者への生活教育情報の提供を求めます。

防災、間違った。選挙では、電子投開票による開票事務の効率化と当日共通投票所による利便性向上、18歳未満の選挙運動に関する法改正の動向を踏まえた主権者教育の見直し、票ハラの啓発と相談支援体制の整備を求めます。

防災では、在宅避難者への物資供給と避難施設の役割分担、ペット同行避難、補助犬対応を具体化してください。また、複数の水害リスクを地域ごとにまとめて確認できる情報発信、マンションの浸水、停電対策と止水板助成、内水氾濫、汚水逆流の啓発と被災後の相談支援を充実してください。

区民生活では、現役世代の女性の運動機会の創出、第二青少年プラザ開設までの中高生の居場所の確保、障害者文化芸術活動の充実、町会・自治会の担い手不足やジェンダーの課題には、運営マニュアルによる事例共有と横のつながりで対応してください。

福祉では、重層的支援による生活改善の効果と調整体制を検証し、市民後見人を専門職等とチームで支える仕組み、ＡＣＰ等を生かした意思決定、終活支援を充実してください。また、福祉住宅部門が連携し、入居から見守り、死後対応まで支援するとともに、住宅対策基金を地域福祉基金に統合し、居住支援に活用してください。

子育てでは、周辺施設と調整した保育園舎の改築と認定こども園化、保育教諭の処遇の一本化、保育園へのＡＬＴ派遣、国際バカロレア研修と文京区版幼児教育・保育カリキュラムへの反映を求めます。医ケア児支援ルーム、ひまわりの災害対策による福祉避難所化と直接避難への対応、児童相談所の意見表明、家庭支援の改善と専門職配置の効果検証、離婚前後のオンライン法律相談の検証も求めます。

健康、医療、介護では、男性の更年期、排尿トラブルへの支援と前立腺がん検診の導入、国保の適正な資格管理と国保逃れによる遡及加入への対応、督促封筒は収納効果と人権尊厳

への配慮の両立を求めます。また、介護保険準備基金活用による保険料上昇抑制と認知症当事者、家族等の声の計画への反映も求めます。

産業、まちづくり、環境では、産業振興経費の効果と重点分野の見直し、湯島三丁目再開発での上野御徒町駅への接続確保、子どもの自転車練習場所の確保と自転車ＤＸによる駐輪場の改善、プラスチック分別回収の検証とリデュース、リユースを求めます。

また、教育、図書館では、修学旅行費の補助増額、無償化、利用者の声を踏まえた学習用端末更新、セルフ貸出しの検証と司書の専門サービス充実、学校図書館支援員派遣の週５日化、元町幼稚園の幼保連携型認定こども園化とゼロ歳児保育の実施を求めます。

以上の意見を付し、政策チームＡＧＯＲＡは、令和７年度一般会計決算及び３特別会計決算を認定いたします。

○田中（香）委員長　区民が主役さん。

○小林委員　令和７年度一般会計決算について、区民が主役の会は不認定とします。

理由は、元町ウェルネスパークの違法状態と検証を拒む区の姿勢です。区は園庭を貸付対象から外し、地下体育館を使う法的根拠を失わせました。外部監査は違法状態と区の過失を指摘しています。地下体育館の存在は周知の事実で必要な資料が示されていなかったことを区も認めています。それなのに、なぜ公有財産管理運用委員会は承認できたのか、さらに区長は決裁できたのか、区民に説明すべき問題です。それでも区は検証しないと答弁を繰り返しました。内部統制の対象にも上げず、重く受け止めると言いながら追加検証は拒む、組織の不注意では済みません。是正しても違法であった事実は消えません。経緯と原因を検証し、再発防止策とともに区民に報告すること、併せて以下要望します。

経常収支比率は23区で最も高い83.6％です。公共施設整備は人口動態や区民ニーズを踏まえて規模、機能、設計を見直し、維持管理費や人員配置も検証すること。UN Women日本事務所は庁舎外への移転も検討し、１階はタニタ社員食堂のように区民も使える空間へ。小石川税務署跡地は障害者施設とし、執務室の移転も検討すること。情報を得る権利を保障するため、委員会中継と公開の審議会等のオンライン配信を進めること。区民委員が参加せず、教育長、教育委員と事務局職員が公務で議論する教育委員会定例会は、公開部分を配信できない合理的な理由は示されていません。早急な実施を求めます。庁舎内での区議会議員へのカスタマーハラスメント対策と、区職員が相談できる外部機関の設置を。礫川公園改修では東京砲兵工廠の隧道を見学できるよう整備し、遺構を保存活用すること。困難を抱える女性の実態を調査し、区独自の支援を男女平等参画推進計画に盛り込むこと。ヘイトや差別の根絶

を目指して多文化共生を進め、在留資格のない外国人にも命、安全、人権を最優先に対応すること。指定管理の図書館司書への労働報酬下限額の適用を前倒しすること。理学療法士などの専門職は正規職員、またはフルタイムの会計年度任用職員として採用し、区独自の加算や処遇改善を行うこと。オープンデータを可視化し、職員、区民の利活用を進めること。集中豪雨時の生活用水の排水制限を周知し、止水板補助は上限100万円で早急に実施すること。緑や土の面積を増やし、公園等へのレインガーデン導入を検討すること。Ｂーぐるの土日の減便解消に努め、都や国と運転士不足の解決を図ること。交通不便地域の解消に向け、オンデマンドバスや第４路線の実現を目指すこと。東京ドームほかの指定管理料の収支を精査し、区民に説明すること。生活保護の住宅扶助費の増額、シルバーピア区営住宅の増設、家賃補助や空き家活用を検討すること。多床室のある特養ホームホームの存続に向け、区の経営への関与を強め、将来的に区立に戻すことも検討すること。東京都の里親サポートネットの仕組みを区児相にも設け、児相に弱音を吐けず、孤立しがちな里親を支えること。柳町児童館・育成室では現場提案のハブ構想を生かし、専門職と連携して子どもが日常の中で支援につながる仕組みをつくること。こどもの権利推進リーダー会議では、自由に意見を述べられる進行と意見や施策を運営に反映する仕組みを。区が性加害の疑いを主張した職員処分で、教育委員会が子ども本人に被害を確認していなかったことは重大です。判断と対応の検証を求めます。幼稚園型認定こども園の新設は、区立の幼稚園、こども園、保育園の実在園児１人当たり経費と整備費を比較し、将来需要と財政負担から必要性を説明すること。合理的配慮の具体例と相談先を新年度に全保護者へ周知し、教員の理解を徹底してください。特別扱いで退けず、本人、保護者と必要な配慮を話し合うこと。普通教室不足に対応するため縮小、廃止された学校図書館やランチルームなどは復活させること。学校図書館司書の派遣は週５日に増やすこと。改築後の小日向台町小学校の地下体育館について、水害時の避難所にするには課題があることを認識し、内水氾濫対策に努めること。学校図書館や特別教室を地域開放し、管理は外部委託にすること。国保料の督促用封筒は廃棄して終わりではありません。収納率向上のためでも区民の尊厳や人権を損なうことは許されません。督促封筒を送ることは区民にとっての緊急事態と認識し、滞納の背景を把握して福祉につなげること。

区民の利益と権利を守り、判断を検証し、誤りを改める。責任を果たす区政を求め、令和７年度一般会計決算は不認定、３特別会計決算は認定といたします。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

文京維新さん。

○高山委員　文京区議会日本維新の会の態度表明を申し上げます。

令和７年度決算については、物価高騰や社会情勢の変化、公共施設の老朽化など、様々な課題に対応しながら、区民生活を支える各種事業が施行されたことを確認いたしました。区政運営に御尽力された区職員の皆様に敬意を表します。一方で、限られた財源を有効に活用し、将来にわたって持続可能な区政を実現するためには、従来の事業を継続させ続けるのではなく、事業効果の検証と不断の見直しを進めることが重要です。

以上を踏まえて、指摘した以下の点について、さらなる改善を求めます。ふるさと納税による税収流出への対策を強化するとともに、区有財産の稼げる財産化やネーミングライツ権や民間活力の導入により、自主財源の確保を今後推進すること。基金の取崩しや区債、国、都支出金に過度に依存することなく、事業の費用対効果を将来の維持管理費を検証し、スクラップ・アンド・ビルドによる歳出の適正化と財政規律の確立を進めること。国民健康保険の法定外繰入れについては、現役世代、国保加入者以外の区民との負担の公平性を踏まえ、保険料負担の抑制と制度の持続可能性を両立させながら、段階的な解消に向けた取組を進めること。伝統ある五大まつりを大切にしながら、地域の有志や若い世代が主体となる新たなイベントへの立ち上げ支援を検討し、地域活力とコミュニティの創出を推進すること。火葬料金の高騰に対し、区民の負担軽減を努めるとともに、東京都や特別区と連携し、料金の適正化や中長期的な公的関与の在り方を検討すること。また、孤独死の予防と単身者の住まいの確保に向け、見守りから死後事務まで切れ目のない支援を進めること。児童相談所の職員が安心して働き続けられる環境と法的支援体制を維持強化すること。民泊や旅館業については、引き続き監視指導を徹底し、区民の安全と良好な生活環境を守ること。がん検診の受診率向上と精密検査の受診推奨を強化し、限られた予算を効果的に活用すること。こどもの権利条例の趣旨を踏まえ、公園の安全確保と子どもが自由に遊べる環境の両立を図り、身近な公園でのボール遊びの機会を広げること。建設資材や労務費の高騰による入札不調に対し、適切な予定価格の設定や発注方法の工夫により公共施設の整備、再整備を着実に進めること。私立高奨学金の給付化や返済負担の軽減、認定こども園の保育の質の向上、学校給食の無償化における質と安全の確保、学校施設の適切な整備、柏学園の維持コストの検証など、教育、子育ての施策の充実と効率的な事業運営を進めること。

私たち日本維新の会文京区議会は、区民サービスの充実と行政の効率化は両立できると考えています。必要な支援は着実に届ける一方、効果の乏しい事業や将来負担を十分に検証し、区民の貴重な税金を真に必要な施策へ重点的に配分すること、そして区有財産を有効に活用

していくことを求めます。

以上の意見を付しまして、文京区議会日本維新の会は、令和７年度一般会計決算及び３特別会計決算を認定いたします。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

市民さん。

○ほかり委員　令和７年度決算について、市民フォーラムの態度を表明いたします。

物価高騰が長期化し、区民生活や地域経済への影響が続く中、多様化する行政需要に対応し、区民生活の安定と行政サービスの充実に取り組んできたことを評価します。一方で、税収の増加が必ずしも区民一人一人の生活の豊かさにつながっているわけではありません。引き続き歳入の動向を慎重に見極めるとともに、事務事業の効果を適正に適切に検証し、限られた財源を最大限有効に活用することを求めます。また、決算審査で明らかになった課題を次年度以降の予算編成や事業運営に確実に反映し、区民生活の向上につなげることを要望します。委員会で申し上げた、以下の指摘及び要望について実現を求めます。

ふるさと納税制度による区財源の流出については、制度の構造的な問題点を国に訴えるとともに区内企業や大学、地域資源と連携した魅力ある返礼品の開発など、寄附獲得に向けた積極的な取組を進めること。シビックセンター駐車場の料金体制等、運用の見直しを。区有施設や集合住宅における初期消火体制の強化を図り、消火設備の適切な維持管理と実践的な訓練を推進すること。また、学校においては児童・生徒の避難経路を多角的に検証し、災害時に安全かつ確実に避難できる環境を整備すること。ジュニア救命講習の拡充を図ること。デジタル商品券事業については、購入時の経済的メリットにとどまらず、区内商店街への人流の創出や新規顧客の獲得につながる仕組みを検討し、持続的な地域経済の活性化を図ること。2027年４月から始まる消費税減税に伴う区内飲食店などの事業者支援として、ＱＲコードオーダーシステムやセルフレジなど生産性向上設備投資への支援を検討すること。町会・自治会の担い手不足や高齢化に対応するため、役員の負担軽減や活動のデジタル化など、持続可能な地域活動に向けた支援を充実させること。外国人住民のための生活ガイドブックは内容を改善し、外国人住民が地域の一員として参加できるよう働きかけること。限られたスポーツ施設の利用効率を高め、学校施設の開放や私立学校、都立高校、国立学校との連携なども視野に入れながら、子どもから高齢者まで誰もが継続してスポーツに親しめる環境を整備すること。区内小学校でのこども広場は利用可能者の拡大を検討すること。学校創立記念式典予算の増額。外国籍児童・生徒への日本語支援については支援を必要とする子どもたち

の学習機会を保障するとともに、教員の負担軽減にもつながるよう、支援機関や実施体制のさらなる充実を図ること。スクールサポートスタッフ、エデュケーションアシスタント、スクールカウンセラーなど、区独自採用での教育環境改善策を継続すること。教材費については、一律の無償化を前提とするのではなく、教材の備品化や共同利用を積極的に進め、教育の質を確保しながら保護者負担の適正化を図ること。また、校内の居場所づくりについても現場の実情を踏まえた取組を進めること。放課後全児童向け事業をより一層拡充すること。

以上の意見を付しまして、市民フォーラムは令和７年度一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、介護保険特別会計決算については認定し、制度に課題がある後期高齢者医療特別会計決算については認定いたしません。本制度が国の制度設計に基づくものであり、区の裁量が限定的であること、また、区の事務執行そのものに対する評価とは別の問題であることは十分に認識していますが、制度の構造的な課題については引き続き問題提起してまいります。

以上です。

○田中（香）委員長　ありがとうございます。

自民誉さん。

○豪一委員　自由民主党、誉の態度表明をいたします。まずは、成澤区長区政20年を迎え、その功労に深く感謝します。20年前の区の当初予算は、予算額は約600億円ですので、毎年増加し続け、現在、令和７年の約1,600億円の財政規模に裏付けされる事業の量の変化や質の向上は計り知れないところです。それらの事業、数々の企画、立案、実行されてきた区の全ての職員の皆様、また関係者の皆様にも深い感謝と敬意を表します。

しかし、事業や財政規模の拡大のスピードに人の目が追い付かず、大きなミスにつながることを学んだ令和７年度でした。緊張感を持ち、庁内での横串が刺さった情報共有、チームとしての今後の取組に期待いたします。

在職20年の区長を今後も応援し、区のために働く職員の皆様を応援するためにも、さらに襟を正し、耳障りな議員や区民や区民団体の意見もしっかり耳を傾け、おごることなく区民の利益を最優先に、住んでみたい、住み続けたい魅力あふれ、さらに魅力を際立たせる文京区にブラッシュアップをしていただけるよう御尽力をお願いします。

令和７年度の主要施策、子どもたちに輝く未来をつなぐ、をテーマとして様々な子育て世帯、乳幼児、子どもの生活環境を支える各事業、新設された児童相談所事業運営では多くの実績と成果を上げたことを高く評価します。

健康で安心な生活基盤の整備では、医療、高齢者障害ヤングケアラー等、身体、精神的支えが必要な方々や、その予防に数々の事業を企画、立案、実行して成果を上げたことを高く評価します。

活力ある魅力あふれるまちの創造では、中小企業、商店街、消費者、文化、観光と時代の変化に対応した知的財産の機会取得、にぎわいと活力を与える源の支援等、多くの事業に企画、立案し、成果を上げたことを高く評価します。

文化的で豊かな共生社会の実現では、令和７年度石破政権の国づくり基本軸であった人材尊重社会の実現、楽しい日本の構築を反映する町会・自治会の支援をはじめ、スポーツや文化、男女平等参画社会の実現に向け様々な事業を推進し、人権に関するデリケートな社会も理解し、事業として取り組み、多様性等を尊重するダイバーシティ推進事業に取り組んできたことを高く評価します。

環境の保全と快適で安全なまちづくりでは、地球温暖化対策をはじめ、緑の保全、循環型社会の形成、地域防災力の向上、防災機能の強化と現場の把握に区内に足を運ぶとともに、高い情報力で区内に広めた実績を評価するとともに、災害に強い都市基盤整備、地域の犯罪抑止に尽力されたことを高く評価します。

持続可能な行政運営の推進では、増大し続ける区財政もいつかは陰りを見せることを予測し、さらなるＤＸの推進、生成ＡＩ等、有効活用するとともに、自主財源獲得のために区有資産の有効活用をして筋肉質な財政構造強化に今後、一層取り組んでいただけるための初めの一歩を踏み出す令和９年度予算につながることを期待します。

その他、物価高騰対応事業ではタイムリーな給付金やサービス等、臨機応変に対応し、諸問題解決に取り組んできたことを高く評価します。失敗から学び、行政サービスのさらなる向上を願います。なお、自由民主党文京総支部より提出した来年度予算要望については真摯に検討し、反映していただけるようお願いいたします。

以上、自由民主党、誉は、一般会計歳入歳出、国民健康保険歳入歳出、介護保険特別会計歳入歳出、後期高齢者医療特別会計歳入歳出の４会計全て認定いたします。お疲れさまでした。

○田中（香）委員長　永久の会さん。

○山本副委員長　文京永久の会の会派意見を申し上げます。

令和７年度は課題解決に向けた戦略的な施策を展開するとして「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に邁進するため、現場の視点を重視し、職員の創意工夫により効率的、効

果的で質の高い行政サービスを提供するための予算が編成され、６つの重点分野を中心に事業展開が図られました。

執行状況としては、歳入の総額が1,666億4,700万円で対前年比16.1％の増、それに対し歳出の総額が1,622億3,100万円で対前年度比19.8％の増と、歳入歳出とともに前年度に続き増加となりました。一方、基金の状況としては、令和８年９月の補正後に346億円となりましたが、ここ数年、微減傾向に推移している現状となっております。

財源の根幹をなす特別区税の顕著な増収には支えられつつも、過去には基金が700億円近い最高額の時代もありましたが、それを今の予算と比較した場合、当時は１年間の予算と同規模であった基金でしたが、現在の過去最高額を更新し続けている予算と比較すると４分の１程度の基金となっており、基金の予算に占める割合が大幅に減少していることになります。

したがって、大規模な災害発生に備える観点や持続可能な行財政運営を維持するためにも、今後も歳入の確保と歳出の抑制を図りつつ、計画的な基金の積み増しをお願いするところです。

区財政においては、特別区税収入の増加が続いているものの、ふるさと納税による税の流出や不合理な税制改正による影響を受ける中、多くの公共施設の改修、更新等を計画的に行う必要があることなどを踏まえると、先行きは決して楽観視できない状況であります。令和７年度の予算は、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に向けた取組を一層充実させ、前例や既成概念に捉われない新たな発想や創意工夫による様々な施策が実施されるとともに、バックキャスティングによる戦略的な事業展開を図りながら、各施策を着実に推進していく予算が編成されましたが、本決算特別委員会の集中審議において、その成果が大いに反映されているものであると確認させていただきました。また、決算の審査を通じて見い出された様々な問題点等を踏まえて、さらなる区政課題の解決に向けた戦略的な施策の推進を期待するところです。

なお、委員会審議において、各項目にわたり文京永久の会として様々な意見、要望、指摘をさせていただきましたが、今後の区政において順次実現を図られるよう望むところです。今後もさらなる内部努力の徹底と、費用対効果の観点に立ち、時代の変化や多様な区民ニーズを的確に捉え、引き続き区民福祉の向上に努められるとともに、安心・安全でいつまでも住み続けたい魅力あふれるまち、文京区を構築されることを期待するところです。

最後に１点、区の窓口業務についてですが、最近、敷居が高くなってきた区長室については他の窓口と同様に風通しの良い接遇になることを希望するところです。

以上の意見を付しまして、愛と勇気の結束を誇る文京永久の会は、愛と感謝をもって令和７年度一般会計歳入歳出決算及び３特別会計の歳入歳出決算を全て認定いたします。

○田中（香）委員長　ありがとうございました。

○田中（香）委員長　審査の結果を申し上げます。

報告第１号、令和７年度文京区一般会計歳入歳出決算につきましては、賛成が12、反対が５。したがいまして一般会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定いたしました。

次に、報告第２号、令和７年度文京区国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、賛成が14、反対が３。したがいまして、国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定いたしました。

次に、報告第３号、令和７年度文京区介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、賛成が14、反対が３。したがいまして、介護保険特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定いたしました。

次に、報告第４号、令和７年度文京区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、賛成が13、反対が４。したがいまして、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって、４会計歳入歳出決算の内容審査を終了いたします。

○田中（香）委員長　今後の日程でございますが、明日10月20日火曜日は視察となりますので、委員の皆様は、午前10時に、委員会室にお集まりいただきますようお願いいたします。

また、10月22日木曜日、午前11時から委員会報告文案について協議するための委員会を委員会室で開催いたしますので、委員の皆様は御出席のほど、よろしくお願いいたします。

なお、理事者の方々は御出席いただく必要はございません。10月22日午前10時でございます。以上で。11時でございます。

以上で、本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午後　　４時４３分　閉会